

平成26年度

自己点検・評価報告書

和歌山県立医科大学



目次

序章	1
本章	
1 理念・目的	5
2 教育研究組織	14
3 教員・教員組織	17
4 教育内容・方法・成果	
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	29
(2) 教育課程・教育内容	42
(3) 教育方法	51
(4) 成果	62
5 学生の受け入れ	70
6 学生支援	84
7 教育研究等環境	94
8 社会連携・社会貢献	104
9 管理運営・財務	
(1) 管理運営	109
(2) 財務	115
10 内部質保証	118
終章	124

序 章

1 本学の概要

本学は、昭和 20 年に和歌山県立医学専門学校として設立され、学制改革により昭和 27 年 2 月に新制和歌山県立医科大学の設置が認可された。その後長く単科の医科大学であったが、平成 8 年に看護短期大学部が併設され、平成 16 年には保健看護学部を開設、また平成 18 年の公立大学法人移行後、平成 20 年に助産学専攻科を設置し、現在は 2 学部 1 専攻科で運営をしている。

本学では、「医の心」のルーツを紀州が生んだ医聖華岡青洲に求め、学章には、青洲が世界初の全身麻酔に用いたとされる曼陀羅華を図案として用い、青洲が唱えた「内外合一・活物窮理」の碑を紀三井寺キャンパス内に設けている。本学の教育理念は、青洲の教えにその基盤を置いており、専門的知識や学術の教授研究とともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材育成を謳っている。

(沿革)

昭和 20 年 4 月	和歌山県立医学専門学校開校（4 年制）
昭和 22 年 7 月	和歌山県立医科大学予科開校（3 年制）
昭和 23 年 4 月	和歌山県立医科大学開校（旧医科大学 4 年制）
昭和 26 年 3 月	和歌山県立医学専門学校及び予科閉校
昭和 27 年 2 月	新制和歌山県立医科大学設置認可
昭和 30 年 4 月	和歌山県立医科大学開校（新制 6 年制 定員 40 名）
昭和 35 年 4 月	和歌山県立医科大学大学院開設
昭和 36 年 3 月	旧制和歌山県立医科大学廃止
昭和 39 年 4 月	入学定員を 60 名に変更
平成 8 年 4 月	看護短期大学部併設（3 年制）
平成 11 年 5 月	和歌山県立医科大学統合移転完成（紀三井寺）
平成 16 年 4 月	保健看護学部開設
平成 17 年 4 月	大学院医学研究科修士課程開設・博士課程再編
平成 18 年 4 月	公立大学法人和歌山県立医科大学に組織改編
平成 19 年 3 月	看護短期大学部閉学
平成 20 年 4 月	医学部入学定員 85 名に変更
平成 20 年 4 月	大学院保健看護学研究科及び助産学専攻科開設
平成 21 年 4 月	医学部入学定員を 95 名に変更
平成 22 年 4 月	医学部定員を 100 名に変更
平成 25 年 4 月	大学院保健看護学研究科 博士後期課程開設

2 自己点検・評価について

本学は、公立大学法人として、地方独立行政法人法（以下本章において「地独法」と

いう。) 制度の枠組みの中で、教育・研究・医療・経営等について、社会から求められる一定の水準を確保するために、毎年度自己点検・評価を行っている。自己点検・評価を適切に実施していることについての説明責任を果たすため、地独法第 11 条第 1 項に規定する地方独立行政法人委員会として和歌山県が設置する「和歌山県公立大学法人評価委員会(以下本章において「県評価委員会」という。)による本学に対する評価・提言と合わせて、本学のホームページに掲載し公表を行っている。

また、学校教育法第 109 条第 2 項に定められている認証評価受審の前年度において、認証評価で用いられる点検・評価項目に従って自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価結果については、次年度、次期の計画や事業実施に反映させ、評価のための評価となることとならないよう学内にフィードバックしている。

3 前回の認証評価に対する対応状況について

前回の認証評価の際に受けた指摘事項(努力課題)に対する現在の状況は、次のとおりである。

ア 研究科又は専攻ごとの人材養成目的の学則等への明示・公表について(基準項目

1 理念・目的)

・指摘事項

教育理念等は、大学案内、ホームページに掲載されるとともに、学生便覧等にも明示され、周知が図られているが、学部・研究科ごとの人材養成の目的については、学則等に明示されていない。

・評価当時の状況

教育理念等は、大学案内、ホームページに掲載されるとともに、学生便覧等にも明示され、周知が図られているが、学部・研究科ごとの人材養成の目的については、学則等に明示されていない。

・現在の状況

学部、研究科毎に教育目標を設定し、大学ホームページ、教育要領、学生便覧などに掲載している。

イ 医学部での授業評価結果の学生への公開について(基準項目 2 教育内容・方法)

・指摘事項

授業評価はタッチパネル形式のコンピュータ画面で行い、自動集計ができるシステムを開発しているが、これらの授業評価結果については、学生への公開がされていない。

・評価当時の状況

授業評価はタッチパネル形式のコンピュータ画面で行い、自動集計ができるシステムを開発しているが、これらの授業評価結果については、学生への公開がされていない。

・現在の状況

学生による授業評価結果については、教養・基礎・臨床部門毎に総括し、評価を受けた教員だけではなく、学生に対しても公開する形で掲示している。

ウ 医学研究科でのFDへの組織的な取り組みについて(基準項目2 教育内容・方法)

・指摘事項

FDにかかわる大学院としての組織的な取り組みが課題である。

・評価当時の状況

FDにかかわる大学院としての組織的な取り組みが課題である。

・現在の状況

FD研修会については、これまで、医学部との共催という形で実施してきたところであるが、大学院医学研究科整備検討委員会(大学院委員会)において検討を行い、平成25年度から大学院独自の研修会を実施し、大学院教員の教育方法の改善を組織的に進めている。

エ 教員の昇任の基準と手続きの明確化について(基準項目4 教員組織)

・指摘事項

教員の昇任の基準と手続きが明確になっておらず、規程等の整備により明文化することが望まれる。

・評価当時の状況

医学部・保健看護学部とも教員選考については「和歌山県立医科大学教員選考に関する規程」が定められているが、昇任については明文化された基準はなく、各教授会での審議に委ねられている。なお、教員の年齢構成については、両学部とも一部の年代に偏りがみられる。

・現在の状況

平成21年6月に和歌山県立医科大学教員選考規程を改正し、教授・准教授・講師・助教の選考について明文化した。併せて、医学部教員選考実施規程並びに医学部教員選考に関する申し合わせ事項を制定するとともに、保健看護学部教員選考実施規程を改正し、選考の方法等を定めた。

オ 人事システムの構築について(基準項目4 事務組織)

・指摘事項

県におけるさまざまな部署から事務局に転入し2～4年で転出するという人事ローテーションが一般的であったため、専門的知識を有する職員が育ちにくいシステムとなっているので、公立大学法人にふさわしい人事システムの構築が望まれる。

・評価当時の状況

本学の事務系職員において、比較的短い期間で県の部署と転出入を行う人事ローテーションが一般的であるため、本学における勤務年数が短いこと

が普通である事務職員と、大学組織への帰属意識が高い教員や医療職等との間にギャップが生じている面もある。

- ・現在の状況

本学では毎年度、県職員の引き上げに相当する人数（2名程度）を公立大学法人の事務職員として採用していることから、若く経験の浅い法人職員が増加し、その比率が高まっている。現在は、県との協議により県職員の引き上げ数を抑えるとともに、法人職員の募集に際しては、企業・病院等に関する経営管理や労務管理の経験者の採用枠を設けたり、採用職員の年齢制限を引き上げることにより経験のある職員の採用を行っている。

人材育成については、県が実施する研修の受講を義務づけたり、法人職員が増加していることから、中堅職員研修の3年後に新任副主査研修を新たに実施するとともに、新規採用職員を対象に、実務経験を積んだ6月頃により実践的な研修を実施するなど研修体系の見直しを行った。

さらに、平成27年度からはSD研修を実施することとし、法人職員の質の向上を図ることとしている。

カ 図書館の体制整備について(基準項目5 図書・電子媒体等)

- ・指摘事項

図書館スタッフの数が不足しているので、利用者のニーズに合わせた十分な対応ができるよう、体制を整備することが望まれる。

- ・評価当時の状況

本学図書館の紀三井寺館・三葛館ともに、規模に対して図書館スタッフの数が不足している。

- ・現在の状況

スタッフ数は増員できていないが、学術雑誌を冊子体より電子媒体へ移行させるとともに、そのタイトル保有数を増大させ、またメディカルオンライン等のデータベース導入により、利用者（学生・教員）のニーズに合わせた対応を限られた人数で効率的に取り組んでいる。

なお、現在、学内ネットワークが整備されており、今後、学外からも大学が保有する電子ジャーナルの閲覧ができるように情報提供ネットワークを拡充していく。

第1章 理念・目的

1 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉 大学全体

序章でも記述したとおり、本学の「医の心」のルーツ医聖華岡青洲が唱えた「内外合一・活物窮理」の理念を受け継ぐ本学の理念・目的を、「和歌山県立医科大学学則」第1条(目的)に次のとおり定めている。

「和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第22号）に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、医学及び保健看護学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。」（資料1-1）。

また、本法人の設置者である和歌山県が、地方独立行政法人法の規定に基づき定める中期目標においても、上記の目的を果たすため本法人の基本的な目標を、「(1) 高等教育及び学術研究の水準の向上に資する。」、「(2) 高度で専門的かつ総合的な能力のある人材の育成を行う。」、「(3) 高度で先進的な医療を提供する。」、「(4) 地域の保健医療の発展に寄与する活動を行う。」、「(5) 地域社会との連携及び産官学の連携を行う。」と設定しており、本学では、当該中期目標を達成するために、中期計画及び年度計画を策定し、自己点検・評価を行いながら、各施策に取り組んでいる（資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料1-5、資料1-6）。

〈2〉 医学部

昭和20年に設立された和歌山県立医学専門学校から出発した医学部は、昭和39年度の定員変更後長らく60名の定員としてきたが、平成20年度から国の緊急医師確保対策に基づいて、医学部定員に地域医療枠と県民医療枠の制度を導入し、段階的に定員を増員し、平成22年度に入学定員を100名として現在に至っている。

本学の理念・目的を踏まえた医学部の教育目標は、幅広い教養、豊かな思考力と創造性を滋養し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材、高度で専門的かつ総合的な医学的能力を身につけた人材、コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材、地域医療及び健康福祉の向上に寄与するとともに、国際的にも活躍できる人材を育成することであり、この目標に準拠して入学者受入方針（アドミッションポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）、学位授与方針（ディプロマポリシー）を設定している（資料1-7、資料1-8、資料1-9、資料1-10）。

また、本学は県内唯一の医師養成機関として求められる、県内医療を支える役割を果たすとともに、統合的・専門的能力、国際的な能力を有した人材の育成について、時代の流れを見据えつつ常に前向きに取り組んでいる。

〈3〉保健看護学部

保健看護学部は、前身の看護短期大学部を平成 16 年に保健看護学部へ改組転換し現在に至る。設置目的は「多様化、高度化する健康・福祉ニーズに応えることができる資質の高い保健看護専門職を育成し、県下の教育・研究・研修において、地域の中核機関としての役割・機能を果たし、もって地域社会の健康・福祉の向上と人類の健康文化の進展に寄与すること」である(資料 1-11 p.1)。

保健看護学部の理念・目的は、「豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、先進的、高度な専門的知識と技術を教授し、科学・技術の進展と、健康・福祉に関する社会の要請に柔軟かつ創造的に対応でき、保健看護の実践、教育、研究など広い分野での活躍が期待できる資質の高い人材を育成する」と定めている(資料 1-11 p.1)。

本学部の理念・目的の特色は、ベッドサイドの看護師の育成のみでなく、地域に密着し、個々の住民の状況に応じた総合的な健康づくりを推進できる人材育成を目指す点にあり、医療福祉が施設から在宅に転換されるとともに、健康づくりが強化されている状況を踏まえると、適切に設定されていると考える。

〈4〉医学研究科

医学研究科は、昭和 35 年に設置され、平成 17 年には、地域医療に対する貢献を中心に据えた高度先進的な大学院教育を行い、関連性の深い分野を統合し広領域化を図り、基礎医学と臨床医学の連携による医学研究の推進を行うために博士課程を再編するとともに、高度専門職業人の育成機能と社会人の再学習機能の強化を図り、学術研究の活性化・高度化と優れた研究者の育成能力の強化を行うため、新たに修士課程を設けた。

本学の大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的としている。医学研究科の修士課程、博士課程の理念・目的についてはそれぞれ次のとおりであり、大学院学則第 3 条に明記している(資料 1-12)。

- ・医学研究科(修士課程)の目的

- 広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこと

- ・医学研究科(博士課程)の目的

- 研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと

医学研究科においては、これらの理念・目的を見据えて、社会が必要とする人材の育成に注力している。

〈5〉保健看護学研究科

本研究科は修士課程(博士前期課程)が平成 20 年に開設され、保健看護学の発展に寄与できる人材を育成するために教育を実践してきた。

本研究科博士前期課程の理念・目的は、「広い視野と高邁な倫理観に立って、人間の尊厳を重視する保健看護学の教育・研究を進め、保健・医療・介護・福祉に対するニーズに先駆的に対応し、健康に関係する様々な分野相互の連携の重要性が理解できる資質の高い保健看護職者と健康関連専門職者を育成する。また、本学保健看護学部の使命である『地域に根ざした保健看護学の考究』の推進者として、地域の人々の健康の保持増進、疾病・障害に伴う諸問題を含め、倫理的・科学的な研究に対する意欲をもち、自律して質の高い計画を立案・実行し、社会のニーズに柔軟かつ豊かに対処することができる健康づくりに関わる専門職業人としての能力の向上をめざす。」と定めている(資料 1-13)。

平成 25 年度に開設された博士後期課程の理念・目的は、「広い視野と高邁な倫理観に立って、人間の尊厳を重視する保健看護学の教育・研究を進め、保健・医療に対するニーズに先駆的に対応し、健康に関係する様々な分野における健康づくりに寄与できる教育・研究者を育成し、地域における人々の健康に貢献する。」と定めている。(資料 1-13)。

いずれも現代の社会のニーズに応える人材を育成するものとして適切に設定されている。

〈6〉助産学専攻科

助産学専攻科は平成 20 年 4 月に開設され、教育目的は、「幅広い教養と豊かな人間性を育み、助産及び母子保健全般に関する高度な知識と優れた技術を教授研究し、保健医療の向上に寄与することのできる人材を育成し、もって地域の母子保健の発展向上に寄与することを目的とする。」と定めている。

この教育目的は、学則の「目的」に合致するものであり、適切に設定されている(資料 1-1 第 1 条、資料 1-14 第 2 条)。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

理念・目的に基づいた目標及び基本方針を大学ホームページや冊子に掲載することなどにより、大学構成員及び外部に発信している(資料 1-15)。具体的には、以下所属毎に記載する。

〈2〉医学部

教育目的を規定した学則を学内向けホームページの規程集データベースに収録するとともに、入学時に学生全員に配付する学生便覧に収録し構成員に周知している(資料 1-16、資料 1-17 p. 60)。

社会に対しては、学外向けホームページに教育の目標等を掲載することにより社会に公表するとともに、学生募集要項にも掲載し周知している(資料 1-7、資料 1-18 p. 1)。

また、大学説明会、オープンキャンパスにおいても「医学部案内」により周知して

いる(資料 1-19 p. 1)。

〈3〉保健看護学部

学部学生に対しては保健看護学部の設置目的、教育理念、教育目標を掲載した「学生便覧」を配布している。教職員には新任時や年度ごと学生便覧の配付により周知を図っている(資料 1-11)。

社会一般への周知の方法として、学部案内の作成、保健看護学部ホームページを作成し、教育理念についても掲示し、周知を図っている。(資料 1-20 p. 1、資料 1-21)

高校の進路指導部長等を対象とした大学説明会、受験希望者やその保護者を対象としたオープンキャンパス、県内高校の校長や教育委員会との情報交換会、高校訪問(高校教員および学生を対象)を 13 校(平成 26 年度)にそれぞれ実施して、本学の教育目的や理念、教育環境、取組等の周知に努めている。

〈4〉医学研究科

教育目的を規定した学則を学内向けホームページの規程集データベースに収録するとともに、大学院生全員に配付する大学院学生要覧に収録し構成員に周知している(資料 1-16)(資料 1-22 p. 87)。

また、社会に対しては、ホームページに大学院の教育目標等を掲載し周知している(資料 1-23)。

〈5〉保健看護学研究科

本研究科の理念・目的は、ホームページ、大学院シラバス、学生募集要項、本学保健看護学部の学部案内に記載している。周知方法は、教職員には新任時オリエンテーションにて、学生には 4 月初旬のオリエンテーションにて大学院シラバス等を活用して説明している。学外へは、ホームページ、募集要項および関連保健看護機関等に配布する本学研究科案内にて周知している(資料 1-24、資料 1-25 p. 1 p. 72、資料 1-26 p. 7、資料 1-27 p. 7、資料 1-21 p. 21)。

〈6〉助産学専攻科

教育目的は、学生便覧に掲載し、シラバスと共に冊子製本化したものを学生及び教職員の全構成員に配布している。さらに、学生には専攻科オリエンテーションや「助産学概論」の授業を通して周知している。社会一般へは大学ホームページに掲載し、周知を図っている(資料 1-28 p. 1、資料 1-29)。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

地方独立行政法人法に基づき設置者が 6 年毎に設定する「中期目標」の設定時、「中期目標」を実践するための 6 年毎の「中期計画」の策定時、「中期計画」を実現するために本学が毎年度策定する「年度計画」の策定時、及び年度計画の達成状況を自己点

検・評価し、設置者に報告するための「業務実績報告書」の作成時等を通じて、前述の理念・目的が時代に沿ったものかどうか、見直しを行う必要があるかどうかを検証している。

〈2〉 医学部

中央教育審議会の答申に基づき、入学者受け入れ方針については、教育研究開発センター入試制度検討部会、教授会、教育研究審議会での審議を経て平成 22 年 4 月に、また教育課程の編成方針及び学位授与方針については、教育研究開発センター教育評価部会、教授会、教育研究審議会の審議を経て、平成 23 年 4 月に策定したところであり、今後それぞれの関係委員会において検証を行っていく。

〈3〉 保健看護学部

毎月開かれる FD、教員連絡会、教務学生委員会、教授会で折に触れて、大学の理念・目的は何かを確認しながら、また、その適切性を確認しながら、周知、意思決定を行っている(資料 1-30 p. 38)。

〈4〉 医学研究科

独立行政法人法に基づく中期計画及び年度計画の策定時の検証のほか、必要があれば、大学院委員会及び大学院医学研究科委員会において検討することとしている(資料 1-31、資料 1-32)。

〈5〉 保健看護学研究科

本研究科の理念・目的をもとにして、教育内容及びそのあり方について、随時、研究科委員会において協議し、その適切性を確認しながら周知、意思決定を行っている。

〈6〉 助産学専攻科

専攻科の教育目的の適切性の検証は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号)の改正などに併せて定期的に行っている。平成 25 年度のカリキュラム変更時にも検証を行ったが、本専攻科の教育目的は本学の教育理念と合致しており、変更はしていない。

2 点検・評価

○基準 1 の充足状況

大学全体、各学部、大学院等の理念・目的は、大学及び大学院学則、助産学専攻科に関する規程に明記しており、またホームページ等により公表していることから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

定款、大学学則、中期目標に目的を明確に記載するとともに、学部毎に教育目標、学位授与方針等を策定している。また、全ての教育目標はホームページ等により公表していることから、本学が高等教育において目指すところはもとより、地域社会貢献に対する本学の考え方なども周知が図れている。

〈2〉 医学部

和歌山県民医療の指導的・中心的な役割を担う人材を育成することを目的とした「県民医療枠」、並びにへき地医療拠点病院等で勤務する医師を養成することを目的とした「地域医療枠」の第一期生が平成 25 年度に卒業したが、その全員が県内の病院（本学附属病院）を卒後臨床研究の研修先として選択した。これは、本学の理念・目的に基づく教育の大きな成果である。

〈3〉 保健看護学部

保健看護学部の理念・目的に従い地域社会に貢献しうる医療職者の養成を行っている。平成 25 年度 81 名の卒業生のうち就職者は 75 名、92.6%（6 名は進学）、そのうち県内・外に約半数ずつの学生が就職し（県内への就職率は 49.3%）、職種も医療施設の看護師、道、府、県、市、村の保健師、小中学校の養護教諭など多様な場所で活躍しており、理念を反映した医療職者を育成している（資料 1-21 p. 29、資料 1-33）。

〈5〉 保健看護学研究科

博士前期課程における平成 25 年度までの過去 5 年間の修了生 63 名の動向をみると、6 名が教育職に就き、57 名が県内外の病院、保健所、学校等の公的機関等に就職・復職している。また、教育職に就いた修了生の中には、本学の助教として教育指導にあたっている者もいる。病院に復職した者では、師長等として、あるいは後進の指導的立場として活躍している。博士前期課程修了生の多くが県内で指導的な役割を果たしていることから、本学の教育理念・目的は適切であり、その効果が上がっていると評価する。

教育理念・目的の周知状況を確認するために、博士前期課程で「大学生活に関するアンケート」を実施したが、「博士前期課程の教育理念をよく知っている」、「まあまあ知っている者」は平成 23 年度から 25 年度の合計で 22 名（73.3%）であった（資料 1-34）。したがって、修了生に対して教育理念は周知できていると評価できる。

〈6〉 助産学専攻科

教育目的は、平成 25 年度のカリキュラム変更時に検証した。教育目的の周知も冊子によって大学構成員全員に配布しており、おおむね充足している。

②改善すべき事項

〈2〉 医学部

医学部においては、理念・目的の周知は行っているが、それをどの程度まで理解されているかについては、検証は行っていないため、検証する仕組みが必要である。

〈3〉 保健看護学部

平成 25 年度 2 年生を対象に実施した教育理念に関するアンケート調査の結果(86 名のうち 64 名が回答；有効回答率 81%)をみると、「本学部の教育理念をよく知っている」、「まあまあ知っている」者は 19 名 (30%)であったことから、本学部の教育理念・目的が十分に理解されていないことが考えられる(資料 1-35、資料 1-36)。

〈4〉 医学研究科

修士課程は、定数を満たしているが、博士課程の定数充足率が低いことから、博士課程の設置の目的が十分に理解されていないことが考えられる。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈2〉 医学部

既に制定している 3 つのポリシーに加え、平成 26 年度に、本学の理念に合致したコンピテンス(医師として必要な知識、技能、態度)、コンピテンシー(医師としての実践的な行動能力)を制定し、成果基盤型教育カリキュラムとした。また、地域医療枠、県民医療枠などの地域枠の学生については、地域病院との交流を行い、県内定着への更なる定着を図るとともに、一般学生に対しても早期から地域医療マインドを育成する取組を継続して行っていく。

〈3〉 保健看護学部

平成 24 年度にカリキュラム改正を行い、保健師コース、看護師充実コースに分け、地域社会に貢献できる医療職者の育成という目的をより充実させるため、教育内容の改善を図った。今後、その効果について慎重にみていく。

〈5〉 保健看護学研究科

理念・目的の中にある地域の人々の健康の保持と増進の視点からの人材育成を今後進めていく。

平成 25 年度から開設した博士後期課程、及び平成 26 年度から博士前期課程に開設したがん看護の教育課程についても、理念・目的に沿った高度な教育・研究者を育成、修了させる。今後とも、理念・目的の周知を学生にはかかっていく。

②改善すべき事項

〈2〉 医学部

教育理念・目的の周知が図れているかどうか、今後注意深く検証していく。

〈3〉 保健看護学部

教育理念・目的の周知が必ずしも十分ではないという調査結果が出ていることから、

入学時のオリエンテーションなど折に触れ積極的に周知していく必要がある。

〈4〉 医学研究科

博士課程の設置目的・理念の周知について検証する必要がある。

4 根拠資料

- 1-1 和歌山県立医科大学学則
- 1-2 地方独立行政法人法(抄)
- 1-3 中期目標(第二期)
- 1-4 中期計画(第二期)
- 1-5 年度計画(平成 26 年度)
- 1-6 平成 25 事業年度における業務実績報告書
- 1-7 教育目標 <http://www.wakayama-med.ac.jp/dept/igakubu/index.html>
- 1-8 医学部のアドミッションポリシー
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/04/admission-policy-igakubu.html>
- 1-9 医学部のカリキュラムポリシー
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-curriculum-igakubu.pdf>
- 1-10 医学部のディプロマポリシー
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-diploma.pdf>
- 1-11 平成 26 年度保健看護学部学生便覧
- 1-12 和歌山県立医科大学大学院学則
- 1-13 保健看護学研究科教育理念等
<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/pamphlet/pdf/annai-hokenkango.pdf>
- 1-14 和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程
- 1-15 大学の目標
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/rinen.html>
- 1-16 公立大学法人和歌山県立医科大学規程一覧
<http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/index.html>
- 1-17 平成 26 年度医学部学生便覧
- 1-18 平成 26 年度医学部学生募集要項
- 1-19 平成 26 年度医学部案内
- 1-20 平成 26 年度保健看護学部、保健看護研究科、助産学専攻科 案内
- 1-21 保健看護学部 HP
<http://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/index.html>
- 1-22 平成 26 年度大学院学生要覧(学生便覧・講義要項)(医学研究科)
- 1-23 医学研究科の教育目標、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/index.html>

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/01/pdf/policy-daigakuin.pdf>

1-24 大学院保健看護学研究科 HP

<http://www.wakayama-med.ac.jp/daigakuin/hokenkango/index.html>

<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/pamphlet/pdf/annai-hokenkango.pdf>

1-25 平成 26 年度保健看護学研究科 シラバス

1-26 平成 26 年度保健看護学研究科博士前期課程 学生募集要項

1-27 平成 26 年度保健看護学研究科博士後期課程 学生募集要項

1-28 平成 26 年度助産学専攻科 学生便覧 シラバス

1-29 助産学専攻科 HP

<http://www.wakayama-med.ac.jp/dept/josangaku/index.html>

1-30 平成 25 年度保健看護学部、大学院保健看護学研究科、助産学専攻科年報

1-31 和歌山県立医科大学大学院委員会規程

1-32 和歌山県立医科大学大学院医学研究科委員会規程

1-33 平成 26 年 3 月の保健看護学部卒業生の進路状況について

1-34 大学生活に関するアンケート(大学院)集約結果 平成 26 年 2 月 3 日実施

1-35 大学生活に関するアンケート(2 年生)集約結果 平成 25 年 11 月 27 日実施

1-36 大学生活に関するアンケート(4 年生)集約結果 平成 25 年 11 月 21 日実施

第2章 教育研究組織

1 現状の説明

(1)大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の教育研究上の基本組織は、医学部、保健看護学部、医学研究科、保健看護学研究科、助産学専攻科の2学部2研究科1専攻科である。なお、医学研究科は修士課程及び博士課程、保健看護学研究科は博士前期課程及び博士後期課程から成っている。

これらの基本組織のほかに、学務及び教務の実施並びに学生の厚生補導に関することを担当する学生部、本学における医学・保健看護学教育の研究、開発、企画及び評価方法の研究並びに入試制度の研究を担当する教育研究開発センター、両学部の入学者選抜に関すること等を担当する入試・教育センター、臨床研究の支援その他本学の臨床研修の水準向上に関すること等を担当する臨床研究センターを置く。更に附属図書館、共同利用施設(RI 実験施設、中央研究機器施設、動物実験施設)、附属病院を置き、医学部の中には先端医学研究所(分子医学研究部、生体調節機構研究部、医学医療情報研究部、遺伝子制御学研究部)を置いている(資料2-1)。

また、理事会直轄組織として地域・国際貢献推進本部の下に、本学の研究者・学生・医療従事者等の国際交流・国際貢献に関すること等を担当する国際交流センター、地域医療に従事する医師その他医療従事者に対する生涯教育や地域住民に対する健康・保健知識の啓発に関すること等を担当する生涯研修センター、キャリア形成支援により地域医療に従事する医師等の育成及び確保に関すること等を担当する地域医療支援センターを置き、産官学連携推進本部の下には、県民の健康増進及び県観光振興への貢献に関する事業等を行う健康増進・癒しの科学センター、産官学連携の企画立案、医工連携の推進及び医農連携の推進に関する事業を行う産官学連携・イノベーション推進研究センター、先端医療の開発及び普及に関する事業等を行う先進医療開発センター、知的財産に係る教育及び啓発活動に関する事業等を行う知的財産権管理センターを置いている(資料2-2)。

特に、教育研究開発センターは、本学の医学・保健看護学教育活動の円滑な推進と改善に寄与する目的で開設され、審議機関として、運営委員会、及び自己評価委員会を置く。また、本センターにはカリキュラム専門部会、入試制度検討部会、臨床技能教育部会、教育評価部会、FD部会の5部会が置かれ、臨床技能教育部会以外は、各々に医学部委員会と保健看護学部委員会を置いている(資料2-2、資料2-4)。カリキュラム専門部会はカリキュラムの編成、改善及び開発、入試制度検討部会は、大学入学選抜制度、方法の検討及び入学者選抜に関する資料収集・調査統計、臨床技能教育部会は臨床技能教育、共用試験の方法及び研究、教育評価部会は大学教育の評価方法の研究、学生の評価方法の研究及び教員の授業評価、FD部会は授業内容・方法の改善及び開発、セミナー、講習会及び教員研修の企画・実施を行う。なお、保健看護学部には臨床技能教育部会に代わり実習委員会がある。

また、学生、研修医、教職員、地域医療機関の医療従事者の臨床技能の習得・向上及び安全管理の確立を図る目的で、教育研究開発センターの所管施設として臨床技能研修センターを設置している。当施設には、基本的手技研修室、外科的手技研修室、BLS・ACLS 研修室及び安全管理研修室(模擬病室)を設置している(資料 2-5)。

以上、本学の教育研究組織については、「基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応える」という本学の理念・目的を具現化するものであり適切なものである。

ちなみに、平成 26 年 4 月 1 日現在、医学部の在籍者数は 605 人(定員 595 人)、保健看護学部は 331 人(定員 320 人)、また医学研究科は、修士課程 32 人、博士課程 126 人、保健看護学研究科は、博士前期課程 21 人、博士後期課程 6 人、助産学専攻科は 9 人となっている(資料 2-6 p. 24 p. 29 p. 30)。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の運営全般に関する定期的な評価は、設立団体である和歌山県が策定した中期目標と本学が策定した 6 年間の中期計画を達成すべく、年度ごとに年度計画を策定しこれを実行している。毎事業年度終了後には、自己点検の上、計画の進捗状況と課題を確認し、自己評価を行った上で、和歌山県が設置した公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会の外部評価を受けるというサイクルで実施している(資料 2-7)。

また、教育研究開発センターは、独自の自己評価委員会を有しており、事業計画、事業実績報告の作成に基づき、外部評価者 2 名を含む、自己評価委員会から評価を受けている(資料 2-8)。

2 点検・評価

○基準 2 の充足状況

前述したとおり、本学の教育研究組織については、「基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応える」という本学の理念・目的を具現化するものであり、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

教育研究開発センターは、従来の縦断型の教育機構を横断的に効率よく機能するよう組織されていることから、平成 20 年度からの医学部定員増等による教育環境の変化に対して、効率よくカリキュラムの編成等の改善を行っている。

また、教育研究開発センター所管施設である臨床技能研修センターにおいて、学生対象の臨床実習準備教育や臨床実習中の臨床技能教育、研修医対象の卒後研修中の臨床技能研修、地域医療機関の医療従事者等対象の臨床技能講習にその機能を発揮し成果を得ており、平成 25 年度には 7,671 名(のべ 16,020 名)が使用した(資料 2-9)。

②改善すべき事項

保健看護学部では、各委員会の活動に割く時間と労力が大きく、教員の負担となっている。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

医学部では、今後、グローバル化が進む中、医学教育の国際認証に対応していくため、カリキュラムの編成及び授業評価方法等について、教育研究開発センターを中心に、総合的な改善を行っている。臨床技能研修センターの運用については、看護キャリア開発センターと共同で教育プログラムの開発を行っている。

②改善すべき事項

保健看護学部では、本学の理念・目的に適合した質の高い教育研究を維持していくために、教育研究組織の適切性について、必要教員の確保や委員会の人数を減らすなど、今後とも必要な見直しを行っている。

4 根拠資料

2-1 和歌山県立医科大学附属病院概要

2-2 公立大学法人和歌山県立医科大学組織図

2-3 和歌山県立医科大学教育研究開発センター規程

2-4 教育研究開発センター組織図

<http://www.wakayama-med.ac.jp/med/develop/summary/index/02.html>

2-5 和歌山県立医科大学臨床技能研修センター設置及び管理・運営規程

2-6 和歌山県立医科大学概要

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/gaiyou/pdf/gaiyou.pdf>

2-7 平成 25 事業年度における業務実績報告書（既出 資料 1-6）

2-8 教育研究開発センター事業実績報告

2-9 和歌山県立医科大学臨床技能研修センター利用状況

<http://www.wakayama-med.ac.jp/med/clinical/introduction/index/riyou2013.pdf>

第3章 教員・教員組織

1 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

本学は、公立大学法人和歌山県立医科大学職員倫理規程に、本学の教職員として、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する県民等の信頼を確保することを定めている（資料 3-1、資料 3-2）。

その上で、学部については、「医学及び保健看護学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与する」、大学院については、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与する」、また助産学専攻科については、「幅広い教養と豊かな人間性を育み、助産及び母子保健全般に関する高度な知識と優れた技術を教授研究し、保健医療の向上に寄与することのできる人材を育成し、もって地域の母子保健の発展向上に寄与することを目的とする。」と本学の設置の理念・目的が明確にされていることから、教員の選考にあたっては、大学の目指すべき方向に相応しい教員を求めている（資料 3-3、資料 3-4、資料 3-5）。

教員に求める能力・資質は、教育、研究、臨床、組織貢献、地域・社会貢献であり、この5つの領域（教養・医学教育大講座、基礎医学系教員及び保健看護学部教員のうち臨床業務に従事しない教員は「臨床」を除く4領域）について、1～5の5段階で評価を行っている。評価を行うにあたっては、評価点「3」（水準に達している）と判断するための「基準」を教養・基礎・臨床・保健看護学部の部門毎に定めており、本学の教員として求められる能力・資質が明確になっている（資料 3-6、資料 3-7、資料 3-8、資料 3-9）。

以上のように、本学の教員としての行動規範・教員評価基準を定めることで、大学として求める教員像を明らかにしている。

また、教員組織の編成方針については、県が定める中期目標において、「教育の質の向上を図るため、教職員を適正に配置し、組織的な教育実施体制を整備するとともに、大学の組織的な教育活動及び教員の教育活動に対する評価を継続的に行う。」という方針が示されている（資料 3-10 p. 2）。

なお、教員の職位については、教授・准教授・講師・助教と定め、それぞれの職位の資格については、大学設置基準、大学院設置基準に則る定めとしている（資料 3-11）。

〈2〉 医学部

医学部では、医学部の教育目標や教育課程に相応しい教員により教員組織を編成し、教育を実施している。

まず、求める教員像については、教授会及び教員選考委員会で議論を行った大学としての方針に基づき、それぞれの募集分野に応じた教員像を定め、公募を実施する際に明示している。

また、学生の定員増に伴い、平成 23 年度からの 3 年間で、教員を 50 名増やすという計画のもと、教員の増員を進めてきている。

配分の決定にあたっては、ワーキンググループを設置し、教育・研究・臨床の全ての面からその必要性を検討し、どういった部門が大学及び附属病院の機能上重要であるかを考えた上で、大学の将来像を見据えた適切な教員配置に努めた。また、既存の組織についても、見直しを行った。

具体的には基礎医学部門・臨床医学部門における新設講座の設置、手術室の増室に伴う麻酔科及び中央手術部の増員など、大学の戦略・方針に基づいた教員定数の配分を実施した(資料 3-12)。

〈3〉保健看護学部

保健看護学部では、求める教員像は明文化していないが、保健看護学部の理念・目的および教育目標に相応しい、教育に対する使命感や熱意、専門領域における看護学研究への志向性の高さ、学内組織や地域への貢献に対する意思などを備えた教員像に基づいて教員選考を実施している。

教員組織の編成方針については、領域ごとにその人数と職位が決められているが、大学や学部の方針に基づき、適宜、適正な配置に変更を実施している。

〈4〉医学研究科

医学研究科については、医学部の講師以上の教員が兼務することとなっており、医学部と同様に、医学研究科の教育目標や教育課程に相応しい教員により教員組織を編成している。教員の選考の際には、大学院の教育も視野に入れた審査を行っている。

〈5〉保健看護学研究科

本研究科における理念・目的および教育目標に相応しい教員像に基づいて、教員組織の編成を実施している。平成 20 年に修士課程を開設した際には、地域社会での健康に関する様々な分野と連携しながら先駆的に対応できる専門職を育成するニーズに対応するために、1)健康科学領域、2)基盤看護学領域、3)生活・地域保健学領域の3領域を構成し、適正な教員の配置を図った。また、平成 26 年度にがん看護専門看護師課程を開設した際には、教育課程に相応しい研究科の教員 1 名(特任教授)を増員し、現在もう 1 名の教員を募集している。なお、平成 25 年度に博士後期課程を設置した際にも、教育課程に相応しい教員の増員をおこなった(特任教授 2 名)。

〈6〉助産学専攻科

助産学専攻科では、求める教員像や教員組織の編成方針について、本学の規程、規則によっている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

(1) 大学全体

教員の現員は大学設置基準で示されている教員数を満たしており、大学規模に応じた教員数となっている(資料 3-13)。

教員の年齢構成については、30代～50代が中心となっており、89.5%を占めているが、極端に多い年代はなく、概ねバランスが取れている。

男女構成については、医学部では男性教員が85.1%、保健看護学部では女性教員が83.7%を占めている。医学部については年代が低くなるにつれ、女性教員の割合が増えている(資料 3-14)。今後、両学部ともに、バランスの取れた教員構成となるように努める必要がある。

教員組織については、医学部3部門(教養・基礎・臨床)及び保健看護学部(大学院等も含む)でそれぞれ編成されているが、学生部及び両学部の教務学生委員会が、部門間及び学部間の調節・連携を図っている。

(2) 医学部

医学部には教養・基礎・臨床の3部門があり、それぞれの教員組織が編成されている。

教養教育科目には、自然科学系科目、外国語科目、人文社会科学系科目などがあり、幅広い教養を身につけ、柔軟な思考力及び豊かな人間性を育むことを目的としている。また、基礎医学科目では、解剖学、生理学、法医学などの臨床医学の基礎となる分野を体系的に学習できる編成としている。さらに、臨床医学講義については、循環器系、消化器系など、それぞれの臨床分野毎に関係する科が分担し講義を提供している。

医学部3部門それぞれの教員構成は資料のとおりとなっている(資料 3-12)。教養部門については、各教室を1～2名、基礎部門については1～4名、臨床部門については中央部門を除く各講座を4～11名で担当している。

また、医学部学生の定員増に伴い、平成23年度から教員の定数を50名増やす計画を立て、それに基づいて増員を図っている。これまでに教養・医学教育大講座1名、基礎医学部門2名、リハビリテーション科2名、腎臓内科2名、中央手術部(麻酔科)2名などの増員を行っている。

さらに、新設の診療科や臨床系講座にも必要な定数を確保している。

(3) 保健看護学部

保健看護学部の教員組織は、看護専門科目と看護専門科目以外の教員からなり、看護基礎教育課程に対応する科目(主に教養と人間学の領域)として専任2名と非常勤、専門基礎(主に保健看護学の基礎となる領域)として専任4名と非常勤、および看護学専門として、専任32名と非常勤で編成している(現在3名の教員を公募中で看護学専門科目の現教員数は29名である)。これらの教員は、基礎看護学5名・成人看護学9名・老年看護学3名・小児看護学3名・母性看護学3名・精神看護学3名・地域看護学5名・在宅看護学1名の8領域に配置されている。なお、欠員教員(成人・老年・在宅)

については、継続して公募しているが、看護学教育の高等教育化に伴う4年制の看護系大学の急増の影響もあり、本学部に相応しい教員の確保が必ずしも容易でない現状があり、非常勤を活用した取り組みをしてきた(資料3-15)。

専任教員の職位別・年齢階級別構成は、資料のとおりである(資料3-16)。

平成26年5月1日現在の学生数は、保健看護学部331名であり、専任教員一人当たり学生数は、約9.6人となっている。

〈4〉医学研究科

医学研究科における教員は全て医学部の所属としており、大学院学則に定める医学研究科修士課程及び博士課程について、それぞれの教育課程に応じた編成としている。

修士課程には、共通教育科目、専門教育科目、特別研究科目があり、共通教育科目については、医学部の講師以上の教員が授業を担当している。専門教育科目及び特別研究科目については、教授が担当し、より専門的な知識を学習できる体制となっている。

また、博士課程については、地域医療総合医学、構造機能医学、器官病態医学の3専攻から成り、各分野において教授が研究の指導を行うとともに、講師以上の教員が講義・演習・実習を担当している。

〈5〉保健看護学研究科

本研究科の教員構成は、本学保健看護学部教員、医学部・附属病院等教員、学外非常勤講師から成り、教員の総数は21名である。共通科目は、科目数と質を担保するために非常勤講師を委嘱している。教員と担当科目の適合性を判断する仕組みがあり、担当する科目には一定の制限を設けている。

〈6〉助産学専攻科

助産学教員としての基礎的能力および専任教員数は要件を満たしている。授業担当教員の構成は、専任教員4名、学部兼任教員3名、医学部教員6名、附属病院職員2名、非常勤講師6名の総計21名で、教育課程に相応しい教員を整備している(資料3-17 シラバス p.1 p.35～p.36)。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

教員の人事については、全学的な視点と各学部の教育研究上の目的に沿って、実施している。選考については、和歌山県立医科大学教員選考規程に基づき、各学部において、教授選考実施規程及び教員選考実施規程を設け、採用及び昇任について定めている(資料3-11)。

教員の採用及び昇任にあたっては、各学部の教授会において審議することとしており、公正で慎重な選考・認定を行っている(資料3-18、資料3-19)。

〈2〉 医学部

医学部教授の選考については、医学部長が教授会に提議し、選考する教授ごとに教授候補者選考委員会を設置するところから始まる。教授の選考は、原則、公募とし、選考委員会の立ち上げ後は、選考委員会において、公募の詳細を決定し、応募者の業績や資格の確認、論文の査読、プレゼンテーション・インタビューなどを経て、応募者の中から原則2名以上を選び教授会に推薦することとしている。教授会においては、投票により最終候補者を選定し、決定後は、医学部長が速やかに就任の内諾を得ることとなっている(資料3-20)。

公募により広く人材を募集することで、人事の活性化を図るとともに、選考委員会において必要と判断された場合は、優秀な人材を調査し、候補者へのノミネートを実施している。

選考委員会委員には、募集する部門の教授だけではなく、他部門からも委員を選出するとともに、教授以外からも委員を選出し、幅広い視点から選考を行っている(資料3-21)。また、候補者の審査の際には、特定の業績領域に偏ることなく、教育、研究、臨床の全ての業績を慎重に審査している。さらに、選考委員会の議事内容は、毎回教授会で報告することとしており、選考の透明性を保っている。

医学部教員(教授以外)の採用及び昇任については、公募又は教授からの推薦により行っている。このうち、准教授及び講師の採用及び昇任については、教授会における投票により適否の判断を行っており、教授会出席者の過半数の得票により承認することを規定している。また、教養・医学教育大講座の教員の選考については、選考委員会を立ち上げ、選考を実施している(資料3-22)。

さらに、教員には任期制及び評価制を導入している。任期は教授が7年、准教授、講師、助教が5年となっており、任期到来前の再任審査委員会において、再任の可否を審査している。審査の際には教員評価の結果を参考としており、D評価が複数年続いている教員については、不再任とすることが可能となっている。

〈3〉 保健看護学部

教員人事については、学部長が人事計画書案を作成し、理事長の承認を得た後に原則として公募により候補者の募集を行う。全て教員人事規程に則った募集、採用の手続きを実施している。

教員の選考については、和歌山県立医科大学教員選考規程に定められており、教員の採用及び昇任については和歌山県立医科大学保健看護学部教授選考実施規程及び和歌山県立医科大学保健看護学部教員選考実施規程に定められている。教授及び教員の選考は、原則として公募により広く募集している(資料3-23、資料3-24)。

教員候補者の選考が必要になった際には、教授選考規定および教授以外の教員選考規定に則り学部長、教授会の構成員から選任された教授5名、准教授・講師から専任された教員1名で構成する「保健看護学部教員選考委員会」が組織され、その後、学歴・職歴、教育業績、研究業績、社会活動、本学における教育・研究の抱負などの調書に加えて、面接(教授選考時のみ教育・研究についてのプレゼンテーションを追加)を通じて、本学の理念・目的・特性などを踏まえた教育に対する使命感や熱意、専門

領域における看護学研究への志向性の高さ、学内組織や地域への貢献に対する意思などについて応募者の審査を行い、教授会に推薦する。教授会において、審議の結果1名の候補者を投票により選定する。

〈4〉 医学研究科

本研究科の教員募集については、医学部の教員として募集し、学部と大学院を兼務する形態としている。

〈5〉 保健看護学研究科

本研究科の教員募集については、保健看護学部の教員として募集し、学部と大学院を兼務する形をとっている。

〈6〉 助産学専攻科

教員の募集は、原則として公募により行い、保健看護学部の教授・教員の選考規程に則り厳正に行われている。採用に際し選考委員会を立ち上げ、提出書類の審査や面接を実施、その後、選考委員会および専攻科委員会で審議し適否を決定している。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉 大学全体

本学では教員評価制度を導入している。毎年度4月1日時点で在籍し、その年度中に退職、配置換え、昇任した教員以外全員(短期任期付き教員は除く)を対象に、教育、研究、臨床、組織貢献、地域・社会貢献の5つの領域について、評価を実施している。

評価は1~5の5段階となっており、これに年度当初に定めた領域毎のウェイトを掛けあわせ評点とし、その合計点によりS~Dの5段階で評価をつけている。評価はまず、教員自身が前年度の5つの領域における活動実績報告書を作成することから始まり、それに基づき、自己評価及び各所属長による一次評価、教員評価委員会委員による二次評価(専門分野毎に分担)、学長による最終評価の三段階で評価を実施している。

評価結果は各教員に通知することにより、次年度の活動に反映できるようにしている。

また、評価の結果は、学長が教員の諸活動の活性化を促すために利用したり、その活動が十分でないと評価された教員に対する指導及び助言等にも活用しており、再任の可否の審査にも使われている。さらに、特に高い評価を受けた教員に対しては、その活動の一層の向上を促すため、毎年度各部門から優秀な教員を表彰し、その活動を顕彰している。

なお、各教員が最終評価結果に不服があるときは、不服申し立てを行うことができ、評価が一方的なものにならないように配慮している。

その他にも、教員の資質向上に係る取組として、医学部、保健看護学部、医学研究科、保健看護学研究科、助産学専攻科において、FD研修会を開催している。

研究面でも教員のスキルアップを図る手段として、研究者全員が科学研究費の応募

をすることを目標としており、そのために、科学研究費取得実績のある教授を講師とした学内での科研費獲得セミナー「How to get 科研費」を実施している。

〈2〉 医学部

教育研究開発センターにおいて、年に4回、FDを開催している。毎回テーマを設定し、試験問題作成や教育・実習方法、指導評価方法に関する幅広い分野で行うことで、各部門の教員に対応している。また、FDの効果を図るため、分かりやすさや興味の程度、構成の適切性、有益性、満足度などについてアンケートを実施している。

〈3〉 保健看護学部

FD委員会主催で教育・研究の活性化のため、ほぼ毎月一回のFD活動を実施している（資料3-25 p.38～p.40）。平成25年度の実績では外部講師等による特別講演会及び本学部教員による発表会（FDカンファレンス）を開催している。

研究については、科学研究費の申請や使用に向けた研修会を年2回程度開催し、申請に当たっては、研究活性化教員によるサポート体制をとっている。

〈4〉 医学研究科

平成25年度から大学院FD研修会を学部のFDとは別に開催し、大学院教育における教員の資質向上にも取り組み始めている。

〈5〉 保健看護学研究科

FD活動は、主として保健看護学部の教員を対象に行われているが、そのうち年に1-2回は保健看護研究科の教員を対象とした内容で行っている（資料3-25、資料3-26 p.38～p.40）。

FD活動には科学研究費などの外部資金を確保する内容も含まれている。

〈6〉 助産学専攻科

保健看護学部のFD委員会の活動に併せて、毎回全員が参加している（資料3-25）。また、教員間で前期に最低1回ずつ相互授業参観を行い、授業の改善に役立てている。全国助産師教育協議会の会員校となっており、総会や研修会に参画している。専任教員2名は、平成26年度より本学研究科博士前期課程に入学在籍し、教育・研究能力の向上に努力めている。教員間で協力体制をとり資質の向上を図っている。

2 点検・評価

○基準3の充足状況

〈1〉 大学全体

教員評価基準などにおいて本学の教員として求められる資質を明確にしているほか、大学の設置理念・目的に照らして、本学が目指す人材育成を担える教員を求めている。また、教員組織の編成方針は、中期目標において示されており、それに基づき、概ね

適切な教員配置ができています。また、教員の配置については、定期的に見直すこととしている。

大学設置基準における教員数も満たしており、大学規模や教育内容から考え、ほぼ妥当であるが、教員が欠員となっている部門・分野については、今後、適切な教育ができるよう教員の配置について検討を行う必要がある。

教員の採用・昇任については、規程の整備がされており、適切に行われている。

さらに、教員の資質向上についても、教員評価制度及びFDなどにより実施できている。

以上、基準をおおむね充足している。

〈2〉 医学部

教育・研究・臨床にバランスの取れた人材を求めている。教員組織についても、教育課程に相応しい編成ができており、教員配置についても適切である。また、各講座での教育だけではなく、関連講座による中央部門やセンターも設置していることで、横断的な連携ができており、教育面でも有効となっている。教員の採用・昇任については、平成 21 年度に医学部教員選考実施規程を整備し、適切に実施できている。教員の資質向上については、教員評価制度及びFDなどにより実施できている。

〈3〉 保健看護学部

求める教員像については使命感、熱意、研究へ志向性の高い人材を求めている。教育組織についても教育課程に相応しい編成ができており、教員配置についても適切である。教員の資質向上についてもFD等により実施できている。これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈4〉 医学研究科

医学研究科についても、医学部と同様に、教育課程に適した教員の配置を行っている。また、平成 25 年度からは大学院のFD研修会も開始し、教員の資質向上に取り組んでいる。

〈5〉 保健看護学研究科

平成 25 年度より博士後期課程を開設し、平成 26 年度には博士前期課程にがん看護専門看護師課程を開設したことに伴い、教員を3名増員し編成を行った。しかし、学部同様教員の欠員の領域があるため、非常勤講師で対応して教育効果をはかっている。

〈6〉 助産学専攻科

助産学専攻科では専任教員および授業担当教員数が充足し、専門分野を活かすことのできる配置となっている。また、専任教員の本学研究科への入学は、教育・研究能力の向上を期待できる。これらのことから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

教員評価制度について、平成 24 年度から教員評価基準表に基づく評価としたことで、評価基準が明確になり、各教員が目標を設定しやすくなっている。

また、教員組織が整備され、研究活動が活性化することにより、英語原著論文数が増加しており、質の高い研究を英語で発信する機会が多くなっている。

〈2〉 医学部

寄附講座寄附金などの外部資金の獲得数の増加により、外部資金での教員の雇用も増えており、それぞれ教育・研究・臨床の面で貢献しているほか、前回評価以降、新たな部門に教授が就任したことにより、当該分野での教育・研究が充実した(資料 3-27)。

また、教員の定数を増やしたことで、新設講座の設置など大学が重点を置く分野や戦略を前進させることにつながった。

FD については、毎回アンケートを取り、集計を行うことで、次回の FD に反映することができている。「総合的に満足できたかどうか」の設問に対する回答は、「そう思う」及び「ややそう思う」と回答した割合は、毎回 8 割～10 割となっており、一定の評価がなされている(資料 3-28)。

〈3〉 保健看護学部

月 1 回、全教員が参加する FD 活動では、教育内容や研究成果についてのプレゼンテーションと意見交換を通じて授業改善への取り組みを行っており、教員の資質の向上につながっている。

〈4〉 医学研究科

新たな部門に教授が就任したことにより、当該分野での研究の発展が期待できるとともに、当該分野の大学院準備課程や大学院での学生の受入が可能となった。

平成 25 年度から大学院の FD 研修会を開始しており、大学院教育における教員の資質向上に向け、学内の意識が高まっている。

〈5〉 保健看護学研究科

新たな領域の開設と教員の増員により、当該領域での人材の育成が期待できる。

科学研究費の採択には、FD による研究に関する研修や研究活性化委員などによる、科研費採択へのサポートが一定の効果を奏していると考えられる。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

教員の能力・資質について明らかにした基準はあるものの、大学として求める教員像を明確に定めたものがないことから、今後、大学の方針として規定する必要がある。

〈2〉 医学部

学生の定員増に伴い、教員を 50 名増員する計画を進めてきたが、予定通り増員できていない部門については、今後、増員を図る必要がある。

〈3〉保健看護学部

保健看護学部における教員一人当たり学生数は 9.6 人であり、授業内容など詳細な比較が必要であるが、看護系大学の演習、実習を考えると相対的に教員数が少ない状況である。

〈4〉医学研究科

平成 25 年度より開始した大学院 FD 研修会について、より充実させていくために、アンケートの実施やその分析による改善などが必要である。

〈5〉保健看護学研究科

教員の欠員が続き、非常勤講師で対応している状況であるので、今後も確保の努力を続けていく必要がある。

本研究科での FD は、研究に関する研修は行われたが、それ以外については希薄であった。これを踏まえ、教育と研究の FD をバランスよく行っていく必要がある。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

臨床研究センターを新たに設置し、生物統計や英語論文の査読などを専門とする専属の教員及びスタッフを配置することで、特に臨床研究面における統計処理や英文校正への効果が期待でき、研究成果をさらに広く発信することが可能となる。

また、教員評価制度における教員評価基準について、実態に合わせた見直しを行っていくことで、各教員のモチベーションのさらなる向上を図ることができる。

〈2〉医学部

臨床系 2 講座(形成外科学及びリウマチ・膠原病科学講座)の設置を予定しており、教授の選考手続きも開始している。これにより当該分野での教育・研究が可能となり、学生への教育効果や大学としての研究の発展が期待できる。

また、病理研究の充実を目指して、病理診断科の教員の選出を行ったところであり、学生の教育への効果も見込める。

〈3〉保健看護学部

今後も FD 活動や教員間相互の授業評価などを通して、授業や研究を発展させていく。

〈4〉医学研究科

新設講座の教授を選考することにより、大学院教育においても、新たな分野での教

育が可能となり、この分野において、より高度で専門的な知識を有する人材の養成が期待できる。

〈5〉保健看護学研究科

平成 25 年度には博士後期課程を開設、平成 26 年度より博士前期課程にがん看護専門看護師課程を開設し、教員を増員して編成を行ったことで、この領域での人材の育成を進めていく。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

大学の目指すべき方向性に沿った適切な教員組織について、今後も定期的に見直しを行っていく必要がある。

〈2〉医学部

上述の新設講座のほかに、本学にはない部門の整備等について、その必要性を含め、慎重に検討していく必要がある。

〈3〉保健看護学部

保健看護学部では大学院を担当している教員は一人あたりの負担が大きく、今後、募集中の教員の充足を含め増員を考えていく必要がある。受け持つ院生数に制限を設けるなど、過重にならない人員配置を厳密に行っていく必要がある。

保健看護学部の教員の採用については、募集は行っても応募者がいない、あるいは本学に適任と思われる教員の応募がないなど、現状では教員の採用にまで至っていない。本学大学院の卒業生を積極的に採用していくような努力が必要である。今後も本研究科の博士前期課程さらには博士後期課程の修了生を教員として確保する努力を続ける必要がある。

〈4〉医学研究科

医学部と同様に、本学にはない専門分野について、その必要性を含め検討を行うとともに、定期的な教員組織の見直しが必要である。

また、FD 研修会については、アンケート結果の分析に基づいて、開催内容を工夫することが求められる。

〈5〉保健看護学研究科

担当教員がない分野には非常勤講師を活用しているが、担当できる教員の採用に今後とも努力していく必要がある。

保健看護学研究科の教育活動については、FD 委員会による教育と研究のバランスがとれた研修の充実が必要であるが、特に教員個々人の課題に応じた研修が受けられるように、個人の目標を毎年自主的に立てる必要がある。そのためには、教員の教育研究活動の評価方法の改善が必要である。

4 根拠資料

- 3-1 公立大学法人和歌山県立医科大学職員倫理規程
- 3-2 和歌山県立医科大学職員倫理規程に基づく行動規範
- 3-3 和歌山県立医科大学学則(既出 資料 1-1)
- 3-4 和歌山県立医科大学大学院学則(既出 資料 1-12)
- 3-5 和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程(既出 資料 1-14)
- 3-6 和歌山県立医科大学教員の個人評価に関する規程
- 3-7 和歌山県立医科大学教員の個人評価に関する実施基準
- 3-8 教員評価基準表
- 3-9 専任教員の教育・研究業績
- 3-10 中期目標(第二期)(既出 資料 1-3)
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/pdf/H24chukimokuhyo.pdf>
- 3-11 和歌山県立医科大学教員選考規程
- 3-12 医学部の教員現員表
- 3-13 各学部(大学院・専攻科を含む)の教員現員表
- 3-14 各学部(大学院・専攻科を含む)の教員構成表
- 3-15 領域別人員構成
- 3-16 専任教員の職位別・年齢階級別構成
- 3-17 平成 26 年度 助産学専攻科 学生便覧 シラバス(既出 1-28)
- 3-18 公立大学法人和歌山県立医科大学医学部教授会規程
- 3-19 公立大学法人和歌山県立医科大学保健看護学部教授会規程
- 3-20 和歌山県立医科大学医学部教授選考実施規程
- 3-21 和歌山県立医科大学医学部教授候補者選考に関する申し合せ事項
- 3-22 和歌山県立医科大学医学部教員選考実施規程
- 3-23 和歌山県立医科大学保健看護学部教授選考実施規程
- 3-24 和歌山県立医科大学保健看護学部教員選考実施規程
- 3-25 FD 研修会のテーマ
- 3-26 平成 25 年度保健看護学部、大学院保健看護学研究科、助産学専攻科 年報(既出 資料 1-30)
- 3-27 寄附講座・受託講座設置数及び教員数の推移
- 3-28 FD に関するアンケート結果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方法

1 現状説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

両学部とも教育目標に沿うように学位授与方針を設定し、明記、公表している。医学研究科、保健看護学研究科についても学位授与方針を定めており、規定に従った審査が行われている。

〈2〉 医学部

医学部では、教育目標を「幅広い教養、豊かな思考力と創造性を涵養し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材、高度で専門的かつ総合的な医学的能力を身につけた人材、コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人材、地域医療及び健康福祉の向上に寄与するとともに、国際的にも活躍できる人材を育成する。」としている。この教育目標に基づき、学位授与方針を以下のとおり定めている(資料4-(1)-1)。

和歌山県立医科大学医学部は以下の能力を獲得した者に医学士の学位を授与します。
ア 命を扱う職業である医師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの
イ 総合的、専門的医学知識とともに医学研究や臨床研修を行うに足る技能を有しているもの
ウ 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの
エ 国際的視野を有し、地域での医療ができるもの

〈3〉 保健看護学部

保健看護学部の教育目標は、①生命の尊厳と幅広い教養を基盤にした豊かな人間性と高邁な倫理観の涵養、②個人を尊重し、全人的理解と信頼関係を築く、優れたコミュニケーションの能力の育成、③科学的思考力、高度な専門的知識と技術に基づいた実践力と創造力の育成、④種々の関連職種とチームワークができる協調性に富む人材の育成、⑤生涯にわたり自己啓発し、社会の多様なニーズに対応できる人材の育成であり、学生便覧、保健看護学部案内などに明示している(資料4-(1)-2 p. 1、資料4-(1)-3 p. 3、資料4-(1)-4 p. 3)。

教育目標に基づき、学位授与方針を以下のとおり定めている(資料4-(1)-5)。

ア 人の健康にたずさわる職業である保健看護学士として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの
--

- イ 総合的、専門的な保健看護学の知識とともに、保健看護の実践能力や研究を行うに足る技能を有しているもの
- ウ 知識、技術を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、対象者の社会的心理的背景にも配慮することができるもの
- エ 国際的視野を有し、かつ地域での保健看護実践ができるもの

さらに、学位授与の具体的要件として、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位を学生便覧、シラバスに明示している(資料 4-(1)-2 p. 5 p. 8~p. 13、資料 4-(1)-6 p. 2~p. 13)。

〈4〉 医学研究科

医学研究科の教育目標は以下のとおりである(資料 4-(1)-7)。

【修士課程】

広い視野に立って精深な医学の学識を授け、医科学の分野における研究能力及び高度専門職を担うために卓越した能力を養うことで、医学・医療に貢献できる幅広い人材を育成する。

【博士課程】

高度先進的かつ横断的な大学院教育による先端医学研究の推進を通じて、自立して研究を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持つ医学研究者や高度医療職業人を育成する。

上記目標に基づき、学位授与方針を以下のとおり定めている(資料 4-(1)-7)。

【修士課程】

所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格するとともに、次に掲げる事項を修得したと認められる者に修士(医科学)の学位を授与する。

- ア 医科学の分野における専門的な学識を修得している。
- イ 将来、研究を行うための倫理観・基礎知識・技術を有している。
- ウ 高度専門職業人として必要な能力が身についている。

【博士課程】

所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格するとともに、次に掲げる事項を修得したと認められる者に博士(医学)の学位を授与する。

- ア 医学におけるより高度な学識を修得している。
- イ 自立して研究を行うための倫理観・知識・技術を有している。
- ウ 高度医療職業人として新しい医療の分野を切り開く意欲と能力が身についている。

〈5〉 保健看護学研究科

保健看護学研究科の教育目標は、以下のとおりである(資料 4-(1)-8)。

【博士前期課程】

- ア 地域の人々が共に自立した生活が営めるように、解決すべき課題に対し地域の保健医療機関と協力して取り組み、地域の健康文化の形成と発展に貢献できる能力を育成する。

- イ 各看護専門分野において、質の高い看護を目指し、他の医療専門識者と相互に連携を図り、それぞれの職務を果たし、チーム医療を推進し、高度な専門職業人として協働できる能力を育成する。
- ウ 保健看護分野を基礎から支える研究に取り組み、その学問の発展に貢献できる高度な専門的知見の集積や技術・開発を推進できる人材を育成する。
- エ 社会的な健康問題に関する対応に積極的に参画し、教育や政策の場でも新たに改革する者として、行動を起こせる能力を育成する。

【博士後期課程】

社会的な健康に関する問題に積極的に参画し、保健看護学の研究に取り組み、教育や保健・医療でも健康問題を解決し、健康の保持・増進や生活支援方法を開発・推進していく能力を育成する。

上記目標に基づき、学位授与方針を以下のとおり定めている(資料 4-(1)-9)。

【博士前期課程】

所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格するとともに、次に掲げる事項を修得したと認められる者に修士(保健看護学)の学位を授与する。

- ア 保健看護学の分野における専門的な学識を修得している。
- イ 将来、研究を行うための倫理観・基礎知識・技術を有している。
- ウ 高度専門職業人として必要な能力が身についている。

【博士後期課程】

所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格するとともに、次に掲げる事項を修得したと認められる者に博士(保健看護学)の学位を授与する。

- ア 保健看護学におけるより高度な学識を修得している。
- イ 自立して研究を行うための倫理観・知識・技術を有している。
- ウ 高度医療職業人として新しい医療の分野を切り開く意欲と能力が身についている。

(6) 助産学専攻科

助産学専攻科の教育目標は、次のとおり定められている。

- ア 生命の尊厳と高邁な倫理観をもつ人材の育成
- イ 高度な専門的知識と科学的思考力を養い、安全な技術が提供できる実践力のある人材の育成
- ウ 女性の生涯にわたる健康づくりを支援し、地域の母子保健の発展に貢献できる人材の育成
- エ 助産師として自律し、専門職として自立した役割を遂行できる人材の育成

上記目標に基づき、助産師に必要な対象理解のための知識や思考力及びケア能力と、分娩介助などを通して生命に向き合い、命の尊厳と助産師職としての高い倫理観を身につけることを目指している(資料 4-(1)-10 p.1)。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

教育課程の編成については、教育目標、教育課程の編成方針に対応した内容で、各学部内で同じ書式によりシラバスを作成し、実施している。医学研究科、保健看護学研究科、助産学専攻科についても教育目標に沿ったカリキュラム編成がおこなわれている。

〈2〉 医学部

医学部の教育課程の編成方針は以下のとおりである(資料 4-(1)-11)。

和歌山県立医科大学医学部は以下の教育を通じて真のプロフェッショナルリズムを育成します。

- ア 社会人として必要な教養とともに医師として必要な倫理観、弱い立場の人々と真摯に向きあえる共感的態度やコミュニケーション能力、ケアマインドが育成できるよう、早期体験や医療福祉施設での参加型実習や患者および家族と直接触れ合う教育
- イ 医学に必要な自然科学、人文・社会科学および外国語に関する知識が獲得できる教育
- ウ 基礎医学において、生体の構造と機能、病態との関連、疾患の概念が理解でき、問題解決型能力が獲得できるとともに研究マインドが育成できる教育
- エ 臨床医学において、基礎医学との連携を図り、臓器別に疾患の概念、診断、治療方法が理解できるとともに、汎用的技能を習得できる教育
- オ 臨床実習では、すべての科を網羅的に実習するとともに長期間の臨床参加型実習を学内外で行い、臨床推論能力を含めた実践的な臨床能力が獲得できる教育
- カ 地域実習および国際交流を積極的に行い、広い視野を養い、地域社会および国際社会で活躍できる資質を習得できる教育

カリキュラムの編成にあたっては、毎年、カリキュラム専門部会で原案を作成し、教養・医学教育大講座の会議、基礎教授懇談会、臨床教授懇談会に報告し、その都度意見聴取を行っている。その意見を踏まえ、最終案を確定後、医学部教務学生委員会、教授会、教育研究審議会を経て決定している。

〈3〉 保健看護学部

保健看護学部の教育課程は教育目標に基づき教育課程の編成方針を以下のとおり定めている(資料 4-(1)-12)。

- ア 社会人として必要な教養とともに、医療人として必要な倫理観、共感的態度、コミュニケーション能力、ケアマインドが育成できるよう、早期体験や医療福祉施設での参加型学習による教育
- イ 保健看護に必要な自然科学、人文・社会科学および外国語に関する教養を修得できる教育
- ウ 保健看護の基盤となる領域において、系統的に生体の構造と機能、病態、疾患の概念が理解できるとともに、問題解決型能力と看護方法および研究的思

考を育成できる教育

- エ 保健看護の専門となる領域では、習得した看護の基礎を実際に活用・実践する技能を修得できる教育
- オ 臨地実習では、全ての領域を実習するとともに学内外で実習を行い、看護実践能力を含めた保健看護の力を獲得できる教育
- カ 地域との交流および国際交流を積極的に行い、広い視野を養い、地域社会および国際社会で活躍できる人材を育成できる教育

なお、平成 23 年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、平成 24 年度入学生から保健師課程を選択制としてカリキュラムの改正を行い、看護師充実コースは必須科目 96 単位、選択科目 30 単位以上、合計 126 単位以上、保健師コースは必須科目 107 単位、選択科目 19 単位以上、合計 126 単位以上とした。このことは、平成 24 年度以降のシラバスに明示している（資料 4-(1)-2 p. 5、資料 4-(1)-6 p. 2～p. 4、資料 4-(1)-13 第 5 条）。

〈4〉 医学研究科

医学研究科の教育課程の編成方針は以下のとおりである（資料 4-(1)-7）。

【修士課程】

医科学の分野における研究能力及び高度専門職を担う卓越した能力を養成するため次のようにカリキュラムを編成する。

- ア 医科学の一般的知識を修得させるため必修科目として共通教育科目を配置する。
- イ 研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識を修得できるよう選択科目として専門教育科目、特別研究科目を配置する。

【博士課程】

自立して研究を行える高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持つ人材を養成するため次のようにカリキュラムを編成する。

- ア 研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識・技術を修得できるよう選択科目を配置する。

〈5〉 保健看護学研究科

保健看護学研究科の教育課程の編成方針は、教育目標に基づき以下のとおり定めている（資料 4-(1)-14）。

【博士前期課程】

保健看護学の分野における研究能力及び高度専門職を担うための卓越した能力を養うため、次のようにカリキュラムを編成する。

- ア 保健看護学の基礎的知識を修得できるよう共通必修科目を配置する。
- イ 研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識を修得できるよう共通選択科目、専門科目及び特別研究科目を配置する。

【博士後期課程】

自立して研究を行える高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持つ人

材を養成するため、次のようにカリキュラムを編成する。

ア 保健看護学の深い知識を修得できるよう共通必修科目を配置する。

イ 研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識を修得できるよう共通選択科目、専門科目及び特別研究科目を配置する。

博士前期課程の教育目標に応じて、専攻分野として「健康科学領域」「基盤看護学領域」「生活・地域保健学領域」を設定し、カリキュラムは、共通必修科目(3科目)、選択科目(14科目)、専門科目から編成している。各人の教育ニーズに応じて選択できるように幅広く科目設定を行っている(資料4-(1)-15 p.3～p.5)。

高度な専門的知識・技術を有する保健看護職者の育成という教育目標に対しては、平成26年度よりがん看護専門看護師コースを設置し、専門看護師教育課程基準に準拠した教育課程の編成をおこなっている(資料4-(1)-15 p.4～p.6)。

博士後期課程の教育目標に応じて、専攻分野として「生涯保健看護学領域」「地域保健看護学領域」を設定し、カリキュラムは、共通必修科目(1科目)、選択科目(2科目)、専門科目から編成している(資料4-(1)-15 p.74～p.75)。

(6) 助産学専攻科

教育課程の編成・実施方針は、「助産学領域に関連する知識・技術の修得」、「女性の性・生殖に関する心身の健康づくりを支援できる基礎的能力の育成」、「助産の専門職としての自己研鑽能力の育成」とし、学生便覧に明示している(資料4-(1)-10 学生便覧 p.4)。また、教育課程を『基礎領域』、『実践領域』、『関連領域』に区分し、基礎領域は7科目(7単位必修)、実践領域は10科目(25単位必修)、関連領域は4科目(4単位必修1、選択3)で、計21科目(36単位)、1,035時間で編成している。『看護師等養成所の運営に関する指導要領 別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点』における単位数と時間数は28単位、930時間以上となっているが、本専攻科はそれを上回って編成している(資料4-(1)-16 別表2、資料4-(1)-10 シラバス p.1)。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

(1) 大学全体

大学全体の教育目標、両学部の教育目標、学位授与方針及びカリキュラムポリシーは、教育要項(医学部)、シラバス(保健看護学部)、学部案内、大学のホームページなどに掲載されており、毎年、学生および教員に配布されている。また、受験生には募集要項に記載し明示している。社会に対しては、大学案内およびホームページに掲載し公表している。

(2) 医学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成方針は教育要項に記載し、毎年、教員(非常勤講師を含む。)及び学生すべてに配布するとともに、ホームページにも公開している(資料4-(1)-17 p.1、資料4-(1)-18)。

〈3〉保健看護学部

教育目標、教育課程の編成方針、実施方針などは、学部案内、学生便覧、シラバス、学生募集要項などに明示している。学位授与方針、教育課程の編成方針は、ホームページで公表、発信している。学生便覧、シラバスは、学生、教職員に毎年作成・配布している。刊行物はオープンキャンパス、毎年実施している高校訪問において配布し、教育目標、方針を周知している(資料 4-(1)-3、資料 4-(1)-18)。

〈4〉医学研究科

平成 26 年度に策定した教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成方針は、大学ホームページにも掲載し、学生及び教職員に周知するとともに、社会に公表している(資料 4-(1)-18)。

〈5〉保健看護学研究科

保健看護学研究科博士前期課程及び同後期課程の教育目標、学位授与方針・教育課程の編成などは、学部案内、大学院シラバスといった公的な刊行物に明示している。

大学院シラバスは、学生、教職員全員に毎年作成・配布している。

上記の刊行物の発行とともに刊行物を活用して、本大学院志願者には大学院説明会や相談に来校した時、学生には、入学時・年次はじめのガイダンスで説明している。教職員には本学部に赴任時にオリエンテーションの時に説明している(資料 4-(1)-3)。

なお、平成 26 年度に策定した学位授与方針及び教育課程方針については、大学ホームページに掲載し、学生及び教職員に周知するとともに、社会に公表している(資料 4-(1)-18)。

〈6〉助産学専攻科

専攻科の教育目標や教育課程の編成方針は、大学案内や学生便覧に掲載し、社会に公表するとともに、学生や教職員にこれらを配布している(資料 4-(1)-3 p. 25、資料 4-(1)-10 p. 1 p. 4)。

本専攻科では、和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程第 6 条、第 7 条、第 10 条により、「1 年以上在学し、35 単位以上を修得した者」に「修了証書」が授与される。また、修了によって、「助産師国家試験受験資格」が与えられる。これらについては学生便覧に明示している(資料 4-(1)-10 p. 1 p. 31)。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

教育目標および学位授与方針については、教育研究開発センター教育評価部会で立案し、教授会、教育研究審議会の議を経て制定した。その後、県による法人評価の際にも評価を受け、検証を行っている。さらに、授業内容やシラバスについては学生か

らの評価、教員による授業の相互評価の際に検証を行っている。また、教育研究開発センターの事業実績評価においては外部評価者を含めた自己評価委員会で毎年検証をしている。

〈2〉 医学部

医学部の学位授与方針、教育課程の編成方針は、平成 23 年 9 月に策定したものである。

今後、中期目標、中期計画の策定期間に合わせ、カリキュラム専門部会、教務学生委員会、教授会、教育研究審議会で検証し、必要に応じ見直しを行う。

〈3〉 保健看護学部

保健看護学部の教育目標、教育課程の構成・実施方針などの適切性は、教務学生委員会、教授会、教育研究審議会において、学生の学修状況などと照らし合わせながら必要に応じて議論、検証している。

平成 24 年度からの保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、各看護学担当の教員から構成される「カリキュラム検討ワーキンググループ」を設置し、カリキュラム改正について検討するとともに、目的、教育課程の編成方針の適切性について議論した。

自己点検・評価委員会は、2 年次、4 年次生を対象に毎年アンケート調査を実施し、結果を該当する委員会に伝え、定期的な検証を促している。

〈4〉 医学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成方針については、平成 26 年度、大学院委員会、医学研究科会委員会及び教育研究審議会において審議し、策定したものである。今後、定期的に検証を行うこととしている。

〈5〉 保健看護学研究科

博士前期課程の教育目標、学位授与方針、教育課程の構成・実施方針などの適切性は、「大学院研究科委員会」において、学生の学修状況などと照らし合わせながら必要に応じて議論、検証している。博士後期課程は、平成 25 年度に開設したことより、修了生を出しておらず現在学年進行中である。

平成 26 年度からのがん専門看護師コース設置のために「専門看護師カリキュラム検討ワーキンググループ」を設置し、教育課程の編成・実施方針の適切性について議論した。

平成 26 年度においては、保健看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の学位授与方針及び教育課程方針について、保健看護学研究科会委員会及び教育研究審議会において審議し、策定したところである。

〈6〉 助産学専攻科

本専攻科の教育目標の適切性の検証は、平成 25 年のカリキュラム変更併せて、専

攻科委員会において行った。「看護師等養成所の運営に関する指導要領別表 2」を参考に検討した結果、助産学専攻科「教育目標」は適切であり、変更はしなかった。教育課程の編成・実施方針については、カリキュラム変更に併せて新設し、平成 26 年度より施行している(資料 4-(1)-16 別表 2)。

2 点検・評価

○基準 4-(1)の充足状況

〈1〉 大学全体

学部、研究科ごとに教育目標に沿った学位授与方針、教育課程の編成方針を策定し、大学ホームページなどを通じて公表していることからおおむね基準を充足している。

〈2〉 医学部

学位授与方針を作成し明示している。また、方針及び医学部モデルコア・カリキュラムに沿ったカリキュラムになるように各教科担当者が検討し、シラバスを編成している(資料 4-(1)-17 p. 15～p. 220)。シラバスにおける総括目標、個別目標については教育目標に準じて同じ形式で掲載できている。大学の教員、学生には周知できている。さらに、卒業者の判定において、知識のみならず技能について評価するような制度になっている。臨床実習についても FD や臨床実習ディレクター会議で周知しており、同基準をほぼ充足している。

〈3〉 保健看護学部

教育目標に基づき学位授与の方針が明示されており、教育課程の編成などについては、学部案内、学生便覧、ホームページなどを通して、広く公開され周知が図られている。さらに学生へのアンケート調査による検証を行っていることから、充足している。

〈4〉 医学研究科

平成 26 年度に教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針を明確にし、ホームページを通じて広く公開し周知が図られていることから同基準をおおむね充足している。

〈5〉 保健看護学研究科

保健看護学研究科前期課程及び博士後期課程について、平成 26 年度より教育目標に加えて学位授与方針、教育課程方針を明確にし、ホームページなどを通じて広く公開し周知が図られていることから、基準をおおむね充足している。

〈6〉 助産学専攻科

専攻科の教育目標に基づき、新カリキュラム改正の際に教育課程編成の基本方針を設定、施行している。また、「和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程」において修了証書授与方針を明示していることなどから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

学位授与方針及び教育課程の編成方針については既に作成し明示、公表を行っている。また、その検証については学生による評価の面だけでなく、県による大学評価においても検証を受けている。また、カリキュラム委員会による検証や改善が機能している。

〈3〉保健看護学部

学位授与方針及び教育課程の編成方針については、県による大学評価における検証以外に学生にも評価を受けている。

保健看護学部では、2年次、4年次に自己点検の一環として「大学生活に関するアンケート」を実施している。25年度に実施した調査で、「カリキュラムの特徴をよく知っている」「まあまあ知っている」と回答した者は、2年次生33名(51.6%)、4年次生54名(66.7%)であった。2年次より4年次生の方が認知度が高かった。毎年調査しているが、カリキュラムの特徴は学年の進行に伴い周知できている可能性がある(資料4-(1)-19、資料4-(1)-20)。

〈5〉保健看護学研究科

平成26年度から高度専門職業人養成として「がん看護専門看護師コース」を、地域社会の情勢に応じて設置することができた。

県内唯一の医学・医療系大学として、平成25年度には和歌山県における保健・医療・福祉分野を担う人材育成の中心的な役割を果たすために、博士後期課程を設置することができた。

保健看護学研究科前期課程及び博士後期課程について、平成26年度において教育目標に加えて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明確に規定したところである。

和歌山県立医科大学保健看護学会を活用して、教育・研究の向上の良い機会となっている。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

教育目標については明示・公開を行い、機会があるごとに学内への周知を図っているが、全ての教員が理解しているかについては不十分な点が残る。また、臨床実習の内容が十分可視化されておらず把握できない点がある。また、評価方法についても改善する余地がある。知識、技能以外の部分で学位授与に該当するかを検証する制度設計が不十分である。また、ポートフォリオ、患者一覧、医療行為の水準表を用いた施行履歴の提出が年度末のため確認が不十分であり、改善の必要がある。

〈3〉保健看護学部

低学年においてカリキュラムの特徴の認知度がまだ低いことが挙げられる。

〈4〉 医学研究科

周知方法について、大学ホームページへの掲載に加え、別の方法も検討する必要がある。

〈5〉 保健看護学研究科

平成 26 年度に策定した学位授与方針、教育課程方針に係る周知方法は、大学ホームページに止まっており、十分な周知が出来ていない。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈2〉 医学部

平成 26 年度において成果基盤型教育とするためのコンピテンシーを制定し、カリキュラムに明示するようにした。また、CAP 制度を導入し、過度のカリキュラムにならないように配慮した。国際化については TOFEL をカリキュラムに加えることで国際化に対応する。臨床実習は現在の 52 週から 68 週を目標に変更する予定で改定を行っていく。

〈3〉 保健看護学部

カリキュラムの特徴については、学年進行にともない認知度が高くなっているが、今後とも周知をはかっていく必要がある。

〈5〉 保健看護学研究科

平成 26 年度に、がん看護専門看護師コースを設置し、順調に進行している。さらに、臨床からがん以外の専門看護師コースの設置の要望があることより、専門看護師コースの増設を検討する予定である。

本研究科の教育目標を修了生においても具体化あるいは発展させる方策として、学会活動の参加が挙げられる。そこで、和歌山県立医科大学保健看護学会を教育および研究発表の場として更に活用していく。

②改善すべき事項

〈2〉 医学部

教育目標については、毎年、FD 研修会において周知していくこととする。

臨床実習の間の修学状況を正確に把握するため、教育研究開発センターで学生の電子カルテの閲覧を可能にし、電子ポートフォリオについても閲覧し、フィードバック出来るようにする。また、GPA 制度を導入し、評価の標準化を図る。卒業時の OSCE についても内容を充実し、技能のみならず患者への配慮の評価が可能となるように変更する。

〈3〉 保健看護学部

平成 24 年度入学生から保健師の選択制を実施したが、このことも含めて教育課程の編成について学生に年度はじめのオリエンテーション等で周知徹底していく必要がある。

〈4〉 医学研究科

今後、大学ホームページに加え、大学院学生要覧へ掲載するとともに、新入生ガイダンスでも説明し、周知徹底を図る。

〈5〉 保健看護学研究科

今後、学位授与方針、教育課程方針に係る周知方法は、大学ホームページに加えて、募集要項、シラバスに掲載するとともに、新入生ガイダンスでも説明し、周知徹底を図る。

4 根拠資料

4-(1)-1 医学部のディプロマポリシー(既出 資料 1-10)

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-diploma.pdf>

4-(1)-2 平成 26 年度保健看護学部学生便覧(既出 資料 1-11)

4-(1)-3 平成 26 年度保健看護学部、保健看護学研究科、助産学専攻科 案内(既出資料 1-20)

4-(1)-4 保健看護学部 HP(既出 資料 1-21)

<http://www.wakayama-med.ac.jp/dept/hokenkango/index.html>

4-(1)-5 保健看護学部のディプロマポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-diploma-hokan.pdf> □

4-(1)-6 平成 26 年度保健看護学部シラバス

4-(1)-7 医学研究科の教育目標、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー(既出 資料 1-23)

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policydaigakuin.pdf>

4-(1)-8 保健看護学研究科委員会会議結果(26.9.17)

4-(1)-9 保健看護学研究科のディプロマポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-diploma-hokenkango.pdf>

4-(1)-10 平成 26 年度助産学専攻科 学生便覧 シラバス(既出 資料 1-28)

4-(1)-11 医学部のカリキュラムポリシー(既出 資料 1-9)

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-curriculum.pdf>

4-(1)-12 保健看護学部のカリキュラムポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-curriculum-hokan.pdf> □

4-(1)-13 和歌山県立医科大学学則保健看護学部施行細則

4-(1)-14 保健看護学研究科のカリキュラムポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-curriculum-hokenkango.pdf>

4-(1)-15 平成 26 年度保健看護学研究科シラバス (既出 資料 1-25)

4-(1)-16 看護師等養成所の運営に関する指導要領別表 2

4-(1)-17 平成 26 年度教育要項(医学部)

4-(1)-18 和歌山県立医科大学教育情報 HP

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/index.html>

4-(1)-19 大学生活に関するアンケート(2年生)集約結果 平成 25 年 11 月 27 日実施(既出 資料 1-35)

4-(1)-20 大学生活に関するアンケート(4年生)集約結果 平成 25 年 11 月 21 日実施(既出 資料 1-36)

(2) 教育課程・教育内容

1 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉大学全体

両学部、両研究科、専攻科とも教育目標に対応した専門職の資格取得のためのカリキュラム編成を行っている。医学部においては、モデルコア・カリキュラムに従い、カリキュラムを統合的に編成するとともに、カリキュラムの連番化を行い、体系的な教育内容になるように配慮している。保健看護学部においても理念、実施方針に基づいた授業科目の編成を各学年で編成している。また、両学部ともケアマインドや地域医療に配慮した特色あるカリキュラムを目指している。

両研究科においては、方針および学位授与方針に基づくカリキュラム編成を行っている。

助産学専攻科においては、理念、実施方針に基づいた授業科目を編成している。

〈2〉医学部

教育課程は、モデルコア・カリキュラムに準じて編成し、一部、統合的なカリキュラムを導入している。教育の課程の進行度に合わせて、準備教育、構造と機能、病態と薬物、臨床、臨床実習と統合的に構成している。また、個々のカリキュラムも総合的に理解を深められるように時期をずらすなどの工夫をしている。カリキュラムには系統別に連番を記入し、到達度が理解できるように配慮した。また、PBLを各学年に導入しており、能動的な学習が身につけられるようにしている(資料4-(2)-1 p. 108～p. 109)。自主カリキュラム、基礎配属、大学院準備課程を設けることで、自主的な修学、研究マインドの育成にも配慮している(資料4-(2)-2、資料4-(2)-3、資料4-(2)-4)。さらに、知識、技能と並行して重要なケアマインドについても、1年から患者及び家族とふれあい、精神的・肉体的弱者の心に共感できる能力を育成するとともに、習得したケアマインドやコミュニケーション能力を病院、福祉施設など多様な施設の体験実習を通して体現させ、最終的に臨床実習の場において医師として必要な能力を身につけさせるようカリキュラムを編成している(資料4-(2)-1 p. 53、資料4-(2)-5、資料4-(2)-6、資料4-(2)-7)。

1年次の教養教育科目は72単位、2年次の基礎教育科目は60単位、3年次の基礎教育科目は59単位、4年次の臨床教育科目は74単位修得することとなっている。また、5年、6年次の臨床実習については、必修を44週間、海外を含めた学外の選択実習を8週間行っている。

〈3〉保健看護学部

教育課程は、学校教育法第52条及び大学設置基準第19条が示す、人間性の涵養を基盤にした広い教養と深い専門性を身に付けることを目指して、本学部の教育理念・

目標を実現すべく“教養と人間学の領域”“保健看護学の基礎となる領域”及び“保健看護学の専門となる領域”により構成されている(資料 4-(2)-8 p. 6、資料 4-(2)-9 p. 5～p. 13)。

“教養と人間学の領域”は、人間の理解、社会の理解、科学の理解の分野に分けられ、1～4年次生で選択可能な配当にしている。

“保健看護学の基盤となる領域”は、人間と生命倫理、保健と福祉、健康と病態、基礎看護の分野に分けられ、1～2年次生に配当している。

“保健看護学の専門となる領域”は、ライフステージと保健看護、健康障害と保健看護、生活と地域看護、臨地実習、総合保健看護の分野に分けられ、3～4年次生に配当している。

授業科目については、オムニバス形式による講義や特別講義を多数開設するなか、臨床関係・外部講師の講義時間などをその都度組み入れる割組変更を行い、開設している。(資料 4-(2)-10)

本学部は教育目的の一つとして「生命の尊厳と幅広い教養を基盤にした豊かな人間性と高邁な倫理観をもった人材を育てること」を掲げている。本学部カリキュラムの3本柱の1つ“教養と人間学の領域”がこの目的の実現を担っている。この領域の科目は1-4学年次にわたって開講されている。人間の理解、社会の理解、科学の理解、コミュニケーション、教養セミナーの5群に分けられており、履修が特定の分野に偏ることがないように配慮されている。

〈4〉 医学研究科

医学研究科修士課程の授業科目は、専門とする分野と医科学全体の関係をよく理解し、幅広い知識、技能を身につけるため、共通教育科目、専門教育科目、特別研究科目から構成されている(資料 4-(2)-11 第 27 条)。

共通教育科目は 10 科目、18 単位で構成されており、16 単位以上の履修が必要である(資料 4-(2)-11 第 29 条)。生物学を履修してこなかった学生については、基礎生体科学の 2 単位を加え、18 単位が必要である(資料 4-(2)-11 第 29 条第 2 項)。共通教育科目のうちの医学研究法概論及び特別講義については博士課程と共通で実施している。

学位論文作成の基本となる特別研究科目は 41 科目あり、教養、基礎医学、臨床医学教育を担当する学部の各教授が研究指導教員として学生の指導にあたっている。また、専門教育科目は特別研究科目の指導教員のもとで講義と演習を行っている。修了に必要な単位は 30 単位以上で、その内訳は共通教育科目 16 単位以上、専門教育科目 6 単位以上、特別研究科目 8 単位となっている。

医学研究科博士課程では、高度な医学専門知識を修得し、専攻に関連する幅広い知識、技能を身に付けるためのカリキュラムを配置している。具体的には地域医療総合医学専攻、構造機能医学専攻、器官病態医学専攻の 3 専攻に 2～4 の研究領域があり、それぞれの研究領域は大学院教育を担当する教員の研究内容に即した 2～8 の授業科目から構成されている(資料 4-(2)-11 第 33 条)。

修了に必要な単位は 38 単位以上であり、学位論文作成の基本となる主科目が 24 単位以上、同じ専攻内から履修する副科目 1 が 6 単位以上、所属する専攻以外から履修

する副科目 2 が 6 単位以上、特別科目 2 単位以上となっている(資料 4-(2)-11 第 34 条)。

〈5〉保健看護学研究科

本研究科博士前期課程は、3つの領域(健康科学領域、基盤看護学領域、生活・地域保健学領域)から構成され、共通必修科目、共通選択科目、そして専攻分野別の特論と演習というように系統的に一貫性を保ちつつ、専門性が深まるよう構成している(資料 4-(2)-12、資料 4-(2)-13 p.3 p.5)。

専門科目は、専門的な知識と技術を探求する科目であり、専攻する分野の基幹科目以外の特論科目を選択する。これらの科目は、大学院生が各自の研究テーマを追求していく上で、視野を広げ、さらなる探求を可能とする仕組みとなっている。

併設のがん専門看護師コースでは、同様に共通必修科目、共通選択科目、各領域に関連する専門科目、実習、課題研究から構成している(資料 4-(2)-13 p.4 p.6、資料 4-(2)-14)。

大学院博士前期課程、がん専門看護師コース共に、コースワークとリサーチワークに配慮した教育課程を編成している。

博士後期課程は、平成 25 年度に開設した。共通科目は、保健看護学研究法、健康管理論、生活支援看護学からなり、その中で健康づくりに寄与しうる教育・研究者育成のための研究基盤となる保健看護学研究法を必修としている。専門科目は、生涯保健看護学領域と地域保健看護学領域から構成される(資料 4-(2)-13 p.74 p.75)(資料 4-(2)-15)。生涯保健看護学領域の科目は、母子保健看護学特論、成人保健看護学特論、高齢期保健看護学特論からなり、地域保健看護学領域の科目は地域保健看護学特論からなる。

これらの科目を基に、大学院生が各自の研究テーマを追求していく上で、視野を広げ、さらなる探求を可能とし、その後の後期特別研究へと進む構成となっている。

開講している授業科目の総単位数は 24 単位である。“共通必修科目” 2 単位、“共通選択科目” 4 単位、“専門科目” 8 単位、“後期特別研究” 10 単位であり、コースワークとリサーチワークのバランスのとれた編成になっている。

授業科目は、基本的な夜間の時間割に加え外部講師等による昼夜の集中講義を開設している。(資料 4-(2)-16)

〈6〉助産学専攻科

授業科目は、基礎、実践、関連の 3 領域に区分し、基礎から実践へ、実践からさらに広い視野で学ぶ領域へと、教育内容が体系的に統合できるよう編成・配置している。基礎領域では、助産学概論、妊娠期の異常、分娩・産褥・新生児期の異常、乳幼児ケア論等の科目を編成し、実践領域では、助産診断・技術学Ⅱ(産婦)、成育医療、助産学実習等の科目、関連領域では、助産学研究、助産師と国際活動等の科目で編成している。科目の配置については、講義による知識の修得や技術演習が中心のものは前期(4~7月)に、臨地実習や研究などは後期(9~2月)に配置している(資料 4-(2)-17 学生便覧 p.7、シラバス p.1)。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉 大学全体

専門的な知識・技能とともに、統合的な知識を獲得するための系統的なカリキュラムを編成している。また、両学部の特徴としているケアマインド教育や地域に密着した教育を心掛けている。さらに、学生の自主性を図るため、自主カリキュラムやボランティア単位の導入、海外への短期留学や研修の支援を両学部とも行っている。研究科については、カリキュラムの編成方針に基づき、研究が円滑に行われるようにカリキュラムを編成するとともに、研究科の特色のあるカリキュラムを提供している。助産学専攻科については、助産学と関連する領域の知識・技術を統合的に習得できるようにした。

〈2〉 医学部

教育研究開発センターカリキュラム専門部会において、全体的な教育の構成を決定後、進行度に合わせ各科の教育内容を時間調整しながら、学生が統合的に知識を理解できるように構成した。また、半期はPBLを並行して行い、より横断的、問題解決能力を身につけられるよう配慮した。さらに、ケアマインドを併せ持つ地域医療マインドが習得できるように保健看護学部との共同授業、患者、老人、幼児、障害者と接する実習を1年次より継続的に、全県下で実施した。また、3年次の基礎配属、6年次の選択臨床実習の時期には希望者は海外での実習を行い、広い視野、国際感覚を学ぶことができるよう配慮している。大学院博士課程準備課程教育を作り、早期から研究に参加する環境を提供することで学部学生の研究マインドの育成を図っている。

教育内容と教育者の質の向上を図るため、授業の第三者評価を行っている。初めて授業を行う教員や希望する教員に対して、教育評価部会委員2名が授業を聴講し、適正に評価を行い、その評価結果を各教員にフィードバックしている。

〈3〉 保健看護学部

生命の尊厳を守り、個人を尊重し、人々の幸せのために奉仕するという使命感を育み、保健看護に関する科学・技術を統合的に修得させるために、PBL型の教養セミナーや医学部との共同授業であるケアマインドなどの科目を配している。保健医療機関での対象者のケアという視点のみでなく、栄養、運動、休養など生活全般の改善や環境の保全などの保健の視点と、高齢者・障害者の介護を含めた福祉の視点から人々の暮らしを支えることが重要であることに鑑み、保健・医療・福祉が包括的に学習できるように早期体験実習、統合実習Ⅱなどを配している。また、地域に根差した健康づくりの学修のための地域交流活動や、国際的な視野を養うための国際交流活動にもポイント制の単位を与えるなど、科学・技術の進展と社会のニーズに豊かに対応できるための基礎的な学力を備え、自主的な生涯学習の習慣づけができることを到達目標とした教育内容を構成している(資料4-(2)-8 p.3、資料4-(2)-9 p.1)。

平成24年度入学生より、指定規則の変更を受けて、3年生進級時に看護師充実コース、保健師コースの2コースに学生の希望により分別しているが、公衆衛生看護学実習施設による受け入れ人数の観点より保健師コースは40名に設定している(資料

4-(2)-8)。

〈4〉 医学研究科

修士課程では1年生を対象にした共通教育科目の中で、博士課程と共通の医科学研究法概論、学内外の講師による特別講義を実施し、専門的な知識と研究能力の向上を図っている。

共通教育科目のうちの基礎生体科学は生物学を履修してこなかった学生の必修となっており、人体を場として起こる様々な生命現象とその仕組みを理解するために必要な生物学の基本的な事実と理論をまず学習し、医学研究科修士課程学生として知識を習得することを目的とした講義が実施されている。

また、医科学研究法概論では、医科学研究を行う上で重要な基本的かつ初歩的な実験研究方法を学び、修得することにより、学生が自分の研究目的に沿った実験方法を身に付けることができるようにしている。

博士課程では、学位論文作成の基本となる主科目のほかに同じ専攻内から副科目1を履修することになっており、専攻に関連する幅広い知識、技能を身に付けられるようにしている(資料4-(2)-11 第35条)。また、学内外の第一線で活躍する講師による特別講義を実施し、高度先進的かつ分野横断的な知識の修得に努めている(資料4-(2)-18 p.26～p.27)。

〈5〉 保健看護学研究科

本研究科博士前期課程での学修・研究に共通して必要とされる領域についての知識と基礎的能力を修得するために共通必修科目を設けている(資料4-(2)-13 p.5)。

共通選択科目は多岐にわたり、広い視野をもち人間性豊かな保健看護を実践できる能力の基礎となる科目である。

専門科目では、専門領域の対象理解や健康課題に関する理論、対象を取り巻く社会の諸現象に対する理解を深める。さらに演習において、それぞれの大学院生が研究課題を明確にし、効果的な問題解決法を探求でき、保健看護実践力を高められるような内容を提供している。

本研究科博士後期課程での研究に共通して必要とされる領域についての知識と基礎的能力を修得するために共通必修科目と選択科目を設けている(資料4-(2)-13 p.75)。健康づくりに寄与しうる教育・研究者育成のためにこのような科目の開設は適切であると評価できる。

専門科目の特論では、人々の抱えている健康問題に配慮し、高等教育研究機関等において健康問題の理解・援助、健康の保持・増進について考究し、新たな健康づくりのモデルの作成に繋げる内容を展開している。

〈6〉 助産学専攻科

本専攻科における主な教育内容は「看護師等養成所の運営に関する指導要領別表2」を参考にし、1)助産師としての法的責任や母子の生命をめぐる課題や問題、2)助産師として妊産婦や母子の正常・異常を診断するための病態、3)助産診断と助産ケア技術

(正常分娩 10 例の直接介助、必修)、4) 子どもの虐待予防や思春期・更年期女性の健康支援、5) 助産所の運営管理、周産期医療システムや医療安全などについて学習できる内容としている(資料 4-(2)-19 別表 2)。

2 点検・評価

○基準 4-(2)の充足状況

〈1〉 大学全体

教育課程の編成は教育目標に沿って作成されている。カリキュラムは学部、研究科、専攻科の特色に合わせた特徴のある内容で編成し、自主性を重んじる内容としている。また、特色のある内容を含むよう配慮しており、基準をおおむね充足している。

〈2〉 医学部

シラバスは一定の形式で記入している(資料 4-(2)-1 p. 15～p. 220)。また、統合的カリキュラム、PBL などの問題解決型カリキュラムを導入する事で、問題解決型、能動的なカリキュラム編成を行っている。さらに、知識・技能のみならずケアマインド、地域医療マインドにも力を注いでいる。自主カリキュラム、大学院準備課程の設置により研究マインドを育成している。

〈3〉 保健看護学部

教養セミナー、ケアマインド、保健看護研究など少人数グループによる PBL、チュートリアル形式を用いた問題解決型能動的なカリキュラム編成を行っている。

地域に密着した健康づくりのために、学年毎に特色を持ったカリキュラムを編成し、社会のニーズに応えられる人材を育成している。

これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈4〉 医学研究科

修士課程では共通教育科目、専門教育科目、特別研究科目というカリキュラム構成で基準を満たしている。

博士課程では、主科目だけではなく、副科目 1、2、特別科目を取り入れることにより基準を満たしている。

〈5〉 保健看護学研究科

博士前期課程及び博士後期課程において、それぞれ共通必修科目、共通選択科目、専門科目及び特別研究科目を配置しており、課程設置時の基準を満たしていることから、基準をおおむね充足している。

〈6〉 助産学専攻科

教育課程編成の基本方針に基づき、前述の「看護師等養成所の運営に関する指導要領別表 2」を参考に、授業科目を体系的に配置し、助産師教育として相応しい内容と

していることから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

カリキュラムを統合的に構成するとともに、縦断、横断的に配置していること、問題解決型講義を導入していること、自主カリキュラムや2カ月間の基礎配属、3年次と6年次の海外留学を推奨しており、学生の意欲を高める努力をしている。また、大学院準備課程の設置により研究マインドを育成している。

〈3〉保健看護学部

アメリカでの糖尿病児キャンプへの学生の参加、中国の山東大学、タイのマヒドン大学との学生交流を続けている。このような国際交流活動は、平成25年度より選択科目として単位が認定されるようになり、参加学生も増加した。このような取り組みを通して学生の国際的視野を育てている。

地域とのより強い連携・交流を計り、住民の生活状態や健康問題を理解し、医療に対する住民ニーズを把握することを目的として、地域交流活動を平成25年度より選択科目として単位認定したことで、参加学生が増えた。ボランティア活動や本学独自の「学生自主カリキュラム」の活動が積極的に行われるようになったことで、学生の自主性が促されている。

〈4〉医学研究科

修士課程の医科学研究法概論では英語論文の読み方、英語論文の書き方などの講義を行っており、修士課程の学位論文においても英文論文が増加している(資料4-(2)-18 p.8)。

〈5〉保健看護学研究科

研究科委員会において教育目的に基づきカリキュラムの検討を行うことで教育内容が充実してきた。博士前期課程の「看護管理論」では、医療安全に特化した学外非常勤講師1名を加え、「看護理論」では学外非常勤講師1名から学内教員1名に変更したことにより、きめ細かい指導ができるようにした。平成25年度には「保健疫学方法論」を学内教員1名で開講した。

平成26年度専門看護師コース(がん看護)の開設に対応し、平成25年度から新しく「がん看護学」を専攻分野として設けた。

博士後期課程は、平成25年度に開設したところであるが、研究科委員会においてカリキュラムの検討を行い教育内容の充実を図っている。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

初年次の教養の期間においては必修科目が多いことから、他学との単位互換制度が機能していない。また、取得単位の上限を定めていないことから、取得すべき単位数が

多い事があげられる。

〈3〉保健看護学部

開講されている教養科目は26科目であり、看護系大学の中では多い方であるが、近年、受講する学生が減っている。年度の当初に、幅広い教養を身につけるために、教養科目の充実の必要性を周知していく。特に国際交流活動をより充実するためには、英語、中国語の力を付ける必要がある。

国際交流活動・地域交流活動は、成果発表の機会も設けているが、まだ十分とは言えない。成果発表の機会を増やすとともに、学生の自主性が反映するような内容の充実を図る必要がある。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程における「保健看護学研究法」の科目は、各自が研究テーマを追求し、学位論文をまとめ上げる基礎となる科目であるが、1科目2単位では十分とは言えない。研究手法の理解を深めるために、演習なども含めて、内容・時間とも増やす必要がある。

博士後期課程における「保健看護学研究法」の科目は、博士前期課程に連続した形で、各自が研究テーマを追求し、学位論文をまとめ上げる基礎となる科目であるが、1科目2単位では十分とは言えない。研究手法の理解を深めるために、演習なども含めて、内容・時間とも増やす必要がある。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

卒業時コンピテンシーを平成26年に作成し成果基盤型カリキュラムとした(資料4-(2)-20)。平成27年度以降は、さらに、CAP制度の導入、GPA制度の導入を行い、教養の選択科目数を増やすことで、過度のカリキュラム編成にならないように配慮する。また、授業時間を短縮し、講義に集中できるように配慮する。カリキュラムの内容は、モデルコア・カリキュラムの内容を中心とし、それ以外に自主的な能動的なカリキュラムを含むように改善する。さらに、学生評価については、適正な難度の問題とし、試験問題を解析することで学生の能力を適正に識別できるものとする。

〈3〉保健看護学部

国際交流活動・地域交流活動の成果の発表会は、他の学生がその活動を知り、自主性や積極性を促す良い機会になっているため、今後も発展させていく。

〈4〉医学研究科

医科学研究法概論だけではなく、外部講師による大学院特別講義においても、英語論文の書き方についての講義を引き続き実施していく。

〈5〉保健看護学研究科

専門看護師(CNS)コースの開設に伴い、博士前期課程での専門分野の改変、選択科目の改訂を行い、一部は改訂に向けて作業を進めている。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

学内外の臨床実習をより診療参加型にすることが必要である。

〈3〉保健看護学部

教養科目の必要性を周知していく。また、国際交流活動・地域交流活動で、成果発表会を含めた整備を図り、更なる学生の自主性を促していく。

〈5〉保健看護学研究科

「保健看護学研究法」の科目については、十分な授業時間の確保を検討していく。

4 根拠資料

- 4-(2)-1 平成 26 年度教育要項(医学部) (既出 資料 4-(1)-17)
- 4-(2)-2 平成 25 年度学生自主カリキュラム計画募集のご案内等
- 4-(2)-3 平成 26 年度 基礎配属一覧
- 4-(2)-4 和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラム取扱内規
- 4-(2)-5 平成 25 年度学生の早期体験実習
- 4-(2)-6 平成 25 年度和歌山県立医科大学学生実習受入施設名簿
- 4-(2)-7 平成 25 年度 2 年生地域実習保育園一覧、障害者福祉関係施設一覧
- 4-(2)-8 平成 26 年度保健看護学部、保健看護研究科、助産学専攻科 案内(既出資料 1-20)
- 4-(2)-9 平成 26 年度保健看護学部シラバス(既出 資料 4-(1)-6)
- 4-(2)-10 保健看護学部 授業時間割表
- 4-(2)-11 和歌山県立医科大学大学院学則施行細則
- 4-(2)-12 平成 26 年度開講科目一覧(博士前期課程)
- 4-(2)-13 平成 26 年度保健看護学研究科シラバス(既出 資料 1-25)
- 4-(2)-14 平成 26 年度開講科目一覧(がん専門看護師コース)
- 4-(2)-15 平成 26 年度開講科目一覧(博士後期課程)
- 4-(2)-16 保健看護学研究科 授業時間割表
- 4-(2)-17 平成 26 年度助産学専攻科学生便覧 シラバス(既出 資料 1-28)
- 4-(2)-18 平成 26 年度大学院学生要覧(医学研究科) (既出 資料 1-22)
- 4-(2)-19 看護師等養成所の運営に関する指導要領 別表 2(既出 資料 4-(1)-16)
- 4-(2)-20 和歌山県立医科大学医学部コア・コンピテンシー

(3) 教育方法

1 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉 大学全体

両学部とも教育目標に基づいたシラバスにより教育を行っている。また、教育方法の向上、質的改善を図るためFDを開催している。授業については、相互評価や教育評価部会委員によるピア・レビュー、FD委員会による評価を行っており、次年度のカリキュラム改訂を促す資料にしている。また、授業評価やアンケートにはカリキュラムに準拠しているかを検証する項目を設けている。教育要項については、教育研究開発センターカリキュラム専門部会や教務学生委員会で議論し承認している。医学研究科、保健看護学研究科、助産学専攻科は、単位取得の内容を明示しており、その内容に準拠したカリキュラムを実施している。

〈2〉 医学部

教育方法についてはカリキュラム作成時に、講義形式とPBL、実習などを明確に分けるとともに、各コースともシラバスを共通したものとして書くことで適切となるよう配慮している。初めて講義を行う教員、希望する教員については授業をビデオ撮影し、2名の教育評価部会の教員が閲覧し、一定の書式で評価を行い、当該教員および指導教授にフィードバックすることで、標準化および質の向上を試みている。さらに教育の質向上のためのFDを年4回行っている。

医学部の新入生に対して、4月にオリエンテーションを実施し、学長講話、人権研修、禁煙や薬物乱用防止に関する講義のほか、教務関係ガイダンス、図書館の利用や奨学金制度など学生生活に必要な説明を行っている。

〈3〉 保健看護学部

履修についてシラバスに明記するとともに、年次初めに学年別にオリエンテーションを行っている。学年担当が履修説明(学年暦、履修単位、履修上の注意、開講時間)、科目紹介や教職員の紹介、施設等ガイダンスを行った後、その年次に開講される選択科目について、紹介している。

教養セミナーを1年次の通年科目に配当し、グループワーク、プレゼンテーション、PCを使用しての情報処理等の授業を展開し、学生の思考力・創造力・コミュニケーション能力・問題解決能力などを養っている(資料4-(3)-1 p.5~p.13)。学生の自主的参加を促す授業方法については、教養セミナーやSpeakingを取り入れた英語教育など実践的な授業を展開している。〈保健看護学の専門となる領域〉では、くらしと健康を探究し、保健看護を学ぶ基礎を主体的に学習できるように工夫している(資料4-(3)-1 p.5~p.13)。

保健看護研究Ⅱは少人数ゼミ形式で専門職者志向の形成に取り組んでいる(資料

4-(3)-1 p. 5～p. 13、資料 4-(3)-2、資料 4-(3)-3)。

4年間の臨地実習は、和歌山県内地域の多彩な病院、施設の臨床専門家の協力を得ながら地域の人々の医療および保健看護のさまざまな側面からの教育を行なっている(資料 4-(3)-2)。

〈4〉医学研究科

修士課程の共通教育科目や修士課程・博士課程共通の医学研究法概論及び、特別講義を18時から実施し、社会人の学生が受講しやすくしている(資料 4-(3)-4 p. 3 p. 25～p. 27)。

医学研究科の新入生に対して、4月にオリエンテーションを実施し、必要単位数、講義の履修や副科目の選択についての説明のほか、長期履修制度や奨学金、図書館の利用方法など学生生活に必要な説明を実施している。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程、博士後期課程ともに社会人学生が多く、夜間開講、土曜開講など大学院生のライフスタイルに合わせた授業を展開している。博士前期課程生の研究遂行能力向上を目指し、8月に1泊2日の合宿形式で大学院セミナーを行なっており、研究指導に関わる全教員が参加している。2年次の9月には修士論文中間発表会を開き、特別研究修士論文の妥当性と予測される研究成果について審議検討している(資料 4-(3)-5)。

平成26年度より開設されたがん看護専門看護師コースは、修了要件が46単位以上であるため、長期履修制度の適用により、3年間の教育課程として社会人である院生のニーズに応えている。

博士後期課程においては、主研究指導教員による週1回以上の個別研究指導を行なっている。特別研究の流れおよび学位申請手続きはシラバスに明記し、院生が自主的に計画できるようにしている(資料 4-(3)-6 p. 61)。

〈6〉助産学専攻科

授業形態は、講義、演習、グループワーク、臨地実習などによる方法で行っている。

学習指導では、学生の主体的学習を目指し、ディスカッションやプレゼンテーション、課題レポート、小テスト、技術テストなどを取り入れている。また、技術教材を作成し、学習の向上を図っている。

国家試験受験のための支援は、教員作成模試や業者模試を取り入れて行っている。

履修科目数は、計21科目36単位で、修了要件は35単位以上であり、すべての科目を履修登録しても問題はない(資料 4-(3)-7 第6条 第7条)。

(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉大学全体

両学部ともシラバスには一般学習目標、個別学習目標を明記しており、その内容に

沿った授業が展開されており。ピア評価、学生評価においても確認されている。

〈2〉 医学部

シラバスの内容については、コアカリキュラムや医学・医療の発展に応じて、毎年改定を行うとともに、個別学習目標と担当者を定めており、それに準拠して行われている(資料 4-(3)-8 p. 33~p. 220)。さらに、実習や PBL のテーマについても毎年、検討し作成している。相互授業評価においてシラバスに準拠して行われているかを確認している。また、学生による授業評価でもシラバスに準拠した講義内容かの確認を行っている。

〈3〉 保健看護学部

シラバスは、統一された様式で、毎年度 1 年間に開設するすべての授業科目について作成している。「授業概要」と最終的な「到達目標」を達成するための授業 15 回すべてについて概要を明らかにしており、目標と達成方法(講義内容)、評価(達成度評価)を提示している。また、評価方法・評価基準では、要素割合を明示している。平成 24 年度入学生より、看護師充実コースと保健師コースのカリキュラムを適用しており、各々の卒業要件および授業科目一覧表を掲載している(資料 4-(3)-1 p. 1~p. 14)。授業内容とシラバスとの整合性については、学部教務学生委員会で審議し、順次改善を行っている(資料 4-(3)-9、資料 4-(3)-10)。さらに授業内容・方法とシラバスとの整合性に関して、学生による授業評価が実施され、確認している(資料 4-(3)-10)。

〈4〉 医学研究科

医学研究科ではシラバスを作成し、年度当初に大学院学生要覧に収録して、学生に配付している(資料 4-(3)-4 p. 3~p. 85)。シラバスには、講義日程、講師名、講義内容等を明記している。講義の日程についてはホームページにも掲載し、この日程に基づく講義を実施している(資料 4-(3)-11)。

また、修士課程では共通教育科目、専門教育科目、特別研究科目の講義等の内容を記載している。博士課程では科目ごとの研究内容と授業内容及び科目内容を記載し、副科目の選択に活用されている。

〈5〉 保健看護学研究科

本研究科のシラバスには学年暦とともに、科目区分、授業科目の名称、配当年次、単位数、科目概要・目標、授業内容・スケジュール、評価、テキスト、推薦図書、その他が記載されている。がん看護専門看護師コースは、博士前期課程の基盤看護領域、がん看護学に併設され、博士前期課程のシラバスに掲載されている。シラバスに基づいた授業が展開されており、大学院生は履修する科目の学習内容を知り、自主的な事前学習ができています。

〈6〉 助産学専攻科

シラバスは、授業の目的や概要、授業内容・方法、成績評価方法・基準など統一し

た書式を用いて作成し、それに基づいて授業を展開している。学生には入学直後から公表している(資料 4-(3)-12 シラバス p. 1～p. 36)。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

成績評価の評価基準はシラバスに明記している。最終的には進級判定会議、教授会において議論され、評価方法に偏りがなやかを含めて評価している。成績評価においては最終試験のみならず小テストや出席、実演習、ボランティア活動などを総合的に評価している。

〈2〉 医学部

成績の評価、合否の判断は、担当教員の判断に任せられているが、試験成績について、全体の成績と相関するか、分散はどうかについての解析を行い各担当科に公表している。また、共用試験、国家試験との相関についても解析をおこなっている。卒業試験については識別指数、正答率を解析し、不適切問題を除外するなどの方法をとっている。臨床技能については卒業時 OSCE を行うことで評価している。

大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、県内 6 校で学生が自らの在学する大学以外の大学で授業科目を履修することができる単位互換を実施している。

2 年次、3 年次、4 年次への進級については、全ての履修科目を修得することが進級判定の基準である。ただし、1 科目のみ不合格の場合については、仮進級を認め、進級後 3 カ月以内に担当教員が課す試験等に合格しなければ、仮進級を取り消すこととしている。2 科目以上不合格については進級を認めない。

5 年次への進級は、他の学年と同様に全ての履修科目を修得することが条件であるが、共用試験 CBT、OSCE の合格が進級への絶対条件である。

※CBT(Computer based testing)の合格基準

全国医学部長病院長会議が提示する推奨最低合格ライン未満のものを不合格とする。(能力値(IRT)43 点以上)

※OSCE(Objective structured clinical examination)の合格基準について
学内の平均-SD 以下を不合格とする。

〈3〉 保健看護学部

本学の授業科目の成績は、シラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度を、原則として試験によって評価し、「優」「良」「可」「不可」の 4 段階で判定している。各授業科目の成績評価方法は、前期・後期筆記試験、小テスト、演習課題等により、「優：80 点以上」「良：70 点以上 80 点未満」「可：60 点以上 70 点未満」の評価基準に基づき、合格すれば所定の単位を与えることを明示している(資料 4-(3)-1 p. 2)。平成 25 年度より〈保健看護学の専門となる領域〉の授業選択科目である〈総合保健看護〉に国際交流活動と地域交流活動を設け、ボランティア活動や学生自主カリ

キュラム活動を行なった学生に単位を認定している。この単位はポイント制(基本1ポイント90分)を採用し、20ポイント以上で単位を認定される。他大学等で獲得した単位の認定の基準は学則(保健看護学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程)に明示されている。

〈4〉 医学研究科

各授業科目の単位修得の認定は、担当研究指導教員が行うことになっており、優・良・可・不可の4段階で評価し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする(資料4-(3)-13 第25条 第26条)。

修士課程の単位の認定のうち、共通教育科目の認定についてはその担当教員が行い、特別研究科目の研究指導教員に通知することになっている。専門教育科目及び特別研究科目についてはその担当研究指導教員が行うことになっている(資料4-(3)-13 第30条)。

博士課程の主科目の単位修得の認定は、主科目の担当研究指導教員が行い、副科目については副科目の担当研究指導教員が行い、主科目担当研究指導教員に通知することになっている(資料4-(3)-13 第36条)。特別講義については、30時間の講義の受講をもって2単位としている。

〈5〉 保健看護学研究科

成績評価ならびに単位認定は、科目担当者によって行われている。成績評価と単位認定の方法については、シラバスに明記している。評価結果は研究科委員会に提出され、十分な時間をかけて審議され、決定している。博士前期課程では修士論文が最終的な教育成果に位置づけられ、研究科の全教員参加による特別研究論文発表会(公開審査)で評価している。発表会前に提出された修士論文に対して、研究科委員会において主査1名と副査2名の審査委員が発表会前に決定される。博士後期課程では博士論文を最終的な教育成果に位置づけている。博士後期教育課程は平成25年度より開始しており、現段階で博士論文は提出されていないが、平成27年度に学位論文の審査申請が始まる予定である(資料4-(3)-6)。

〈6〉 助産学専攻科

成績評価方法は、定期試験・小テスト・レポート・演習・技術テスト、臨地実習等で行い、シラバスに明記(配点比率含む)している。

評価基準は、「優：80点以上」、「良：70点以上80点未満」、「可：60点以上70点未満」、「不可：60点未満」の基準で行っている(再試験成績は60点)。「優」、「良」、「可」を合格とし、専攻科委員会において所定の単位を認定している(資料4-(3)-12 学生便覧 p.6)。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 大学全体

成績の追跡調査や国家試験の成績をみることで教育の成果を評価している。授業については相互評価によるピア・レビューや学生による授業評価を行い講義の質の改善を行っている。さらに FD により教育方法を改善している。

〈2〉 医学部

入学試験、進級試験、卒業試験、共用試験、国家試験については個人成績の追析調査および各試験の相関により学内の全体成績との相関、学外の成績との比較を行っている。また、臨床実習では患者からの学生の評価も行い、学生の医師としての適性を評価検証している。さらに、卒業時 OSCE(客観的臨床技能試験)を行い、臨床技能、臨床推論、態度について評価している。

〈3〉 保健看護学部

授業の内容および方法の改善を図るために科目終了時に学生による授業評価を行っている。評価結果は集約され、学部教学委員会および教授会にて公開され、個々の内容が各科目担当教員にフィードバックされている。教員は改善方策として、科目ガイダンスや講義の際に、学生に向けてコメントバックしている。

教育内容・方法の改善については、学部 FD 委員会による教員相互授業参観がある。通年で行われており、ピア・レビューにより、教授法やクラスマネージメントについての模範例を見出し、教員間で共有することで、個々の教員の教育力の向上と開発を目的とするものである。参観した教員は所定の報告書の作成が義務となっており、FD 委員会でとりまとめ、授業担当教員にフィードバックされている。また、学外講師による教育講演は年 3~4 回実施しており、医学部や附属病院看護部との共催で行うなど毎年工夫を凝らしており、教育方法の改善に結びつけている(資料 4-(3)-14)。以上のように教育方法の改善については組織的研修の取り組みが進み、定着化しつつある。

〈4〉 医学研究科

平成 25 年度から大学院 FD 研修会を実施し、学外の講師による高度先進的、分野横断的なテーマの研修を受講することにより、教育課程や教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

〈5〉 保健看護学研究科

博士前期課程においては、研究科の全教員参加による特別研究論文発表会(公開審査)や評価結果を研究科委員会で十分な時間をかけて審議している。これにより、大学院生の知識不足への対応や学習方法の改善についての検証の場ともなっている。教員間で共有した課題や改善点については、研究科委員会に提案され検討するシステムになっている。また、特別研究論文発表会を行う前の大学院生および教員を対象に宿泊を伴う大学院研修セミナーも、研究成果の検証の機会となっている(資料 4-(3)-5)。

博士後期課程においては、現在教育目標に沿った教育成果が得られるように教員が指導している。

〈6〉助産学専攻科

教育内容・方法の改善を図るために、「学生による授業評価」を実施している。現在は専任および兼任教員 9 科目を対象に行っているが、平成 27 年度からは全担当教員での実施を予定している。結果は、専攻科委員会で報告、検討される(資料 4-(3)-15)。

2 点検・評価

○基準 4-(3)の充足状況

〈1〉大学全体

カリキュラム編成については理念、教育目標に則って行われており、シラバスに基づいた授業が行われている。単位認定は、各学部の規定に基づいており、委員会、教授会の議を経て決定している。また、成績の推移や試験の精度検討を行うことで、教育成果を検証しているなど、基準をおおむね充足している。

〈2〉医学部

教育課程の編成方針、モデルコア・カリキュラムに準拠する内容のシラバスを作成している。さらに、成績評価については全体および他の試験との相関をみることで、修学効果が上がっているかを検討している。卒業試験については試験の精度検定を行っている。また、臨床実習についてはポートフォリオ、卒業時 OSCE から評価している。

〈3〉保健看護学部

カリキュラム編成の基本方針に準拠し、保健看護に関する科学・技術を統合的に修得することを方針に掲げ、カリキュラムの特徴を明示した内容のシラバスを作成している。さらに、成績評価については進級判定会議において、全体および他の試験との関係をみることで、修学効果が上がっているか、試験内容の妥当性、特別個別指導を検討している。卒業試験については各領域から毎年新しい問題を提出し、委員会にて試験の精度を十分に検討し、実施している。また、臨床実習については実習中の記録や用いた資料、指導者による評価、自己評価をファイルにまとめ、学生自身のポートフォリオにしている。さらに実習中の課題が達成できていないと判断した学生については、決められた課題についてレポート学習を課して提出させ、評価している。これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈4〉医学研究科

講義時間の設定や長期履修制度など社会人学生に配慮している(資料 4-(3)-16 第 7 条)。

学則に基づき、成績評価と単位認定を適切に行っている。

〈5〉保健看護学研究科

講義時間の設定や長期履修制度など社会人学生に配慮している。学則に基づき、成

績評価と単位認定を適切に行っている。特別研究については全教員が取り組む体制を整えていることから、基準をおおむね充足している。

〈6〉 助産学専攻科

教育方法はシラバスを基に、講義・演習・臨地実習等を取り入れ学習支援を行っている。成績評価ならびに評価基準は、専攻科委員会に諮り適切に行うとともに、学生による授業評価も行っている。このことから、基準をおおむね充足できている。

①効果が上がっている事項

〈2〉 医学部

授業評価の平均点は5点満点評価で3.9、実習評価の平均点は教養・基礎が5点満点評価で4.0、臨床実習が4点満点評価で3.6であり、概ね良好な評価を受けている(資料4-(3)-17)。また、単位認定は判定会議、教授会の議を経て適切に行われている。さらに、授業評価、FDなどで教育方法の改善が図られている(資料4-(3)-18、資料4-(3)-19)。これらの取り組みおよび見直し作業は、毎年行われており機能している。

〈3〉 保健看護学部

学生による授業評価は、14問の各問5点満点評価で平均4点台である。授業の方法や学生満足度については、各年次において概ね良好な評価であり、教育方法及び学習指導は適切である。また、授業内容とシラバスとも評価では整合している(資料4-(3)-20 p.56～p.58)。単位認定は学部教務学生委員会、教授会の2段階チェックを経て認定を決定しており、適切に行われている。学生による授業評価、相互授業参観による教育方法の見直し、FDカンファレンスにおける発表、実習に関する報告の紀要掲載など、教員が評価を受け、教育方法の改善に結びつけるシステムが定着し、組織的に取り組みつつある(資料4-(3)-21 p.7、資料4-(3)-20 p.38～p.40、資料4-(3)-22)。

〈4〉 医学研究科

学内外の第一線で活躍する講師による特別講義を実施し、修士課程には専門的な知識と研究能力の向上を促進し、博士課程には高度先進的かつ分野横断的な知識の修得に努めている。

修士課程の共通教育科目や博士課程と共通の医学研究法概論、特別講義についてはビデオ録画し、e-learningを学内LANにより提供している。

〈5〉 保健看護学研究科

長期履修制度は、平成20年度以降これまでに16名(うち、博士前期課程15名)が活用し、すでに終了している。平成25年度は博士前期課程の4名、博士後期課程の1名が長期履修制度を活用し、順調に履修を進めており、大学院生のニーズに合っていると判断できる。

シラバスによって教員にも学生にも専攻分野・領域における授業展開が明らかにな

ることで、教員はシラバスに基づいて自分の担当分野を実施していると評価できる(資料 4-(3)-24)。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

教養科目については必修科目が多く、単位数も過度になっている。臨床実習が診療参加型となるためには、さらなる臨床系教員への啓蒙、教育が必要である。臨床実習はより診療参加型にする必要がある。

〈3〉保健看護学部

1~4年次の教育方法及び学習指導において概ね適切に進捗しているが、3年次後期から4年次の必修科目である保健看護研究Ⅱは、学生・担当教員双方に時間的に余裕をもった実施が難しい状態になっていることから、学習指導の充実とともに教育方法について議論していく必要がある。

シラバス記載事項および授業展開、成績評価方法については保健看護学部として統一を図る必要がある。

学生による授業評価の集計結果を受けて、教員が検討した教育方法の改善案や自主向上の方策を全教員が学生にコメントバックする制度が設けられていない。

〈4〉医学研究科

修士課程1年生を対象とした共通教育科目については、社会人学生が多いこともあり出席率が低いので、出席率を高めるような改善が必要である。

〈5〉保健看護学研究科

社会人大学院生の多様なニーズに応えるため、昼夜開講、土曜日開講の増加なども視野に入れて検討を進めている。シラバスに基づいた授業が展開されており、集中講義日程についても掲示による周知に努めている。

アンケートの自由回答では、修士論文の制限枚数を増やしてほしい、パソコンのバージョンが古い、集中講義日程は2か月前に知らせてほしいなどの意見があり、早急に検討する必要がある(資料 4-(3)-23)。

また、平成26年度より始まった、がん看護専門看護師コースにおいても、担当教員を中心に成績評価と単位認定について審議していく必要がある。特にがん看護学専攻の論文コースとがん看護学専門看護師コースについては十分な審議が課題である。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

教養において選択制を増やし、単位数の上限を設けることで過度なカリキュラムを改善した。臨床実習における mini-CEX (clinical evaluation examination) を行う

ことで、臨床能力の評価を行うとともに卒業時 OSCE についても試験科目を増やすことを予定している。診療実習の際に電子ポートフォリオにより実習内容を評価できるようにした。ログブックに行った技能や症例を記載し、今後の臨床実習の計画を作成できるようにしたり、360 度評価についても患者からの評価を継続する。さらに、外来受診者や入院患者について大学のカリキュラムへの希望、医学生への希望を問うアンケートを行う。

〈3〉保健看護学部

教員相互の授業参観は今後も継続して行っていく必要がある。今後の方策として平成 27 年度から参観率の向上を図るために全ての授業を公開することとした。

学生授業評価の集計結果に対するコメントバックを全教員に課し、学生が閲覧できるように改める。

〈4〉医学研究科

学外の講師による大学院特別講義については、今後も実施していく。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程においては、研究計画およびデータ収集に関して主指導教員のもとで順調に進められ、研究成果の一部を学会発表した際に優秀賞に選ばれるなど、成果はあがっており、学位論文の審査基準を検証しつつ、現状の教育を推進していく。

博士後期課程においては、平成 27 年 2 月に第 1 回研究討議会を行い、この課程の成果として、今後、教育・研究に携わる人材の社会での活躍が期待される。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

外部評価を積極的に取り入れることが必要である。また、評価を遅延なく行い、フィードバックするような制度が必要である。

〈2〉医学部

必修科目の減少と選択科目の増加が必要である。臨床実習や実習などの評価についてはポートフォリオを積極的に迅速に評価し、学生にフィードバックすることが必要である。

〈3〉保健看護学部

保健看護研究Ⅱを3年後期のはじめから準備を開始するなど、時間的余裕を持った進め方を指導していく。シラバスの記載や成績評価の仕方を年度はじめに非常勤講師を含めて周知していく。

学生による授業評価を受けて教育方法の改善案・方策について常に検討を行う。教員からのコメントバックを、学生が学内で閲覧できるよう掲示するなど方法を検討する必要がある。

〈4〉 医学研究科

共通教育科目の出席率の向上については、インターネット回線を使用して、本学と遠隔地の病院を結ぶネットワークを活用した遠隔講義の充実など働きながらでも受講しやすい環境づくりが必要である。

〈5〉 保健看護学研究科

がん看護師専門コースの課題研究、博士論文の審査および結果の妥当性を検証するシステム、教育方法を協議する機能の充実が必要である。

4 根拠資料

- 4-(3)-1 平成 26 年度保健看護学部シラバス(既出 資料 4-(1)-6)
- 4-(3)-2 保健看護学部実習要綱 2014
- 4-(3)-3 保健看護学部平成 25 年度保健看護研究Ⅱ報告書
- 4-(3)-4 平成 26 年度大学院学生要覧(医学研究科) (既出 資料 1-22)
- 4-(3)-5 保健看護学研究科委員会会議録
- 4-(3)-6 平成 26 年度保健看護学研究科 シラバス (既出 資料 1-25)
- 4-(3)-7 助産学専攻科に関する規程(既出 資料 1-14)
- 4-(3)-8 平成 26 年度教育要項(既出 資料 4-(1)-17)
- 4-(3)-9 保健看護学部教務学生委員会議事録
- 4-(3)-10 保健看護学部教授会会議録
- 4-(3)-11 大学院医学研究科大学院講義
<http://www.wakayama-med.ac.jp/dept/daigakuin/igaku/index.html>
- 4-(3)-12 助産学専攻科学生便覧 シラバス(既出 資料 1-28)
- 4-(3)-13 和歌山県立医科大学大学院学則施行細則(既出 資料 4-(2)-11)
- 4-(3)-14 保健看護学部 FD 委員会 学外講師による教育講演表
- 4-(3)-15 平成 26 年度助産学専攻科授業評価結果(前期)
- 4-(3)-16 和歌山県立医科大学大学院学則(既出 資料 1-12)
- 4-(3)-17 平成 25 年度授業評価ヒストグラム
- 4-(3)-18 和歌山県立医科大学教育研究開発センター教育評価部会における医学部委員会及び保健看護学部委員会運営要項
- 4-(3)-19 和歌山県立医科大学教育研究開発センターFD 部会における医学部委員会及び保健看護学部委員会運営要項
- 4-(3)-20 平成 25 年度保健看護学部、大学院保健看護学研究科、助産学専攻科 年報(既出 資料 1-30)
- 4-(3)-21 平成 26 年度保健看護学部学生便覧(既出 資料 1-11)
- 4-(3)-22 和歌山県立医科大学保健看護学部紀要 10 巻
- 4-(3)-23 大学生活に関するアンケート(大学院)集約結果 平成 26 年 2 月 3 日実施
(既出 資料 1-34)

(4) 成果

1 現状説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉大学全体

国家試験の成績をみると、変動はあるものの、保健看護学部は100%に近い成績を、助産学専攻科は100%の成績を収めており、医学部は標準以上の成績を収めている。また、両学部とも就職率は100%と高く、成果を上げている。医学部においては定着率が高く、地域医療マインド育成の成果がみられる。

〈2〉医学部

医学部においては卒業生の多くが県内に留まるなど、地域医療に対する教育でも一定の成果を上げている。過去5年間において国家試験の合格率は変動が大きく86%～97%で推移しており、直近の3年間は全国平均を

上回っている(資料4-(4)-1)。専門的知識と共に総合的能力を併せ持つことについては個別の教科についての縦断的能力を評価しており、共用試験においても一定の水準に達している。

臨床PBLや臨床実習において横断的能力の育成を図っており、卒業時OSCEにおいても技能面で一定の成果が認められる。臨床実習の際の患者評価は高く、ケアマインド教育の効果がみられる。地域医療マインドの育成は本学卒業後、県内で臨床研修を行う研修医の割合が平成26年度で62.2%と高いことから成果があがっていると考えられる。

〈3〉保健看護学部

全科目履修後に総合評価(補講と試験)を実施しており、ほとんどの学生が優秀な成績を収めている。

平成25年度に本学部の課程を修了した81名は、看護師、保健師国家試験とも高い合格率を維持している(資料4-(4)-2)。

また、就職希望者は、看護師、保健師、養護教諭(2種)として100%就職し、医療の担い手の輩出に成果をあげている(資料4-(4)-3)。

〈4〉医学研究科

修士課程には社会人が多く、働きながら研究を行い、修了後には高度専門職として地域の医療施設等で活躍している。また、修士課程での研究を深めるために、博士課程に進学して研究を続けるものもいる。

平成25年度に学位を取得して博士課程を修了したものは8名で、単位取得満期退学をしたものが8名となっている。博士課程の大学院生も在学中から医療機関等で就業しており、修了、満期退学後も引き続き就業している。

また、博士課程を満期退学後、3年以内に学位を申請し、審査に合格すれば大学院コースでの学位取得が可能である(資料4-(4)-4 第23条)。平成25年度では過去の満期退学者のうち6名がこの制度により学位を取得している。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程は、看護師、養護教諭、栄養士、臨床検査技師、看護教育に従事している者など多職種にわたる社会人を受け入れていることから、多方面の現場で課題解決に貢献している。研究成果として平成21年度～25年度までの修了生64名の修士論文は多岐に亘る(資料4-(4)-5)。

平成26年度より開設されたがん看護教育課程(3年)の最初の修了生は、平成28年度になる予定である。

博士後期課程に現在在籍している者は1年次3名、2年次3名であり、全員社会人である。最初の博士号取得者は27年度になる予定である。

〈6〉助産学専攻科

平成25年度に学生の自己評価として、修了直前に『助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度』調査表(看護師等養成所の運営手引き別表2)を用いて、修了時の到達レベルを自己評価してもらった。その結果、到達割合は、①倫理的課題に対応する能力100%、②マタニティケア能力79%、③性と生殖のケア能力88%、④専門的自律能力67%で、到達割合はほぼ目標が達成された(資料4-(4)-6 p.79～p.83、資料4-(4)-2)。平成25年度の就職率は100%(助産師職)であった。

(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

学位授与方針に従って、公正に学位授与が行われている。学位授与の要件については各学部、研究科の教育要項やシラバスに記入されており、卒業判定会議、教授会で慎重に協議し学位授与方針に適合する学生に学位を授与することになっている。

〈2〉医学部

卒業時には臨床実習の評価、卒業試験、卒業時OSCEが卒業に値するかを検証し、総合的に判断しており、学位授与方針に適合する学生に学位を授与している。

卒業の判定については、卒業判定試験で不合格科目が2科目以上のものは卒業を認めない。また、不合格科目が1科目または再試験が3科目以上のものについては卒業判定会議において合否判定を行うこととしている。上記以外でも総合的に判断して不合格とする場合がある。

〈3〉保健看護学部

学位の授与については、学位授与方針に基づいているが、具体的要件として、「教養と人間学の領域25単位、保健看護学の基礎となる領域40単位、保健看護学の専門と

なる領域 61 単位」合計 126 単位を修得することを明示している(資料 4-(4)-7、資料 4-(4)-8 p. 7、資料 4-(4)-9 p. 2~p. 3)。

卒業判定に関しては、各人の 4 年間の成績と取得単位数の確認を、教務学生部委員会で行った後に、教授会での審議をもって学位の授与を決定していることから、これまで卒業判定は適切に実施されている(資料 4-(4)-10)。

〈4〉 医学研究科

修士課程の学位授与の要件は、修士課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとしている(資料 4-(4)-11 第 25 条)。毎年、学位申請の日程を 2 年生に通知し、ホームページで公開するとともに、7 月に学位申請手続きの説明会を開催している(資料 4-(4)-12)。

手続きは、学位申請後に医学研究科委員会で論文審査委員を決定し、1 次審査では公開発表会を行い、論文審査委員が論文審査と最終試験を実施する。1 次審査で適当と認められた論文に対し、医学研究科委員会で 2 次審査を行い学位の授与を決定している。

博士課程の学位授与要件は、博士課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっている(資料 4-(4)-10 第 26 条)。学位の申請手続きについては、毎年 4 年生に通知するとともに学生要覧に掲載している(資料 4-(4)-13 p. 141~p. 143)。また、申請書類の必要部数や様式をホームページに掲載している(資料 4-(4)-14)。

手続きとしては、学位申請の前に公開で研究討議会を行い、研究内容が学位申請に適するものかを判定するとともに、学生に専門知識及び研究能力があることを確認している。研究討議会で適当と判断された場合は、学位の申請を行い、1 次審査で医学研究科委員会が審査の価値があると認めたときは、投票により論文審査委員を選定する。論文審査委員による論文審査及び最終試験後、医学研究科委員会で 2 次審査を行い学位の授与を決定する。

〈5〉 保健看護学研究科

学位の授与については、学位授与方針に基づいているが、博士前期課程における具体的修了要件として、「共通必修科目 6 単位、共通選択科目 6 単位、専門科目 4 単位、専攻する分野の基幹科目以外の特論科目 4 単位、共通必修科目特別研究 10 単位」合計 30 単位をシラバスに明示している(資料 4-(4)-15 p. 3~p. 4)。

審査基準には、「研究計画書の審査基準」「論文審査委員による論文の審査基準」「公開発表会・論文審査(口頭試問)・最終試験の審査基準」があり、これらを平成 26 年よりシラバスに明示し、1 年次の研究計画書提出時より審査基準に則り実施することとしている(資料 4-(4)-15 p. 67)。

前期特別論文 1 題につき、主査 1 名と副査 2 名が論文審査と口頭試問を行う。研究科委員会において単位取得確認、論文審査・口頭試問の結果の確認を経て学位授与の決定を行っていることから、これまで修了判定は適切に実施されている(資料 4-(4)-16)。

博士後期課程における具体的修了要件として、「共通科目 2 単位、専門科目 2 単位、後期特別研究 10 単位」合計 16 単位を習得することをシラバスに明示している(資料 4-(4)-14 p.67)。学位(博士)申請の手続きについても、申請の流れの詳細をシラバスに明示し、学位申請書類関係や学位論文内容の要旨の様式はホームページよりダウンロードできるように設定している(資料 4-(4)-15 p.88)。

後期特別研究論文の審査体制は、1 次審査(論文審査委員による論文審査・最終試験)と 2 次審査(研究科委員会での審査)を経て、学位授与の決定を行う予定である。

〈6〉助産学専攻科

修了認定は、「和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程」に則り適切に行われ、修了証書が授与されている(資料 4-(4)-17 第 10 条)。

2 点検・評価

○基準 4-(4)の充足状況

〈1〉大学全体

学位授与については両学部とも、学則、学位規程にもとづいて適切に授与されている。また、国家試験の成績や卒業後の進路についても概ね教育目標に合致した状況となっており、基準をおおむね充足している。

〈2〉医学部

医師国家試験は変動があるものの全体としては上位に位置している。ケアマインドの育成および地域医療マインドの育成は患者評価、県内への定着率から効果があると考えられる。学位授与も適切に行われている。

〈3〉保健看護学部

学位の授与は、卒業判定会議等決められた授与方針に基づき、適切に行われている。看護師、保健師国家試験では、ほぼ全員が合格し、希望者全員が就職している。これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈4〉医学研究科

学則、学位規程に基づき、適切に学位授与が行われている。
修士論文の 1 次審査では公開発表会を行っている。
博士課程については、公開で研究討議会を行い、研究討議委員が学位申請に適するかどうかの判定を行っている。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程において、学則、学位規程に基づき、適切に学位授与が行われていることから、基準をおおむね充足している。

〈6〉助産学専攻科

「和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程」に則って、適切に修了認定を行っている。助産師国家試験合格率および就職率は100%で、助産師に求められる卒業時の到達目標に対する到達割合は8割を超えている。このことから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

共用試験、国家試験の成績から、知識の習得は標準に達している。ケアマインドおよび地域医療マインドの成果は患者評価および県内定着率から上がっていると考えられる。卒業試験問題の精度検定(正答率、識別指数)と不適切問題の排除を行っている。また、患者からの評価を臨床実習の際に受けており、態度、人間性の向上も評価に加味している。臨床技能能力については卒業時OSCEで検証している。

〈3〉保健看護学部

「教養と人間学の領域」「保健看護学の基盤となる領域」の科目と「保健看護学の専門となる領域の実習」の実習を1年次に同時並行で学ぶことにより、学生の視野を広げ、幅広い見識をもって看護活動を行うことができるようになっている。

1年次の無医地区での宿泊実習や2年次の乳幼児施設・保育園・小学校や企業での実習を行うことにより、健康な人々の生活やニーズを理解することができ、医療者を指すものとしての心構えを改めて確認することができている。

3年次からの実習では、領域実習に加えて地域医療を支える県内の病院での実習も実施し、地域医療の現状や課題を理解し、地域医療を支える専門職としての在り方を学び、地域と連携することの必要性に気づくという効果が表れている。

なお、保健師・看護師の国家試験合格率は全国平均を上回っており、平成25年度の国家試験合格率は保健師100%、看護師98.7%であった。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程は多職種を受けいれているが、多岐に亘る修士論文においても適切に修了認定を行っている(資料4-(4)-14 p.64~p.67)。

また、26年度より審査基準をシラバスに掲載し、院生への周知も行ったことから、学生自身も修士論文等の判定が分かりやすくなり、指導教員はより良い研究計画書や修士論文の作成指導を行いやすくなった。

博士後期課程は、現在開設2年目であり、今後討議会などを開催し、教育目標に沿った成果を上げるようにしていく予定である。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

知識については共用試験、国家試験で評価できるが、臨床的能力については、評価方法が確立されていないことから評価を行うには不十分である。学生の定員が増えた

後、留年生が増えており、より細やかな評価・指導が必要である。

〈3〉保健看護学部

平成24年度入学生より2年次終了時に保健師コースと看護師コースを選択するという体制を実施した。看護師コースを選択した学生の教育課程の充実に向けて検討し、看護の専門性を深める取り組みを追加していく必要がある。

学生の半数は県外生であることなどから、県内への就職者が少ないという現状にある。実習施設と協働して、県内で看護者としてのキャリア開発がイメージできるような具体的な取り組みを検討していく。

〈4〉医学研究科

博士課程の修了者よりも満期退学者の方が多くなっているため、長期履修制度の周知を図る必要がある。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程では、平成26年度より学位の審査基準を運用しているが、院生への周知がまだ不十分であり、十分な活用がなされていない。現在までに輩出した修了生63名の修了後の職場への適応や還元(寄与)などの動向について十分に把握されていない。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

進級判定、卒業判定において、試験の内容を標準化する体制を整えた。臨床実習の評価についても学内外の病院において mini-CEX を用いた評価をおこなうことで有効となるようにした。卒業時 OSCE において試験課題を増やすことで臨床能力の評価をより適正に行う。病院を受診している患者からの教育カリキュラムへの評価などについても検証する。

〈3〉保健看護学部

今後も特徴のある早期体験実習、統合実習ⅠⅡ、臨地実習などを通して幅広い見識を持った学生を育てていく。

引き続き国家試験の好成績を維持していくため、担任や保健看護研究Ⅱ〈ゼミ〉担当教員などを通して支援していく。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程では専門看護師養成コースを26年度より開設したことに伴い、実習指導および課題研究への指導体制を整備し教育目標に沿った成果を上げていくため、教員の補充を進めている。

平成25年度に開設した博士後期課程では、修了判定に向けて学位審査のための審査

システムを策定した。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

学生評価については各科において試験の難度に差がある。1教科の難度が高すぎると他の教科の修学状況にも影響が出ることから、これらの標準化が必要である。

〈3〉保健看護学部

看護師コースを選択した学生の教育の充実のため、平成26年度に看護教員が集まって検討を行った。臨地実習以外の領域での実習を入れるなど、検討を重ねて実施につなげていく。

多くの看護職の輩出先である大学附属病院に、平成26年度、看護キャリア開発センターが設置され、同センターの副センター長に保健看護学部学科長が就任するなど、保健看護学部と大学附属病院が連携して卒業生の就労継続とキャリア開発を行う支援体制ができた。この体制を発展させていく。

〈4〉医学研究科

長期履修制度について入学時のオリエンテーションで周知を図るとともに、指導教員にも制度の周知を図っていく。

〈5〉保健看護学研究科

修了生に対して、あるいは修了生が就業している職場に対して、修了生の職場への適応や還元(寄与)などについてアンケート調査を実施するかどうか検討していく必要がある。

4 根拠資料

4-(4)-1 医師国家試験合格率推移

4-(4)-2 看護師国家試験合格状況

4-(4)-3 平成26年3月の保健看護学部卒業生の進路状況について(既出 資料1-33)

4-(4)-4 和歌山県立医科大学学位規程施行細則

4-(4)-5 保健看護学研究科修士論文一覧

4-(4)-6 平成25年度 保健看護学部、大学院保健看護学研究科、助産学専攻科年報(既出 資料1-30)

4-(4)-7 保健看護学部のディプロマポリシー(既出 資料4-(1)-5)

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/01/pdf/policy-diploma-hokan.pdf>

4-(4)-8 平成26年度保健看護学部学生便覧(既出 資料1-11)

4-(4)-9 平成26年度保健看護学部シラバス(既出 資料4-(1)-6)

- 4-(4)-10 保健看護学部教授会会議録(既出 資料 4-(3)-10)
- 4-(4)-11 和歌山県立医科大学大学院学則(既出 資料 1-12)
- 4-(4)-12 修士課程(平成 25 年度以前入学生)の修了要件について
<http://www.wakayama-med.ac.jp/dept/daigakuin/igaku/ronbunsakusei.html>
- 4-(4)-13 平成 26 年度大学院学生要覧(学生便覧・講義要項)(既出 資料 1-22)
- 4-(4)-14 学位申請に関する必要書類
<http://www.wakayama-med.ac.jp/dept/daigakuin/igaku/gakuishinseisyorui.html>
- 4-(4)-15 平成 26 年度保健看護学研究科シラバス(既出 資料 1-25)
- 4-(4)-16 保健看護学研究科委員会会議録(既出 資料 4-(3)-5)
- 4-(4)-17 和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程(既出 資料 1-14)

第5章 学生の受け入れ

1 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

(1) 大学全体

入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)は両学部とも作成しており、これを学内の教職員、受験生、社会に公表している。さらに、大学説明会、オープンキャンパス、県高等学校長会との懇談などを通じて、受け入れ方針の説明、医学部における地域枠の概要について将来の進路についても説明をおこなっている。

(2) 医学部

医学部の教育理念は医師及び医学研究者としての幅広い教養、柔軟な思考力と創造性、豊かな人間性、高邁な倫理観を涵養し、基礎および臨床医学における高度で専門的かつ総合的な能力を修得させる。また、良好な患者-医師関係を築くためのコミュニケーション能力とリーダーシップを備えた協調性の高い人材及び地域医療・健康福祉の向上に寄与するとともに国際的にも活躍できる人材を求めると明示している。

以上の教育理念及び目的のもと、入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)を策定し入学者選抜要項や学生募集要項、医学部案内を始め本学ホームページにも掲載している(資料5-1 p.1、資料5-2 p.1、資料5-3 p.1、資料5-4)。

- | | |
|---|---------------------------------|
| ア | 科学的探究心と豊かな人間性・高邁な倫理観を有する人 |
| イ | 医学を修得するための幅広い能力を有する人 |
| ウ | コミュニケーション能力及びリーダーシップを備えた協調性の高い人 |
| エ | 地域医療に関心があり、国際的視野を有する人。 |

(3) 保健看護学部

保健看護学部では入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)において、科学的探究心と豊かな人間性・高邁な倫理観を希求する人、保健看護学を修得するための幅広い能力を有する人、コミュニケーション能力と指導力を備えた協調性の高い人、地域医療に関心があり、国際的視野を希求する人、生涯にわたって自立と自律をめざす人、を求める学生像としている。この受け入れ方針は保健看護学部入学者選抜要項に明示し、本学ホームページにも掲載している(資料5-5 p.1、資料5-6)。

(4) 医学研究科

前回の大学評価における助言を踏まえ、大学院の人材養成目的を学則へ明示するとともに、学生募集要項を見直し、入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)を以下のとおり明示し、本学ホームページにも掲載している(資料5-7、資料5-8、資料5-9)。

【修士課程】

広い視野に立って精深な医科学の学識を授け、医科学の分野における研究能力および高度専門職を担うための卓越した能力を培うことで、医学・医療に貢献で

きる幅広い人材の育成を目的とし、以下のような学生を求めている。

ア 医学・医療分野における専門性を高めるための研究に意欲をもつ人

イ 医学以外の領域で学んだ知識と技能を医学研究へ応用、発展しようとする人

ウ 本課程で学ぶ知識と技能を医学以外の領域へ応用、発展しようとする人

エ 地域医療への貢献を研究的視点にもつ人

【博士課程】

高度先進的かつ横断的な大学院教育による先端医学研究の推進を通じて、自立して研究を行える高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識をもつ医学研究者や高度医療職業人の育成を目的とし、以下のような学生を求めている。

ア 医学・医療に関する高い関心と研究への強い意欲をもつ人

イ 医学・医療の発展と社会福祉の向上に熱意をもつ人

ウ 地域医療への貢献を研究的視点にもつ人

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程では受け入れ方針において、保健看護学分野における専門性を高めるための研究に意欲を持つ人、保健看護学以外の領域で学んだ知識と技能を保健看護学の研究へ応用・発展しようとする人、本課程で学ぶ知識と技能を医療や医療以外の領域へ応用・発展しようとする人、地域医療への貢献を研究的視点に持つ人を求める学生像としている。この受け入れ方針(アドミッションポリシー)は保健看護学研究科博士前期課程学生募集要項に明示し、本学ホームページにも掲載している(資料 5-10 表紙裏、資料 5-11)。

社会人選抜は2年以上の就業経験があり、かつ現在も就業している者を対象としている。がん看護専門看護師コース(平成26年4月に基盤看護学領域に併設)については、出願時に3年以上のがん看護の実務経験を持つことを要件としている(資料 5-10 p. 2)。

保健看護学研究科博士後期課程の受け入れ方針は保健看護学研究科博士後期課程学生募集要項に明示し、ホームページにも掲載している(資料 5-12 表紙裏、資料 5-11)。

入学者の選抜は、保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有することを出願資格要件とし、一般選抜試験と社会人選抜試験により行っている。社会人選抜は、3年以上の看護職としての実務経験があり、かつ現在も就業している者を対象としている。

本研究科においては、社会人の就学に関する特別措置が講じられており、夜間その他の特定の時間又は時期において授業や研究指導を行うことができることを募集要項に明記している(資料 5-12)。

〈6〉助産学専攻科

平成26年度に専攻科の入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)を専攻科委員会及び教育研究審議会において審議し、策定したところであり、本学ホームページに掲載している(資料 5-13)。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている

るか。

(1) 大学全体

入学者受け入れ方針を募集要項に明示するとともに高等学校および高校生への説明会、オープンキャンパスなどにおいても広く周知している。入学試験委員会は学部長も委員となり、公平で適切な評価ができる体制を構築している。また、透明性、匿名性に留意した運営を行い、成績については希望者に開示している。

(2) 医学部

学生定員の増加に対応し、多様な募集形態をとることにより適切な募集内容としている。入学者受け入れ方針は学生募集要項に記載し、本学への直接請求や郵便局等を通じて志願者に送付するとともに、志願者や保護者等を対象としたオープンキャンパスや、あるいは高等学校進路指導部長を対象とした大学説明会などでも配布し、入学者選抜の概要について説明を行ってきた(資料 5-14、資料 5-15)。

また、受験情報誌や受験情報サイト等へも募集内容を掲載し、広く学生募集の周知を行ってきた。オープンキャンパスでは模擬授業の実施や医療関係器具等の操作説明・見学、在学生との交流会など医学への意識を涵養するよう努めてきた。

また、和歌山県教育委員会及び和歌山県高等学校長会とも定期的に懇談会を持ち翌年度の入学試験についての意見交換を行っている(資料 5-16)。

加えて、身体に障害等があり受験上あるいは修学上の配慮を必要とする志願者については入学者選抜要項や学生募集要項で周知し、事前相談を実施している旨明示している。

医学部入学者の選抜方法として推薦入学試験と一般入学試験を実施し、両試験において大学入試センター試験での 5 教科 7 科目の受験を課している。また、個別学力検査等として、推薦入学試験では個人面接と集合面接を実施しより深く受験生の医学部生としての資質を判断して選考するとともに、一般入学試験では英語、数学、理科の個別学力検査を実施しその学力の把握を行うとともに、個人面接を実施して医学部生としての資質を判断して選考している。

入学者選抜については和歌山県立医科大学医学部入学者選抜試験施行規定に基づき入学試験委員会を設置し、医学部長、医学部教務学生委員会委員長、入試・教育センター長、教育研究開発センター専任教授のほか教養大講座、基礎医学、臨床医学それぞれから教授会において選挙により選ばれた教授 10 名を加え 14 名より構成する(資料 5-17)。

入学試験委員会では入学者選抜要項や学生募集要項の作成、入学試験問題を作成する入学試験出題採点委員や小論文作成委員を選考し個別学力検査の問題作成をするとともに、個別学力検査や面接を実施するための詳細な実施要項・監督要項・面接要項や面接資料等を作成する。個別学力検査及び面接の終了後、合否判定資料の作成を行い、教授会の議を経て決定している。

入学試験委員会は年 10 回以上開催し、面接委員だけの検討会議、小論文作成委員だけの検討会議など個別の会議をそれぞれ開催し詳細な実施内容を協議し決定している。また、学長を本部長とする試験実施本部を設置し、公正・適正な個別学力検査や面接

が実施されるようその実施・運営も所掌している。

〈3〉保健看護学部

学生募集方法、入学者選抜方法については、入学者選抜要項に定員数や選抜方法について明記している。入学者の選抜は一般入学試験と推薦入学試験で行っている。このうち、推薦入学試験は、和歌山県内の高等学校を当該年度に卒業見込みの者（和歌山県外の高等学校にあっても、出願時に扶養義務者が3年以上和歌山県内に居住している者を含む）、調査書の全体の評定平均値が4.0以上である者、保健看護学に深い関心を持ち、卒業後この分野に積極的に携わっていこうとする意欲を有する者、合格した場合本学に必ず入学することを確約できる者を出願資格要件とし、高等学校長が責任を持って推薦できる者を対象とする。ただし、推薦できるのは、1高等学校につき5名以内としている（資料5-5）。

入学者受け入れ方針に基づき、教育目標を達成できる学生であるかを判断する目的で、一般入学試験では、大学入試センター試験の5教科5科目で学力を問うほか、個別学力検査として、前期日程では、小論文と面接、後期日程では総合問題と面接を行い、総合的に学力、意欲、適性を評価している。また、推薦入学試験では、大学入試センター試験を免除し、総合問題、面接、調査書・推薦書等の出願書類により総合的に学力、意欲、適性を評価している。

面接では、調査書、推薦書や「自己を語る」などの出願書類を参考にして、保健看護職を志す意欲、保健看護職者の基礎的な適性、コミュニケーション能力などを評価している。

一般選抜試験について、それぞれの試験科目は独立して採点基準を設けて、基準に則して採点している。最終的な合否判定は、学部教授会において試験科目と面接を合わせて総合的に判定を行っている。試験科目別の配点は入学者選抜要項に明記している（資料5-5）。

入学者選抜において透明性を確保するための措置として、入学試験に関する個人情報 は 厳重に取り扱い、個人が特定されないよう匿名化を行った後に採点と判定を行っている。また、一般選抜試験については、受験者本人に対して希望者に入学試験成績の開示を行っている。方法は、不合格者の大学入試センター試験および個別学力検査等の総合得点に基づく5段階の開示による（資料5-18）。

〈4〉医学研究科

学生募集要項については、ホームページに掲載するとともに、主な大学に郵送しており、学内外から広く募集している（資料5-7、資料5-8）。

入学者選抜方法は、専攻する主科目の試験を行い、グローバル化に対応できる語学能力と基本的な研究領域の知識を重視している。

修士課程、博士課程とも、4月入学については10月と1月の2回募集を行い、更に、博士課程は平成18年度募集より10月入学制度を導入し、6月にも募集を行っている。これにより、他大学出身者が受験しやすいようにしている。

また、入学金が本学医学部出身者と比べると他大学出身者が極めて高額（本学出身者

282,000 円、本学以外 475,000 円)であったため、平成 22 年度入学者より本学出身者と同額にした。

〈5〉保健看護学研究科

本研究科の入学者選抜方法については、学生募集要項に定員数や選抜方法について明記している(資料 5-10、資料 5-12)。

入学者受け入れ方針に基づき、教育目標を達成できる学生であるかを判断する目的で、博士前期課程、博士後期課程ともに、英語、専門科目、面接、出願書類により総合的に学力、意欲、適性を評価している。なお、前期課程の社会人選抜での出願者については、就業経験等も勘案している。

それぞれの試験科目は独立して採点基準を設けて、基準に則して採点している。最終的な合否判定は、研究科委員会において試験科目と面接を合わせて判定を行っている。入学試験に関する個人情報には厳重に取り扱い、個人が特定されないよう匿名化を行った後に採点と判定を行っている。

〈6〉助産学専攻科

助産学専攻科における学生募集および入学者選抜は、和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程第 8 条および第 9 条、和歌山県立医科大学助産学専攻科委員会規程第 2 条、和歌山県立医科大学助産学専攻科入学者選抜等についての規程、和歌山県立医科大学助産学専攻科入学者選抜試験施行規程に則り、公正かつ適切に実施されている(資料 5-19、資料 5-20、資料 5-21、資料 5-22)。

学生募集は、「学生募集要項」を作成し、ホームページに掲載するとともに、全国の看護課程のある大学および和歌山県内の看護専門学校へ送付し、周知している。本要項には、募集人員や出願資格、選抜方法、個人別入試成績の開示などについて明示している(資料 5-23 p. 1～p. 5)。

また、採点から合格者決定までは受験番号を伏せ識別番号を用いて、公正かつ適切に実施している。

学力試験については、学長より複数の出題採点委員が任命され、点検を十分に行い、出題ミスがないよう努力している。

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉大学全体

医学部では国の方針に従って行った学生定員増により入学者を選抜している。また、保健看護学部では在籍学生数は収容定員に基づき適正になるよう調整をおこなっている。医学部の学生定員は 60 名から 100 名に増加したが、教育施設の増築、改築などで適正に対応した。また、教員についても増員し対応できる環境を整えた。助産学専攻科、保健看護学研究科についても教員の配置を行った。

〈2〉 医学部

平成 20 年度入試より国の「緊急医師確保対策」の一つである医師不足の地域や診療科で勤務する医師の養成推進策として医師養成総数が少ない県に 20 名の増員が認められるとともに、緊急臨時的な医師養成増として全都道府県に最大 5 名まで増員が認められ、本学医学部の入学定員は合計 85 名となった(この 5 名については平成 20 年度から 10 年間の措置)。また、平成 21 年度入試においては、国の「『経済財政改革の基本方針 2008 年』を踏まえた平成 21 年度の医学部定員増」が決定し、全国の医学部で入学定員増が行われ、本学医学部では 10 名増となり入学定員は 95 名となった。さらに、平成 22 年度入試からは、緊急臨時的に「地域医療枠」において 5 名の定員増が行われ入学定員は 100 名となった(この 5 名については平成 22 年度から 10 年間の措置)。

平成 20 年度入試の増員は県民医療枠 20 名(推薦入学試験 5 名、一般入学試験 15 名の計 20 名、全国公募)の募集枠として設定し、和歌山県民医療の指導的・中心的な役割を担う人材として募集するもので、医学部 6 年、卒業後 9 年間の一貫コースにおいて教育する募集枠である。卒業後は地域の中核的役割を果たす和歌山県内公的病院での研修を中心に、専門医や学位を早期に取得できるよう支援するものである。なお、推薦入学試験の出願資格は高等学校卒業見込み者のみとし、各高等学校から推薦出来る人数は 2 名としている。

平成 20 年、22 年度入試の増員は地域医療枠 10 名(推薦入学試験のみで 10 名)の募集枠として設定し、へき地医療拠点病院及びへき地診療所等で勤務する医師を養成するため募集するもので、和歌山県から和歌山県修学資金の貸与を受けるものである。へき地を中心とした地域医療に貢献したいという学生を募集している。出願資格は県内高等学校卒業生あるいは卒業見込み者か、または扶養義務者が和歌山県内に居住している県外の高等学校卒業生あるいは卒業見込み者とし、各高等学校から推薦出来る人数は 3 名としている(なお、卒業生については前年 3 月に卒業の者のみ)。

上記以外に平成 14 年度入試から一般枠として 6 名の推薦入学試験を開始している。出願資格は県内高等学校卒業見込み者のみとし、各高等学校から推薦出来る人数は 3 名としている。

それぞれの募集枠について募集人員とほぼ同数の人数が合格し、入学している。なお、推薦入学試験で選考基準まで達せず募集人員まで合格させなかった場合は一般入学試験の合格者を増やしている(資料 5-24、資料 5-25)。

なお、医学部の過去 5 年間(平成 22~26 年度入学者)の入学定員超過率は 1.00、収容定員超過率は 1.01 である。

〈3〉 保健看護学部

保健看護学部の入学定員は 80 名である。3 年次に 4 名の編入生を受け入れていた(平成 24 年度まで)。保健看護学部の過去 5 年間(平成 22~26 年度入学者)の入学定員超過率は 1.02、収容定員超過率は 1.05 である。

過去 5 年間の保健看護学部の入学者選抜の結果をまとめた(資料 5-26)。入学者数が定員を上回ると、領域別保健看護学実習をはじめとした臨地実習の際に支障が生じる可能性があるため、総定員 80 名に対して辞退者数との兼ね合いをみながら判断を行っ

ている。

〈4〉 医学研究科

修士課程については、平成 17 年度に新設し、入学定員を 14 名とした。

入学生は、平成 24 年度は 6 名、平成 25 年度は 15 名、平成 26 年度は 14 名である。

在學生は定員 28 名に対し、平成 24 年度 23 名 82.1%、平成 25 年度 26 名 92.9%、平成 26 年度 29 名 103.6%とほぼ定員を満たしている。

博士課程については、入学定員を平成 17 年度に見直し、それまでの 31 名から、地域医療総合医学 14 名、構造機能医学 10 名、器官病態医学 18 名の 42 名に増員した。

入学者は平成 24 年度 28 名、平成 25 年度 35 名、平成 26 年度 17 名である(資料 5-27)。

在學生は定員 168 名に対し、平成 24 年度 113 名、充足率 67%、平成 25 年度 128 名 76%、平成 26 年度 127 名 75.6%である。

平成 25 年度から医学部に大学院医学研究科博士課程履修プログラム(MD-PhD コース)を開始し、大学院準備課程に 51 名の医学部生が登録した。このことによって、医学部から大学院博士課程への進学者を確保している。

〈5〉 保健看護学研究科

入学定員は、博士前期課程 12 名、博士後期課程 3 名である。博士前期課程の過去 5 年(平成 22~26 年度入学者)の入学定員超過率は 0.97、収容定員超過率は 1.07 である。収容定員超過率 1.07 に対して入学定員超過率が 0.97 となっているのは、長期履修制度(履修期間 3 年または 4 年)を利用する学生を含むことによる。博士後期課程(平成 25 年度設置)の過去 2 年間の入学定員超過率は 1.00、収容定員超過率は 1.00 である。

過去 5 年間の入学者選抜の結果をまとめた(資料 5-28)。博士前期課程では、例年、一次募集において定員数をほぼ満たしている状況である。平成 26 年 4 年開設のがん看護専門看護師コースについても教育・指導環境に照らして適切な入学者数を確保している。博士後期課程では、平成 25 年度開設以降入学定員を確保している。

〈6〉 助産学専攻科

専攻科の定員は 10 人で、開設来の定員充足率は 96.7%である。平成 25、26 年度は定員を 1 人ずつ下回っている。留年生はこれまでに出不ない(資料 5-29)。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

入学者選抜は入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)に基づいた学生を選抜できるように、学科試験、面接などにより総合的に選抜する工夫を行っている。

和歌山県立医科大学組織運営規則(資料 5-30 第 22 条)に基づき、和歌山県立医科大学教育研究開発センター規定が制定され平成 18 年 4 月に教育研究開発センターが設置された(資料 5-31)。当センターは和歌山県立医科大学における医学・保健看護学教育

の研究、開発、企画及び評価方法の研究並びに入試制度の研究を行うことにより、本学の医学・保健看護学教育活動の円滑な推進と不断の改善に寄与することを目的とし、センターの部会の一つとして入試制度検討部会が置かれている(資料 5-32)。入試制度検討部会においては以下の業務を所掌している。

- | |
|------------------------------|
| ア 大学入学者選抜方法の研究、改善に関すること |
| イ 大学入学者選抜に関する資料収集と調査統計に関すること |
| ウ 大学入学者選抜制度全般に関すること |

また、部会には医学部委員会及び保健看護学部委員会が置かれ、上記業務を審議し入試制度検討部会に意見具申することとなっている(資料 5-33)。

入試制度検討部会を設置することにより、前年度実施の学生募集および入学者選抜の課題・反省点を検討し、それに基づき次年度以降の入学者選抜方法を決定している。また、入学後の成績、卒業後の動態も常に検証しながら入学者選抜方法を適宜・適切に変更している。

また、各学部においてそれぞれ入学試験委員会を設置し、毎年の入学者選抜を実施している。なお、入学試験問題については各入学試験委員会で出題採点委員を公正に選出し、出題に関して独立して業務を行っている。

このように、入学後の成績や進路について解析し、入学者選抜方法についての検証を行ない、入試制度検討部会および入学試験委員会それぞれにおいて定期的に検証を行っている。

〈2〉 医学部

学生募集については、毎年度入学試験委員会において要項等を検討し教授会、教育研究審議会へ報告している。

入学者選抜の実施については、入学試験委員会において、語学試験、小論文、面接の試験を実施し、適切に審議し、教授会、教育研究審議会へ報告している。

なお、医学部の過去の大きな制度変更として、平成 22 年度入試より一般入学試験の後期日程を中止し、前期日程の一般枠を増員した。

〈3〉 保健看護学部

入学者選抜試験の日程や試験科目等については、毎年全学の入試・教育センターの委員を含む入学試験制度検討委員会によって審議している。また、実施方法や実施体制については、募集要項作成時、保健看護学部の委託を受けた入学試験委員会において原案を作成し、学部教授会の審議を経て決定している。

〈4〉 医学研究科

学生募集については、毎年度入学試験委員会において要項等を検討し、医学研究科委員会で審議を行い、教育研究審議会へ報告している。

入学者選抜については、入学試験委員会において、語学試験、小論文、面接の試験を実施し、適切に審議し、医学研究科委員会で審議を行い、教育研究審議会へ報告している。

〈5〉保健看護学研究科

入学者選抜試験の入試日程や試験科目等については、毎年全学の入試・教育センターの委員を含む入学試験制度検討委員会によって審議している。また、実施方法や実施体制については、募集要項作成時、本研究科の委託をうけた入学試験委員会において原案を作成し、研究科委員会の審議を経て決定している。

〈6〉助産学専攻科

専攻科修了生の和歌山県内就職者が過去6年間で3割台である。県内就職率を上げるため、平成25年度に、推薦入試枠および入学資格等の検証を行った。その結果、推薦枠・推薦基準を見直し、平成26年度にはホームページ等において周知を図り、平成27年度より実施する予定である。

2 点検・評価

○基準5の充足状況

〈1〉大学全体

両学部とも入学者受け入れ方針に基づいた選抜方法を採用しており、県による中期計画、学内での検証をおこなっていることから基準をほぼ充足している。

〈2〉医学部

入学者受け入れ方針に基づいた選抜方法を採用しており、県による中期計画、学内での検証をおこなっていることから、基準をほぼ充足している。

〈3〉保健看護学部

入学者受け入れ方針に基づいた入学者選抜を行っており、入学者定員を充足する学生数を確保できていることから、基準をおおむね充足している。

〈4〉医学研究科

入学者受け入れ方針については、学生募集要項や大学ホームページに明示しており、公正かつ適切に入学者選抜を行っている。また、平成17年度の大学院再編整備により、適切な定員を設定している。修士課程の入学者は定員を確保しているが、博士課程の入学者については平成24年度28名、平成25年度35名、平成26年度17名と低い。

〈5〉保健看護学研究科

前期課程、後期課程ともに受け入れ方針に基づいて適切に入学者選抜を行っている。入学者定員は概ね確保されているが、近年、志願者数が漸減しており、実質倍率が低下傾向にあるが、入学者定員はおおむね確保されている。これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈6〉助産学専攻科

学生募集内容を明示し、公正かつ適切に入学者選抜を行っている。また、推薦入試枠等の変更を平成 27 年度より施行予定であることから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

推薦枠での入学者の多くは成績が上位を維持している。学生定員が 60 名の時代から、教師と学生の距離が近いという良き風習が継続している。医学部卒業生については和歌山県への定着率が高く、教育目標と合致している。

〈3〉保健看護学部

すべての入試について、追加合格などの調整を行わずにほぼ想定通りの入学者数を得ており、精度の高い入学者数の予測が可能となっている。一般入学試験の個別学力検査では、前期日程で小論文、後期日程で総合問題を実施することにより、多様な可能性をもち勉学や実践の意欲の高い学生を確保できてきた。

教員の指導体制、施設の収容数、実習施設の受け入れ体制、4 年以上在籍する学生数等を考慮して、合格者数と在籍学生総数の定員管理を毎年徹底している。

〈4〉医学研究科

平成 25 年度に大学院医学研究科博士課程履修プログラム(MD-PhD コース)を開始し、大学生 51 名が登録をしている。大学生の積極的な登録を促進するとともに、県内勤務医が講義を受講しやすくするため、e-ラーニング(講義録画)や遠隔講義を取り入れている。

〈5〉保健看護学研究科

平成 25 年度に開設した博士後期課程、平成 26 年度に博士前期課程に併設されたがん看護専門看護師コースについては、これまで定員枠を上回る志願者があり、計画通りの入学者数が確保されている。博士前期課程についても、看護系大学院が増加しているにもかかわらず、平成 20 年度の開設後数年を除いて、二次募集を実施することなく入学者定員を概ね満たしてきた。受験者は県内の看護職者が多く、この観点から広く社会人を受け入れ、県内の医療の質向上に寄与する人材の育成に貢献している。

〈6〉助産学専攻科

平成 26 年度に専攻科委員会において「入学者受け入れ方針」を協議し、策定した。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

面接の評価基準、小論文試験の出題・採点基準をいかに明確化するかが今後の検討課題である。

〈3〉 保健看護学部

看護に対する意欲と積極性、コミュニケーション能力、良好な対人関係を築く能力を効果的に評価するために、小論文の内容、面接内容・方法をさらに検討する必要がある。

本学の受け入れ方針により相応しい学生を確保する観点からも、これまで以上に高校教員との意見交換の機会を持ちながら、学校訪問等を通じて、本学の教育の特徴などを県内外の高校に周知する広報活動を充実させる必要がある。

定員管理という点では、近年、4年以上在学する学生数が微増する傾向がみられるため、予防的継続的に学生に対する学習面、生活面等の支援をきめ細かく行う必要がある。

〈4〉 医学研究科

大学院博士課程の入学者は一定の水準を維持しているが、定員を満たしていないので、充足率の向上を図る必要がある。

〈5〉 保健看護学研究科

博士前期課程では学生の有職者割合が高く、長期履修制度の利用により在籍者数が収容定員を上回っている。しかし、志願者数がここ数年は入学定員に近い状況が続き、実質倍率が低下していることから、志願者数の増加を図っていくことが必要である。

〈6〉 助産学専攻科

入学定員については、定員 10 人に対して 1 人下回っており、やや不足している。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈2〉 医学部

推薦入試については多彩な形態の入学試験を施行することで、入学後の成績も優秀な学生を入学させることができている。今後もこの形式を維持する。面接の評価、小論文の評価については改善を行った。

〈3〉 保健看護学部

推薦・前期・後期入試を通して、多様な学生を入学させることができているため、今後も維持していく。これまで同様、合格者数と在籍学生総数の定員管理を徹底していく。

〈4〉 医学研究科

大学院医学研究科博士課程履修プログラム(MD-PhD コース)を更に充実し、登録人数を増やすとともに、より一層勤務医が大学院の授業を受講しやすい環境を整備する。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程に専門看護師コースが備わり、看護実践の質向上に寄与し得る教育内容が準備されていることを、より広く知らせていく広報活動を継続していく。

博士前期課程、博士後期課程ともに、学生の受け入れ方針に基づき、合否判定を組織的に行うシステムにより公正かつ適切に判定を行う機能を今後も堅持していく。

今後も広く社会人を受け入れるための広報活動に、力を入れていく。

〈6〉助産学専攻科

平成 26 年度には専攻科の学生受け入れ方針を策定したところであり、大学ホームページのほか平成 27 年度に作成する「学生募集要項」に「入学者受け入れ方針」を掲載する。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

個別入試における「小論文」の出題・採点方法の客観性を高めるべく改善する予定である。また「面接」の採点基準・方法についても改善が必要である。

〈3〉保健看護学部

大学での説明・見学会を増やし、高校生に大学の周知を図るとともに、高校での出前授業や説明会への講師派遣等を引き続き推進し、高校との連絡を密にして、本学の受け入れ方針に相応しい志願者を増やすようにする。また、入学試験委員会が入学者の県内・県外の出身者の比率、在学中の成績や就職状況などのデータを整理・分析し、関係委員会と情報を共有していく必要がある。

入試問題の作成と点検については、点検方法をさらに検討して不適切な出題や誤りの防止に万全を期するようにする。小論文では採点者によるばらつきを少なくするため、より具体的な採点基準を設けていく。

面接内容や面接方法の見直し、面接する教員の資質向上のための研修などを検討する。また、受験者数の増加によって面接に長時間を要している現状があるため、今後は、短時間で評価が可能な方法も検討していく必要がある。

教員の指導体制の強化等により 4 年以上在学する学生数の増加を抑制することで、在籍学生数の定員管理を徹底していく。

〈4〉医学研究科

大学院研究生制度の見直し、外国人留学生や社会人大学院生の積極的な受け入れ等を進める必要がある。

そのため、社会人が研究・学習しやすい環境の整備が必要である。また、外国人入学者への入学金や授業料減免制度を検討する必要がある。

〈5〉保健看護学研究科

博士前期課程の志願者数の確保に向けた方策として、募集要項のみならず、大学院

案内パンフレットやホームページを定期的に更新し、本研究科の目的・理念、受け入れ方針を明確かつ具体的に情報発信していく。また、大学院進学説明会の内容の充実や開催回数の増加、各教員の人脈を活用した入学候補者への周知活動を強化していく。

志願者は、医療機関に勤務する有職者が多いことから、長期履修制度を含め社会人の就学に関する特別措置が講じられていることを一層周知し、社会人入学者の志願者拡大を図る。また、学部学生に対しても、卒業生が大学院修了後、現場で活躍している情報を提供し、将来の姿を描けるようにしていく。

〈6〉助産学専攻科

入学定員の充足については、専攻科委員会や入試委員会において検討し、可能な範囲での入学数を確保できるよう検討する。

4 根拠資料

5-1 平成 26 年度和歌山県立医科大学医学部入学者選抜要項

5-2 平成 26 年度医学部学生募集要項(既出 資料医 1-6)

5-3 平成 26 年度医学部案内(既出 資料 1-19)

5-4 医学部のアドミッションポリシー(既出 資料 1-7)

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/04/admission-policy-igakubu.html>

5-5 平成 26 年度保健看護学部入学者選抜要項

5-6 保健看護学部のアドミッションポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/04/admission-policy-hokenkango.html>

5-7 平成 26 年度大学院医学研究科(修士課程)募集要項

5-8 平成 26 年度大学院医学研究科(博士課程)募集要項

5-9 医学研究科のアドミッションポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/04/admission-policy-daigakuin.html>

5-10 平成 26 年度保健看護学研究科博士前期課程学生募集要項(既出 資料 1-26)

5-11 保健看護学研究科のアドミッションポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/04/admission-policy-hokenkangogakukenyuka.html>

5-12 平成 26 年度保健看護学研究科博士後期課程学生募集要項(既出 資料 1-27)

5-13 助産学専攻科アドミッションポリシー

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujoyoho/04/admission-policy-josan.html>

5-14 平成 25 年度オープンキャンパス

5-15 平成 25 年度大学説明会

5-16 和歌山県教育委員会及び和歌山県高等学校長会との懇談会資料

- 5-17 和歌山県立医科大学医学部入学者選抜試験施行規程
- 5-18 平成 26 年度保健看護学部一般選抜学生募集要項
- 5-19 和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程(既出資料 1-14)
- 5-20 和歌山県立医科大学助産学専攻科委員会規程
- 5-21 和歌山県立医科大学助産学専攻科入学者選抜等についての規程
- 5-22 和歌山県立医科大学助産学専攻科入学者選抜試験施行規程
- 5-23 平成 26 年度助産学専攻科学生募集要項
- <http://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/youkou/pdf/H27-josangaku.pdf>
- 5-24 図表「募集定員の推移」
- 5-25 図表「入試状況一覧」
- 5-26 保健看護学部の過去 5 年間の入学者選抜結果
- 5-27 大学院入学状況
- 5-28 保健看護学研究科の過去 5 年間の入学者選抜結果
- 5-29 助産学専攻科入学者および定員充足率
- 5-30 公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則
- 5-31 和歌山県立医科大学教育研究開発センター規定(既出 資料 2-3)
- 5-32 和歌山県立医科大学教育研究開発センター部会規定
- 5-33 和歌山県立医科大学教育研究開発センター入試制度検討部会における医学部委員会及び保健看護学部委員会運営要項

第6章 学生支援

1 現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

学生支援に関しては、和歌山県が定める中期目標において、「学生が安心して勉学に打ち込める環境が重要であるとの視点に立ち、留学生を含む多様な学生に対応した学習支援及び生活支援体制を充実させる。」と掲げられており、この目標を達成するために、中期計画等を定め、学生が安心して勉学に打ち込める環境が重要であるとの視点に立ち、学習環境整備、経済的支援、健康管理、ハラスメント対策等について取り組んでいる(資料 6-1 p. 2、資料 6-2 p. 2～p. 3)。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

担任制度やオフィスアワーなどの実施によって学生の修学支援をおこなうとともに、修学不十分な学生については個別に対応している。

〈2〉 医学部

医学部では、未使用時の講義室やゼミ室などを学生の自習室として貸し出している。また、6年生には旧臨床技能研修センターを自習室として年間を通して貸し出している。また、平成 21 年度から、1 学年を 10 名程度のグループに分け、各グループに教員を 3 名配置する担任制を導入している(資料 6-3、資料 6-4 p. 18)。

担任は、学生の修学上のことをはじめ、健康や経済的な生活上の不安についての悩みを受けることとしており、相談体制を整えている。

特に問題のある学生については、担任とも情報交換を図りながら、個別に学生部長が面談を行い、成績不振の原因や修学上の問題等について確認を行っている。必要があれば保護者とも面談を実施し、今後の取り組みについて指導を行っている。

〈3〉 保健看護学部

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関しては主として教務学生委員会で審議するとともに、教務学生委員会、実習委員会、担任・副担任が連携し、学生の個別に応じた修学支援、生活支援、進路支援にあたっている。

学生が相談しやすい環境づくりのために、1 年次から 4 年次まで担任・副担任制度を実施している。また、学生からの相談を受けるためのオフィスアワー制度を実施し、学生に周知するため、シラバスに教員のオフィスアワー及びメールアドレスを明記している(資料 6-5 p. 127)。

3年次後期以降は、保健看護研究Ⅱを開始し、教員は学生約5名程度のゼミ生を担当し、より学生の個別に応じた修学支援、生活支援、進路支援に努めている。

〈4〉 医学研究科

長期履修制度を導入するとともに、勤務の都合により出席できない者のためのe-ラーニング(講義録画)を提供し、社会人学生の修学を支援している。

また、留年者・休退学者への支援として、担当指導教員が学生の相談に乗り助言を行っている。

〈5〉 保健看護学研究科

学生支援に関しては主として研究科委員会で審議するとともに、学生の個別に応じた具体的な支援を行っている。

長期履修制度を導入し、社会人学生の修学を支援している(資料6-6 第2章長期履修制度)。入学当初の履修指導は、指導教員が個々の学生の基礎的能力や専門性の志向や展開能力に応じて、個別にきめ細やかな指導を行っている。特別研究の指導は、主指導教員と共に、副指導教員を決定し、多方面かつきめ細やかな指導ができるように、複数の教員による指導体制を取っている。

〈6〉 助産学専攻科

修学支援の一つとしてオフィスアワーを設定し、シラバスに掲載するとともに入学時に説明を行っている(資料6-7 シラバス p.32)。

留年者及び休・退学者については、平成20年4月開設以降、留年者及び休・退学者はなかった。

補習・補充教育については、学期末に期間を確保し、「学生便覧」の年間予定表内に明示し支援体制を整えている(資料6-7 表紙裏)。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

学生の健康に関する支援を行うとともに、経済的な支援として日本学生支援機構や大学独自の奨学金の支給や入学金あるいは授業料の減免など適宜、適切に実施している。

大学独自の奨学金として、「和歌山県立医科大学修学奨学金(臨床研修者用)」、「和歌山県立医科大学修学奨励金(基礎医学研究者用)」、「和歌山県立医科大学修学奨励金(看護師就業者用)」及び医学部独自として「和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金」を設置し、適切に運用している(資料6-8、資料6-9、資料6-10、資料6-11)。

また、学外の奨学金等についても適宜学生に周知し、受給にかかわる相談や取り扱い業務を行ってきた(資料6-12、資料6-13)。

入学金や授業料等についても「和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学大学院

入学金減免取扱要綱」、「和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学大学院授業料減免取扱要綱」に基づき適正に行っている（資料 6-14、資料 6-15、資料 6-16）。

〈2〉 医学部

心身の健康に関する支援として、健康管理センターにおいて、学生の健康の保持増進を図るため、健康相談（メンタルヘルス相談）、健康診断と事後指導、ワクチン接種、健康情報の提供などを行っている（資料 6-17）。

健康診断は、毎年 4 月に行い、実施項目は、内科検診、身長、体重、視力、胸部レントゲン、検尿、心電図（1 年生のみ）である。

感染予防対策は、実習において重要であることから、1 年生、4 年生の健康診断時に麻疹、風疹、水痘、ムンプス及び B 型肝炎の抗体検査を行っている。その結果、ワクチン投与基準の「基準を満たす」に該当しない学生については、感染制御部と連携しワクチン投与を推奨している。また、B 型肝炎については、抗体検査、ワクチン投与の費用は大学負担である。

なお、保健室の年間利用件数は 10 件～20 件である。

学生の人権に関する支援については、「ハラスメント防止規程」に基づき、教務学生委員会委員を相談員とし、学生からの相談を受ける体制を整えている（資料 6-18、資料 6-4 p. 19）。

〈3〉 保健看護学部

学校保健安全法に基づく保健管理として、本学の健康管理センターと連携し、学生の心身両面に渡る健康支援体制をとっている。健康診断の実施項目は、保健調査（健康管理票）、内科診察、身長、体重、視力、胸部レントゲン、検尿、心電図（新入生のみ）である。

新入生の入学オリエンテーションにおいて、喫煙、薬物、飲酒の弊害に関する講義を行い、入学時から、学生がこれらの健康に及ぼす危険性を早期から理解し健康管理ができるよう努めている。

保健室の利用状況をみると、年間平均利用件数は 40～50 件であった。また、学生相談室としてカウンセリングルームを設け、週に 1 回外部カウンセラーによるカウンセリングを行っている（資料 6-19 p. 18）。

実習前のオリエンテーション時に実習中の健康管理の仕方、感染予防対策や対応について実習委員会が中心となり学生に周知している（資料 6-20 p. 14～p. 15）。抗体検査・ワクチンの内容は風疹、麻疹、ムンプス、水痘、B 型肝炎（2 年次）である。別途、ツベルクリン反応、BCG を実施するとともに、インフルエンザを学生に推奨している。B 型肝炎の抗体検査・ワクチン接種とツベルクリン反応の費用は大学が負担している。

学生の人権保障に関する支援については、教務学生委員会が中心となり、ハラスメントの窓口を設置し、学生が相談しやすい環境づくりを行っている（資料 6-19 p. 18）。

〈4〉 医学研究科

社会人以外の大学院生のうち、研究指導教員から推薦のあった学生を医学研究科委

員会の議を経て、ティーチング・アシスタントに委嘱し、教員・研究者になるためのトレーニング機会の提供と経済的支援を行っている(資料 6-21)。

また、学部生と同様、健康管理センターにおいて、健康相談(メンタルヘルス相談)、健康診断と事後指導、健康情報の提供などを行っている。

〈5〉保健看護学研究科

本学の健康管理センターと連携し、学生の心身両面に亘る健康支援体制をとっている。学校保健安全法に基づく保健管理として、学年次毎に健康診断を4月に三葛キャンパス及び和歌山県立医科大学附属病院の施設で実施している。健康診断の実施項目は、保健調査(健康管理票)、内科診察、身長、体重、視力、胸部レントゲン、検尿、心電図(新入生のみ)である。また、学生相談室としてカウンセリングルームを設け、週に1回外部カウンセラーによるカウンセリングを行っている(資料 6-19 p. 18)。

〈6〉助産学専攻科

身体健康支援としては、学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施しており、平成26年度は100%の受診率である。結果に応じて保健管理担当者が学生への相談対応をしている。

学生生活や健康に関する悩みについては、担任、保健管理担当者、カウンセラーなどが対応している。カウンセリングルーム及び保健室利用については入学時に説明している。カウンセリングは、外部カウンセラーにより実施(1回/週)されており、平成25年度における専攻科生の利用は9件であった(資料 6-22 p. 84)。

キャンパス・ハラスメント(アカデミック・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント)については、主任相談員や相談員が窓口となって対応している。学生への周知は、入学時に説明するとともに、学生便覧に明記している(資料 6-7 学生便覧 p. 11)。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

両学部とも卒業後についての説明会を行うとともに、進路についての資料提供、説明会への参加の機会を与えている。

〈2〉医学部

卒後研修のための学内の説明会を定期的で開催している。

〈3〉保健看護学部

教務学生委員会で進路および就職の担当教員を明確にして学生の支援を行っている。担当教員は、学生の進路や就職に関わる個別相談・指導を行っている。また、学生への情報提供として、進学就職コーナーを校内に設け、進路就職に関するパンフレットや情報を学生に提供している。

学生のキャリア開発にむけた取り組みとして、附属病院の看護師キャリア開発セン

ターと共同で学生と看護師の交流会を開催し、学生のキャリア志向の意識づけに向けた取り組みを行っている。

〈4〉 医学研究科

社会人の学生が多いため、医学研究科全体としての進路支援は必要ないが、進路が未定の学生には担当指導教員が個別に対応している。

〈5〉 保健看護学研究科

博士前期課程において、大学院生の博士後期課程への進学支援や就職支援は主指導の教員が中心となり行っている。平成 22 年度から本研究科修士課程(現博士前期課程)に教育アシスタント(TA)制度が導入された。平成 25 年より博士後期課程の学生にも適応されている。この制度を活用し、学士課程の講義、演習、実習を担当する教員の教育補助を通して学生の段階から自立した教育者としての資質を得られるようになっていく(資料 6-23)。

〈6〉 助産学専攻科

進路については、担当教員を明確にし、学生個々の相談に応じている(資料 6-22 p. 77)。

2 点検・評価

○基準 6 の充足状況

〈1〉 大学全体

修学環境の整備、修学支援については両学部とも個別対応を含め適正に行っている。経済的支援については、公的な資金のみならず、様々な制度を活用できるように配慮している。健康管理とともに医療系大学としてワクチン接種なども積極的におこなっている。

これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈2〉 医学部

医学部学生定員の増加に対応して教室、実習室の増築を行っており、自習室などの教育施設については十分配慮したものになっている。さらに、奨学金制度については本学独自のものを含めて、対応をしている。さらに、修学不十分な学生、健康の問題、経済的な問題が生じた学生には、学生課が窓口となり対応している。さらに、ハラスメントについても危機対策室と連携し対応を行っている。

〈3〉 保健看護学部

学生が修学しやすい環境になるよう教育施設を整え、修学支援や生活支援に関しても対応を行ってきた。さらに、学生の個別の問題により適切な対応ができるよう担任制をとり、学生が相談しやすい環境を整え、事務と教員、担任教員が連携し対応を行

い、きめ細やかな対応を行っている。

奨学金制度についても、本学独自のものも含めて支援をしている。ハラスメントについても、窓口を設け危機対策室と連携し対応している。

これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈4〉 医学研究科

講義時間の設定や長期履修制度など社会人学生に配慮している。また、授業料の減免制度や奨学金、ティーチング・アシスタント制度など学生の経済的支援を行っている。

〈5〉 保健看護学研究科

長期履修制度など修学支援を行っている。また、奨学金、ティーチング・アシスタント制度などの支援も行っている。

これらのことから、基準をおおむね充足している。

〈6〉 助産学専攻科

学修及び学生生活等の学生支援に関する方針を定め、学生便覧に詳細に明記し学生に周知している。奨学金制度については大学独自に設けられている。学生生活や心身の健康、進路に関する対応については学生個々の相談に応じ適切に支援されている。

これらのことから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈2〉 医学部

学生の自習室、特に6年生の修学の環境は整っている。奨学金については本学独自のものも含めて多様なものを備えている。ワクチン接種などは大学から1部費用を負担している。

〈3〉 保健看護学部

平成25年度「大学生活に関するアンケート」（2年生）、（4年生）の結果では、奨学金制度が適切であるかの質問では、145人中奨学金利用者（71人）の全員が、「とても適切である」もしくは「まあまあ適切である」と答えており、学生への支援は概ね適切に行われたものとする。

ハラスメントに関するアンケートの結果では、ハラスメントについての学生への周知はできていると考える。しかし、まだ理解していない学生が少数いることから、学生への周知をより徹底する必要がある（資料6-24、資料6-25）。

（進路支援）

平成25年度の就職希望者の内定状況は100%であった。進学、就職に関する指導は、教務学生委員会と担任、ゼミ担当教員が中心となり行ったことが、高い国家試験合格率や100%の就職率に現れていると思われる。

〈5〉保健看護学研究科

(修学支援)

博士前期課程において、平成 21 年度からの 6 年間で退学者 4 名、休学者 3 名であることから、修学支援は適切に行われていると考えている。

(進路支援)

本研究科において進路支援体制は特に設けておらず、主指導教員が中心となって就職・進路の相談に応じている。殆どの学生が希望する就職先に就いている。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

平成 26 年度学生の悩みに関するアンケートを実施した結果、「担任は敷居が高く相談しづらい」という学生が多いことから担任制を含め、相談支援体制の見直しが必要となっている。

〈3〉保健看護学部

(修学支援)

学力が不足している学生には、科目ごとに個別対応の支援を行うための体制づくりが課題である。

(生活支援)

経済的支援は、奨学金の制度について理解できていない学生もいるので、周知方法を工夫する必要がある。また、今後経済的支援を必要とする学生も増加傾向にあるため、対応できる制度を見直していく必要がある。ハラスメントについて若干理解できていない学生もいるため、指導を再度徹底する必要がある。

(進路支援)

進学、就職に関する指導は、教務学生委員会と担任、ゼミ担当教員が中心となり適切には行っていたと考えるが、今後、お互いに情報交換を行うなど連携を強化し、より学生のニーズに応じた支援方法を検討する必要があると思われる(資料 6-25)。

また、学生の将来のキャリア開発に向けた取り組みはまだ十分ではないため、今後学生のキャリア育成に向けた取り組みが急務である。

〈5〉保健看護学研究科

(修学支援)

長期履修制度を利用する学生や休学を希望する学生に対する支援はまだ組織的な体制が整えられていない。

(生活支援)

論文提出や発表会のような状況時にストレスに対する健康管理の指導が必要である。奨学金・研究費について、利用がない学生がいることは広報が充分に行われていない可能性がある。

(進路支援)

多くの学生が社会人であったが、就労経験がなく就職活動が必要な学生に対する就

労支援が十分に確立していない状況である。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈2〉医学部

学生のWi-Fi環境については、各教室にアクセスポイントを設営し、環境の配備を行う。また、インフルエンザについては、費用を原価とし、大学でワクチン接種を行えるように変更した。

奨学金については、現行制度を継続し、学生の経済支援を行う。

〈3〉保健看護学部

(修学支援)

修学支援の必要な学生への対応は、休学した学生の復学状況からみて学生への対応は効果がみられていることから、今後も教務学生委員会と担任で連携し、迅速な対応を行う。

(進路支援)

今後も継続して学生の適性や個別に合う指導を実施する。

〈5〉保健看護学研究科

(修学支援)

就労しながら修学している学生が多いことから、就労に応じて学ぶ環境を整えることができていると考える。今後も継続して就学環境を整えていく必要がある。

(生活支援)

毎年、研究科委員会の委託を受けた保健看護学部の自己点検委員会が調査項目を検討し、継続して実態を把握すべき内容、その時々で焦点をあてて把握する内容を調査に盛り込み、学生生活の現状を把握するとともに、変化の内容を把握する。集計結果は、本研究科の教職員で共有するだけでなく、学生にも結果をフィードバックしていく。

(進路支援)

就労をしていなかった大学院生の就職率は100%であることから、指導教員の相談機能による効果があったと考える。今後も継続して支援する必要がある。

②改善すべき事項

〈2〉医学部

学生の相談支援体制については、平成26年度の学生の悩みに関するアンケート結果を踏まえ、担任1人当たりが受け持つ学生数を減らし担任が学生の問題を把握しやすい環境を整えるとともに、ほぼ学生全員がクラブに入部していることからクラブ内にメンターを置くことで幅広い情報収集を行う。また、学生からの直接的な相談を受けるホットラインを創設しハラスメントに対応できるよう整備した。

〈3〉保健看護学部

学力や職業への動機付けの弱い学生や、進路においても多様な価値観を持つ学生が年々増加傾向にあることから、対応しきれないことも今後多くなると考える。情報交換や情報共有の方法や具体的な対応策の検討など適切な対応が行えるような体制に改善する必要がある。

ハラスメントを受けたと答えた学生がいることから、その内容について把握できる様に「大学生活に関するアンケート」の自由回答欄の様式を改める必要がある。

〈5〉保健看護学研究科

退学・休学を希望する学生については、研究科長等の面接を通じて、その理由や支援方法を明らかにしていく。

経済的支援制度の周知強化のためにこれらの情報提供を強化する。社会人の学生が、大学院での学びを職場へフィードバックしていけるような支援体制の構築と、学生の適性に応じた就職・進路指導を行える体制に改善する必要がある。

4 根拠資料

- 6-1 中期目標(第二期)(既出 資料 1-3)
- 6-2 中期計画(第二期)(既出 資料 1-4)
- 6-3 担任制について
- 6-4 平成 26 年度医学部学生便覧(既出 資料 1-17)
- 6-5 平成 26 年度保健看護学部シラバス(既出 資料 4-(1)-6)
- 6-6 和歌山県立医科大学大学院学則施行細則(既出 資料 4-(2)-11)
- 6-7 平成 26 年度助産学専攻科 学生便覧 シラバス(既出 資料 1-28)
- 6-8 和歌山県立医科大学修学奨学金(臨床研修者用)貸付事務取扱要領
- 6-9 和歌山県立医科大学修学奨励金(基礎医学研究者用)貸付事務取扱要領
- 6-10 和歌山県立医科大学修学奨励金(看護師就業者用)貸付事務取扱要領
- 6-11 和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付事務取扱要領
- 6-12 奨学金の状況
- 6-13 奨学金受給学生の人数
- 6-14 和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学大学院入学金減免取扱要綱
- 6-15 和歌山県立医科大学及び和歌山県立医科大学大学院授業料減免取扱要綱
- 6-16 授業料減免の状況
- 6-17 健康管理センターHP
<http://www.wakayama-med.ac.jp/shisetsu/kenkokanri.html>
- 6-18 公立大学法人和歌山県立医科大学ハラスメント防止規程
- 6-19 平成 26 年度保健看護学部学生便覧(既出 資料 1-11)
- 6-20 保健看護学部実習要綱 2014 (既出 資料 4-(3)-2)
- 6-21 和歌山県立医科大学医学部ティーチング・アシスタント制度実施要綱

- 6-22 平成 25 年度保健看護学部、大学院保健看護学研究科、助産学専攻科 年報(既出 資料 1-30)
- 6-23 保健看護学部ティーチング・アシスタント制度実施要綱
- 6-24 平成 25 年度「大学生活に関するアンケート」(2 年生)集約結果(既出 資料 1-35)
- 6-25 平成 25 年度「大学生活に関するアンケート」(4 年生)集約結果(既出 資料 1-36)

第7章 教育研究等環境

1 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関しては、和歌山県が定める中期目標において、「教育研究活動に必要な施設、設備及び図書等の計画的な整備、充実を図る」こと、及び「長期的な視点で、教育・研究・医療の各活動における施策を踏まえて必要性を検討し、計画的な整備を行うことにより、良好な環境を形成する」ことを、また研究実施体制の整備に関して、「既存の枠組みを超えた横断的な教育研究を推進するため、柔軟かつ機動的な研究体制を構築する」ことが掲げられており、この目標を達成するために、中期計画等を定め、図書館機能の充実や研究施設及び設備の計画的整備、横断的プロジェクト研究への重点的な資金配分等、教育・研究の実施体制の整備を着実に進めている。(資料 7-1 p. 2～p. 3 p. 5、資料 7-2 p. 2～p. 3 p. 6)。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

ア 校地環境等

本学は和歌山市紀三井寺に紀三井寺キャンパスを、和歌山市三葛に三葛キャンパスを有しており、いずれも自然豊かで教育環境に恵まれた場所にある。

紀三井寺キャンパスは平成 10 年度の開設で、大学本部、医学部、医学研究科及び附属病院が所在している。

三葛キャンパスは保健看護学部、保健看護学研究科、助産学専攻科及び医学部教養課程が所在している。保健看護学部は看護短期大学部を前身とし、平成 16 年度に開設、平成 21 年には、医学部三葛教育棟も開設されている。キャンパスは JR 紀三井寺駅に近く、紀三井寺キャンパスへも徒歩約 20 分と近接している。

イ 校地面積

本学の校地面積は、紀三井寺キャンパス 96,990 m²、三葛キャンパス 11,752 m²で、合計校地面積は 108,742 m²となっており、大学設置基準第 37 条第 1 項の規定による校地の必要面積は 21,419 m²であり、校地面積は必要面積を十分に上回っている。

なお、運動場として紀三井寺キャンパスのグラウンド 14,384 m²、三葛キャンパスのグラウンド 9,642 m²を隣接地に有している。校地面積と運動場面積を合わせた大学敷地の合計は 132,768 m²である。

ウ 施設の状況

- ・校舎において備えるべき専用施設の有無

校舎には大学設置基準第 36 条第 1 項に定める専用施設を備えている。すなわち、紀三井寺キャンパスには学長室、事務室、講義室、演習室、実験・実習室、図書館、保健室、学生自習室等を、三葛キャンパスには、学長室を除く上記の各専用施設を備えている。

- ・専任の教員の研究室の確保の有無

医学部の専任教員の数は 308 人で、79 室の研究室及び 29 室の実験室を確保している。このうち、紀三井寺キャンパスの研究棟に 66 室の研究室及び 22 室の実験室が、三葛キャンパスの医学部教育棟（教養・医学教育大講座）には 13 室の研究室及び 7 室の実験室がある。

施設の構造上、教員それぞれに個室を提供することは不可能であるが、各室いづれも十分な面積を有しており、全ての教員が自身の専門領域において十分に研鑽を積むことができる環境を整えている。また、保健看護学部の専任教員は、助産学専攻科を含めて 43 人で、研究室は 29 室を確保している。

・学科又は課程に応じた教室の種類と数の確保の有無

紀三井寺キャンパスでは、大学設置基準第 36 条第 3 項に定める教室として、医学部では講義室 8 室、演習室 6 室、実習室 14 室、実験室 7 室を設置している。また、医学研究科専用の施設として講義室 2 室、大学院研究室が 5 室あり、医学教育に必要な教室の種類と数を確保している。

三葛キャンパスにおいては、大学設置基準および保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、保健看護学部では講義室 6 室、演習室 11 室及び実習室 5 室を備え共用で使用している。また、保健看護学研究科の専用施設として、大学院等研究室 5 室、演習室 1 室を、助産学専攻科の専用施設として実習室を 1 室備えており、保健看護教育に必要な専用施設を整備している。

・情報処理及び語学の学習のための施設の有無

両キャンパスともに、大学設置基準第 36 条第 4 項に定める情報処理のための施設として、情報処理室を備えている。紀三井寺キャンパスでは高度医療人育成センターの情報処理室にパソコン 119 台を設置し、三葛キャンパスでは、情報科学教室にパソコン 45 台及び情報処理室にパソコン 52 台を備えている。

・体育館、体育館以外のスポーツ施設、講堂、寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導施設の有無

大学設置基準第 36 条第 5 項に定める体育館等の施設として、紀三井寺キャンパスには、体育館、トレーニング室、講堂及びクラブ室等を、三葛キャンパスには、体育館及びクラブ室等を備えている。

・施設、設備の整備

教育、研究、臨床の充実を図るため、平成 22 年度に臨床技能研修センター、卒後臨床研修センターを含む高度医療人育成センターを(3,061 m²新築)、平成 25 年度には小児医療センター(改修)を開設している。

平成 26 年度には地域医療支援センターの移設とともに、遠隔診療用に地域の医療機関とのネットワークも構築し、ロボット支援手術や強度変調放射線治療設備、ハイブリッド型手術室などを備えた附属病院(東棟)(5,299 m²増築)が完成した。

エ 校舎面積の法令適合性

附属病院も含めた紀三井寺キャンパス施設の合計面積は 157,558 m²で、うち校舎面積は 39,103 m²、三葛キャンパス施設の合計面積は 13,503 m²で、うち校舎面積は 13,129 m²、両キャンパスを合わせた校舎面積合計は、52,232 m²である。大学

設置基準第 37 条の 2、別表第 3 ロ・ハの規定による校舎の必要面積合計は 19,800 m²であり、校舎面積は必要面積を上回っている。

また附属病院の面積は 89,830 m²であり、大学設置基準第 37 条の 2、別表第 3 ロの規定による附属病院の必要面積は 33,100 m²で、附属病院面積は必要面積を上回っている。

オ キャンパス・アメニティーの形成

学内の講義室、演習室、実習室などの清掃は、委託業者との契約により定期的
に実施されており、冷暖房については、外気温などを考慮して温度設定を行うな
ど適切に対応している。

学生用厚生施設として、健康管理センター、売店、食堂及び学生自治会室を設
け、このうち売店及び食堂は学生協に委託し、運営を行っている。また、クラ
ブ室として課外活動棟を設置している。

また、紀三井寺キャンパスは住宅街に立地していることも考慮し、敷地周辺に
緑地帯を配置して安らぎを感じられる環境作りを行い、植栽木の剪定や雑草の刈
り取りなどは年間通して外部委託し、大学内及び周辺の美化に取り組んでいる。
喫煙については、健康増進法が平成 15 年 5 月 1 日から施行され、公共施設に「受
動喫煙防止」の努力義務が課せられたこともあり、大学敷地内は全面禁煙として
いる。

なお、エレベーター、身体障害者用トイレ等を各建物に設置しバリアフリー化
を行っている。

カ 校地、校舎、施設、設備の維持管理

校地・校舎・施設・設備の維持・管理の確保については、施設管理、警備、清
掃、エレベーター保守点検等の業務は外部委託を活用して紀三井寺キャンパスで 9
件、三葛キャンパスで 13 件の業務委託契約により実施しており、安全な教育研究
環境を確保している。

なお、両キャンパスともに施設の経年劣化に対応するため、平成 24 年度に「施
設・設備・備品等修繕更新計画」を策定し、平成 25 年度より予算措置を行い計画的
な修繕に着手している(資料 7-3)。

キ 安全・衛生の確保

安全の確保については、予想される東海・東南海・南海地震に備え、特に津波
対策として、平成 26 年度より津波対策工事を実施する。工事内容としては、エネ
ルギーセンターへの浸水を防止するために防水扉・防水板を設置するとともに、
送電経路を確保するため、電気ケーブルを高所化することなどを計画している。
また、発生が予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため危
機対策室を設置し、附属病院を中心とした「和歌山県基幹災害医療センターマニ
ュアル」等の災害対応マニュアルの整備や訓練を行っている。

また、衛生の確保については、安全衛生管理規程に則り、衛生管理者、産業医
等を置いている。また、安全衛生計画を策定し、衛生委員会が職員の安全の確保
及び健康の増進の方策を審議、実行している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本大学では、紀三井寺キャンパスには「紀三井寺館」を、三葛キャンパスには「三葛館」を設置している。紀三井寺館は、医学部・医学研究科の学生と研究生、教職員および附属病院の教職員が主に利用し、三葛館は、保健看護学部・保健看護学研究科・助産学専攻科の学生と研究生、教職員並びに医学部の第1学年の学生と教養・医学教育大講座の教職員が主に利用している(資料7-4)。

蔵書総数は、紀三井寺館では、単行書と製本雑誌の合計は106,829冊であり、三葛館での合計は56,056冊である(平成26年3月31日現在)。このうち学術雑誌については、近年、冊子体よりは電子媒体での活用がその利便性と即時性によって主体となってきており、ジャーナルにおいても冊子体から電子媒体による購入が主となっている。紀三井寺館、三葛館ともに、外国語のジャーナルの大部分は電子ジャーナルに置き換わって利用されている(資料7-5)。

学術雑誌については、本大学で利用できるジャーナル数が少ないことが以前から課題として挙がっており、研究等に利用できる購入図書として電子ジャーナル数を増やす取り組みを行ってきた。学術雑誌の購読は、年々洋雑誌の契約料金が高騰化し、これまでの購入タイトル数を維持するのが難しい状況であった。平成25年度に電子ジャーナルを新規に3点のパッケージ契約を行うことにより、電子ジャーナル数を平成24年度の1,902種から平成25年度には3,681種にほぼ倍増させ、学術情報を最新で、網羅性が高く、即時に研究等に利用できる環境に整備した。平成26年度にも新たなパッケージ契約を行うことなどによって学術情報の利用環境をさらに充実させている。

教育・研究を支援するものとして複数のデータベースを活用しており、MEDLINE、CINAHL、医学中央雑誌Web、Evidence-based Medicine Reviews、CiNii、PsycINFO、ヨミダス文書館、最新看護索引などを利用している。平成25年度には、世界スタンダードの最新診療情報を確認できる診療支援ツールであるUp To Dateを導入し、臨床現場での具体的な実践方法・診療方針の提示に活用している。また、メディカルオンラインデータベースも導入され、日本国内の学会・出版社発行の雑誌に掲載された医学関連分野の医学文献を検索できるように整備されている。

学術雑誌を電子ジャーナルに移行し、利用できるタイトル数をほぼ倍増することによって、紀三井寺館における他機関への文献複写申込件数は、平成18年度には3,000件近くあったものが、平成25年度には1,023件に減少している。

学術情報相互提供システムの整備については、学内ネットワークが整備されており、電子ジャーナル等のデジタル情報なども学内から検索できるようになっている。国立情報学研究所とのネットワークも整備されており、県内外の公共図書館、全国の教育・研究機関の図書館と連携し、文献複写・相互貸借のサービスを行っており、必要な資料を容易に検索して入手することができる。

図書館における博物館機能を充実するために、医学史に名を残す和歌山県にゆかりのある偉人の遺品などを新たに収集し、和歌山県の偉人による医学への貢献を学内外に広く伝えるための展示するコーナーを紀三井寺館内に設けた。和歌山県の医学史に

名を残している3人の偉人(華岡青洲、小山肆成、古武弥四郎)の遺品を随時入れ替えて、紀三井寺館の玄関入口に展示している。

図書館の規模については、延べ面積は紀三井寺館では2,380㎡であり、三葛館では667㎡である。座席数は紀三井寺館が130席であり、三葛館では、改修によって閲覧室の座席設置可能スペースを最大限利用することで座席数を9席増設して59席とした。また、図書の収容能力は、紀三井寺館では約150,000冊、三葛館では、3,000冊を収容できる蔵書棚を増設することによって、図書の収容能力を53,000冊へと増加させた。設備として、紀三井寺館では、PC端末14台、複写機3台、視聴覚席6席、グループ学習室1室、個別学習室8部屋があり、三葛館では、PC端末6台、複写機2台、視聴覚席6席、グループ学習室2室を備えている。図書館の学生数に対する座席数の充足率は、紀三井寺館では19.5%と高く充実しており、三葛館では12.7%と水準を満たしている。学生一人当たりの使用面積は、全国平均の1.2㎡に対して、紀三井寺館では3.3㎡で恵まれた環境であり、三葛館では1.4㎡と平均を上回っている。

職員は、紀三井寺館では、正規職員1名(司書資格有資格者)、準職員3名(司書資格有資格者)、臨時職員2名(司書資格有資格者)、三葛館では、正規職員1名(司書資格有資格者)、準職員2名(司書資格有資格者)、臨時職員1名を配置している。

図書館の利用時間については、紀三井寺館では、平日9時～22時、土曜日10時～17時、三葛館では平日9時～22時である。紀三井寺館および三葛館ともに、地域住民等学外者の一時利用を行っており、地域に開放して活用されている。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

ア 教育課程の特徴等に応じた環境整備

本学における教育課程の詳細は第4章に記述しているが、教育環境の整備上、着目すべき主な特徴としては以下の2点を挙げるができる。

まず、①医学部、保健看護学部ともに、医療人として必要な倫理観、共感的態度やコミュニケーション能力、ケアマインドを育成しうる参加型教育を重視しており、1年次から医療福祉施設での早期体験実習等を実施することにより、段階的に高い資質を有する医療人を育成するための礎を築いている。

また、②卒後教育との継続性を重視したカリキュラム編成を行い、例えば医学部においては、総合的な診療能力を育成するため、学外実習協力機関とも連携し、卒前・卒後で一貫した診療参加型臨床実習を行っている。ここでは救急・集中治療部での臨床実習を必修とし、その間に市消防本部の救急車への同乗を経験させるなど、診断から始まる真の参加型臨床実習を体験し、卒後研修に繋がる成果を得ることができている。

教育・研究環境の整備、構築に当たっては、これら本学の教育課程の特色を存分に発揮させることを念頭に置き、全学を挙げて取り組んでいる。

イ 教育研究支援体制について

- ・支援スタッフの確保

平成 26 年度は、医学部では 11 名の大学院生が、保健看護学部では 4 名の大学院生がティーチング・アシスタントとして、実験、実習等の授業に関する教育補助業務を行っている。このティーチング・アシスタント制度は、大学院生に対する経済的支援、ひいては研究生活の継続に対する支援としても大きな意味がある。

なお、リサーチ・アシスタント制度についても、導入に向けた準備を進めているところである。

・研究環境創出のための措置

研究者の科学研究費獲得を支援するため、学内セミナー「How to get 科研費」を両学部において開催して応募上の要点を周知するとともに、書類作成のための手引き等を配付し、科研費を獲得した研究者が迅速かつ正確に書類作成を行えるよう支援した。これらの取り組みの結果、平成 26 年度の科研費助成事業の採択件数は 194 件となり、平成 25 年度の 183 件を上回った(資料 7-6)。

また、産学連携の推進による研究環境の創出にも積極的に取り組んでおり、医療分野への進出を検討している企業を訪問し、本学の研究シーズ等のプレゼンテーションを行うなど、企業との共同研究や受託研究に関する働きかけを積極的に行った。これらの取り組みが実を結び、共同研究、受託研究ともに、平成 25 年度の契約締結件数は、平成 24 年度を上回った。(平成 25 年度の共同研究の契約締結件数：29 件(平成 24 年度は 22 件)、平成 25 年度の受託研究の契約締結件数：60 件(平成 24 年度は 44 件))一方、民間等からの寄附金を活用し、社会的にも重要性の高い領域における研究活動を推進する「寄附講座」の設置も推進しており、平成 25 年 9 月には日本初の患者団体による寄附講座である「がんペプチドワクチン治療学講座」を開設した。この他、「機能性医薬食品探索講座」や「みらい医療推進学講座」、「光学的美容皮膚科講座」等、平成 26 年 4 月現在で本学には 10 の寄附講座があり、臨床研究や新規治療法の開発及び臨床応用、有能な研究者の育成等を通じ、国民の健康福祉の向上に産学協同で取り組んでいる。

さらに、平成 25 年 7 月には、住友電気工業株式会社と先進的な医療機器の創出に関する包括的連携協定を締結し、本学の産学連携に対する取り組みをより一層強固なものとした。なお、これらの産学連携の推進は、研究環境の創出のみならず、産業の活性化を通じた地域貢献の手段としても極めて重要な取り組みであるといえることができる。

その他、講座の枠を超えた横断的な研究である「特定研究助成プロジェクト」に対する資金配分や、みらい医療推進センターが文部科学省より共同利用・共同研究拠点として認定を受けたみらい医療推進センターにおける障害者スポーツ医科学研究活動の推進等、国内外において高水準の研究成果を発信できるよう、研究支援体制の充実に取り組んでいる。

・教育・研究施設の整備及び研究室の確保

医学教育・研究において基礎的研究は非常に重要であり、本学では、放射性同位元素を用いる実験や動物実験、分子生物学・細胞生物学的研究等の基礎的研究を支援するため、RI 実験施設、動物実験施設及び中央研究機器施設から成る「共同利用施設」を設けている。これらの施設は、一定のルールの下で研究者が自由に

利用することができ、医学研究の進展に大きく貢献している。

また、平成 21 年度に、紀三井寺キャンパスの敷地内に「高度医療人育成センター」を開設し、臨床技能研修センター(スキルスラボ)や OSCE 研修室、共用試験 CBT に対応した情報処理室等を整備した。研究棟や附属病院棟とも接続し近接していることから、学生の学習環境及び高度な医療技術を習得するための機器、設備は、質、量ともに飛躍的に向上した。平成 25 年度末には、ハイブリッド手術室等を備えた附属病院東棟が竣工し、臨床教育施設としての附属病院の機能強化を実現した。

なお、各種の研究や実験に不可欠な備品の整備に関しては、「教育・研究備品整備委員会」を設置し、新規備品の購入及び老朽化した備品の入れ替えを、研究者のニーズを踏まえて計画的に進めている。

一部に老朽化が見られる大学施設の維持管理については、先述のように「施設・設備・備品等修繕更新計画」を策定し、平成 25 年度より計画的な修繕に着手している(資料 7-3)。また、研究室の確保については、施設全体の有効利用の観点から、遊休スペース等、研究室への転用が可能な箇所の整備を行いつつ進めることとしている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学の教員が行う臨床研究や各種実験について、その倫理性を担保するための機関は次のとおりである。

まず、教員が主体となって人を対象に行う臨床研究の審査機関として「倫理委員会」を設置し、臨床研究のうち遺伝子解析を伴うものについては「遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会」がその倫理性を審査している。また、動物実験施設で行われる、マウス、ラット等を対象とした各種の動物実験については「動物実験委員会」が計画の妥当性を審査し、さらに、微生物やマウス等を用いた遺伝子組換え実験は、「遺伝子組換え実験安全委員会」がそれぞれに必要な拡散防止措置等、実験の妥当性及び安全性について審査を行っている。

いずれも学内規程を整備しており、規程に則って合議制の委員会を設置し、厳格な審査を通じて研究及び実験の適正な遂行を実現している(資料 7-7、資料 7-8、資料 7-9、資料 7-10)。

以下に、各委員会の概要を記す。

ア 倫理委員会

本学教員より申請される、人を対象とした医学及び保健看護学研究の倫理性を、ヘルシンキ宣言や国の倫理指針に基づき審査する。昭和 62 年 12 月に設置され、現在、委員総数は 17 名(うち外部委員は 3 名)で、男女両性、医学、法学の専門家等で構成される。毎月 1 回、新規申請や継続審査、変更申請案件、その他運営面で改善すべき事項等について審議を行っている。研究の倫理性を確保するために厳格な審査や様式の見直しを行う一方で、申請様式のひな型等を随時作成して研究者の負担軽減を図るなど、適正な運営と研究者支援の両立を実現している。

なお、審査結果の要旨はホームページ上で公開しており、議事録及び研究計画書は永久保存としている(資料 7-11、資料 7-12、資料 7-13)。また、附属病院で行う医療行為において、脳死判定や終末期医療など、主治医等の当事者のみでは判断し難い臨床倫理に関する問題が生じた場合は、附属病院に設置している「臨床倫理委員会」に諮ることとしている。

イ 遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会

遺伝子の解析を内容とする研究計画について、国の指針に基づき審査するため、平成 12 年 10 月に設置した。委員総数は 8 名(うち外部委員は 4 名)で、男女両性、科学、法学の専門家等から成る。委員会は 4 か月に 1 回、開催しており、新規申請や変更申請、申請様式の見直し等について審議を行っている(資料 7-14、資料 7-15、資料 7-16)。

本委員会においても審査結果の要旨はホームページ上で公開しており、議事録及び研究計画書は永久保存としている。

ウ 動物実験委員会

「和歌山県立医科大学における動物実験等の実施に関する規程」に基づき、動物実験計画の適合性や実験動物の適正な取扱いについて書面審査を行っている。委員は 10 名で構成され、全て学内の教員が就任している。動物実験施設内においては、施設の利用ガイダンスを含め、国の指針に基づく教育訓練を実施しており、法令遵守の徹底を指導している。

エ 遺伝子組換え実験安全管理委員会

「和歌山県立医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程」に基づき、研究者が執るべき拡散防止措置等、遺伝子組換え実験の安全管理について審議を行っている。委員は 6 名の学内委員により構成され、原則として毎月 1 回、研究者より申請される実験計画を審査している。実験の進捗状況を把握して、定期的に実験施設の実地調査を行うなど、安全管理のための適切な措置を講じている。

2 点検・評価

○基準 7 の充足状況

法基準に対する充足状況は現状のとおりとなっており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

ア 住友電気工業株式会社と、先進的な医療機器の創出に関する包括的連携協定を締結したことにより、産学連携によるイノベーションを大きく前進させた。外部資金の獲得に向けた研究シーズの広報や研究者への情報提供等が効果を発揮し、成果が現れている

また、科学研究費の獲得件数は年々増加している。

イ 倫理委員会での研究計画の審査については、全ての議事を正確に記録し、議事録を永久保存としている。このことにより、学内で実施されている臨床研究の倫理審査時の経緯やポイントを、必要な時に即座に把握することができている。ま

た、審査の過程や結果について、対外的にも説明責任を果たしうるものと考えている。

なお、倫理委員会への申請件数は増加傾向にあり、また専門性の高い事案(治験との境界線が曖昧な事案等)も増えつつある。倫理委員会はその社会的使命を着実に果たす一方で、審査業務が委員にとって過大な負担にならないよう、より効率的な運営を行うことが要請されている。このような観点から、厳格な審査を行いつつも、常に運営方法の見直しや申請様式の改訂等を議論しており、倫理審査体制は適切に機能していると評価できる。

例えば、保健看護学部教員が倫理審査申請を行う研究課題のうち、倫理性が問題となりにくい学部学生を対象とする無記名自記式のアンケート調査については、学部内に設置した「研究実施承認委員会」が第一次的に審査を行い、承認相当と判断されたものについて、倫理委員会が簡易な最終審査を行うこととし、審査の効率化を実現した。

教育・研究のための良好な施設環境を維持するため、「施設・設備・備品等修繕更新計画」に基づき、紀三井寺キャンパス、三葛キャンパスともに、耐用年数が経過した設備の更新や、老朽化した施設の修繕を計画的に進めている(資料7-3)。

②改善すべき事項

ア 図書館の職員数は、紀三井寺館と三葛館を合わせて10名である。図書館スタッフの総数としては全国の大学図書館と比べて平均的であり、職員のほとんどは司書資格を有しているが、専任の職員数が全国的にみると少ない。

イ 蔵書総数は紀三井寺館および三葛館ともに十分な数を有しているが、学生用図書については学問領域によって刊行年が古いものや保有部数が少ないことがあるため、順次、該当する学生用図書を新刊のものに更新するとともに部数を増やしていく必要がある。

ウ 図書館の施設や設備で、長期間の使用により新規のものに変更する必要があるものについては、点検して整備を行う。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

ア 本学が有する先端医学の知見を産官学で共有し、研究環境の創出や技術革新、地域産業の活性化に結びつけていくことは、研究成果の社会還元観点からも意義がある。今後も本学の知的資源を社会に提供し、産官学連携の取り組みを深めていく。

また、科学研究費の獲得については、引き続き学内説明会、文書通知やポスター掲示、学内ホームページへの掲載を通じて情報提供を行い、教員に資金の獲得を積極的に働きかけていく。

イ 倫理委員会の運営については、本学の研究者等が高い倫理観を保持して医学及び保健看護学研究を遂行しうるよう、倫理委員と事務局が一体となって、引き続き申請案件の性質に応じた適正かつ厳格な審査を実施していく。また、国の「疫

学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」の統合・改訂が予定されており、今後、この改訂指針に則った審査に対応できるよう、申請様式の見直しや研究者等への教育・研修等に取り組んでいく。

ウ 「施設・設備・備品等修繕更新計画」では、施設、設備の経年劣化の進行状況による見直しが必要となった場合は、計画を修正の上整備を進めることとしている。両キャンパスともに、今後も引き続き施設の現状を把握して計画を精査し、適切な工期や工法を検討していく。

②改善すべき事項

ア 図書館スタッフの総数は全国的に平均であり、職員のほとんどは司書資格を有しているが、専任の正規職員の数を増やすことによって、図書館サービスをさらに充実して利用者の利便性を向上していく必要がある。

イ 日進月歩の医学情報や医療技術に合わせて、学生用図書を最新のものに更新し、新しい学問分野の図書も追加し、利用できる部数も増やすことによって、学生が勉学を円滑および効率的に進めることができるように整備する。利用できる電子ジャーナル数を増やし、最新の医学情報を網羅的に入手し、データ検索システムのソフトを効率的に活用できるように整備する。

ウ 図書館の施設や設備を定期的に点検することによって、更新する必要があるものを見出し、図書館を常に快適、安全で利便性の高い環境に整備する。

4 根拠資料

- 7-1 中期目標(第二期)(既出 資料 1-3)
- 7-2 中期計画(第二期)(既出 資料 1-4)
- 7-3 施設・設備・備品等修繕更新計画調書
- 7-4 図書館の利用案内
- 7-5 蔵書冊数等の推移
- 7-6 科学研究費助成事業・採択件数の推移
- 7-7 和歌山県立医科大学倫理委員会規程
- 7-8 和歌山県立医科大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会規程
- 7-9 和歌山県立医科大学における動物実験等の実施に関する規程
- 7-10 和歌山県立医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 7-11 倫理委員会議事録(平成 26 年 6 月開催分)
- 7-12 和歌山県立医科大学倫理委員会ホームページ
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/organ/other/rinriinkai.html>
- 7-13 倫理委員会議事要旨(ホームページ公開用・平成 26 年 6 月開催分)
- 7-14 遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会議事録(平成 26 年 7 月開催分)
- 7-15 遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会ホームページ
<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/organ/other/01rinrishinsa.html>
- 7-16 遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会議事要旨(ホームページ公開用・平成 26 年 7 月開催分)

1 現状の説明

(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

社会との連携・協力に関する方針については、県の中期目標において、「地域住民への生涯学習の機会を提供することにより、健康福祉の向上への意識高揚に努める」ことや「大学の特性を活かし、学外研究者や産業界等との産官学連携研究を推進することにより、県民の健康増進と地域産業の振興を通じて社会に貢献する」ことを定めている(資料 8-1 p. 3～p. 4)。この目標を達成するために中期計画等を定め、県民及び地域医療関係者に対して継続的に医学及び保健看護学に関する最新の研究成果等の情報を提供するとともに、学外研究者や産業界等との産官学連携研究に取り組んでいる。(資料 8-2 p. 4)

また、国際交流についても、上述の中期目標において、「国外の大学や研究機関等との連携及び交流を推進し、学内に新風を吹き込むことにより大学機能の活性化を促進させるとともに、国際的な視点をもって活躍できる人材を育成する」と定めており、これを達成するため、中期計画等を定めて、学生・教職員の海外研修や海外の大学等との学術交流・学生交流を推進しているところである(資料 8-1 p. 4、資料 8-2 p. 4)。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域社会への貢献】

ア 公開講座等の開催

健康・保健に関する知識の普及を目的として、基礎医学先端の話題や臨床医学の診断・治療に関する最新情報を提供する「最新の医療カンファランス」を毎年9回開催している。また、医学部教養・医学大講座や保健看護学部による公開講座等も随時開催している。さらに、医療関係者に対しても最新情報の提供を行うため、和歌山市医師会と連携し、平成23年度から毎年1回、「臨床・病理カンファランス」を開催している(資料 8-3)。

イ 「出前授業」の実施

県内の小学生、中学生、高校生に医学・医療等への正しい認識と新たな興味を持ってもらうため、「脳とテレビゲーム」、「歯を磨かなかったらどうなるか知ってる？」など、学生や学校の関心が高いと考えられる約120のテーマを設定し、学校からの要望に応じて本学の教員が出向く「出前授業」を実施している(資料 8-4)。

ウ 医師による紀北健康出前講座と分院内で実施する紀北健康講座の実施(紀北分院)

地域住民に紀北分院の診療内容について理解を一層深めていただくとともに疾病の予防や早期発見につながる正しい知識を普及するため、「紀北健康出前講座」及び「紀北健康講座」を実施している。

- ・「紀北健康出前講座」
紀北分院診療科医師が地域に出向いて実施している。用意しているテーマ数は25で、その中から希望を聞いて実施している(資料8-5)。
- ・「紀北健康講座」
紀北分院内で月1回、地域住民を対象に実施している。テーマは、紀北分院診療科医師と看護師、薬剤師、検査技師等が、専門分野についてわかりやすく解説している(資料8-6)。
- エ 感染対策の啓発活動(紀北分院)
保健所や行政機関と連携して、紀北分院医師及び感染管理認定看護師が地域での講演会やイベント開催に併せて啓発活動を実施している。
- オ 地域住民に対する動脈硬化健診(紀北分院)
かつらぎ町と連携して、町からの委託を受け脳卒中や心筋梗塞の原因とされる動脈硬化の状況や認知機能の状況などを検査し地域住民の生活習慣病発症に関わる遺伝、環境要因に関する研究を進め、その研究成果をもとに生活習慣病や認知症の早期発見と医療機関への受診勧奨及び疾病予防の保健指導を行うとともに、講演会を実施している。
- カ 訪問診療、訪問看護の実施(紀北分院)
地元医師会や地元介護事業所と連携し、病院医師や看護師の専門性を生かして在宅診療や在宅介護の現場に出向き、診療や看護に努めている。
- キ 症例検討会の開催(紀北分院)
地元医師会や消防機関と症例検討会を開催し、開業医との連携を強化するとともに、消防隊救急救命士の救命処置のレベルアップの向上に寄与している。

【産官学連携】

- ア 産官学連携推進体制
平成18年4月の法人化に伴い、理事会直轄組織として産官学連携推進本部を設置し、「健康増進・癒しの科学センター」、「産官学連携・イノベーション推進研究センター」、「先進医療開発センター」、「知的財産権管理センター」の4つのセンターを中心に運営を行っている(資料8-7)。
- イ みらい医療推進センター
平成21年7月に、和歌山市の中心市街地にみらい医療推進センターを寄附講座により設置した。このセンターは、県民医療への貢献や中心市街地の活性化等を目的としており、平成25年度に文部科学省から障害者スポーツ医科学研究拠点として認定されている。
- ウ 異業種交流会の開催
平成19年度から平成25年度まで延べ11回にわたり、地域企業と本学のマッチングの場として、異業種交流会を開催している。平成20年度からは、株式会社紀陽銀行との連携協力に関する協定に基づき、紀陽銀行との共催としている(資料8-8)。
- エ 医療機器開発コンソーシアム和歌山

平成 24 年 4 月に、県内高等教育機関(本学、和歌山大学、近畿大学生物理工学部)と医療機器開発に取り組んでいる県内企業、更に行政、金融機関が相互に協力し、和歌山県発の医療機器開発を目標として、医療機器開発コンソーシアム和歌山を設立した。本学の臨床現場のニーズに基づき、研究開発テーマを探索し、医療機器開発の共同研究を 2 件実施している。また、県内高等教育機関の研究者間の意見交換のための、和歌山医工学研究会を開催している。

オ 企業との包括的連携協定

平成 25 年 7 月に、住友電気工業株式会社との間で、産学連携に係る包括的連携協定を締結し、同社の技術シーズと本学の臨床ニーズのマッチングを目的としたマッチング交流会を開催するとともに、医療機器開発を目的とした個別協議を実施している。

カ 受託研究・共同研究実績

様々な機会を通じて県内外企業に対して共同研究・受託研究に関する働きかけを行った結果、平成 25 年度において、受託研究 60 件、共同研究 29 件を実施した(平成 18 年度：受託研究 19 件、共同研究 3 件)(資料 8-9)。

キ 知的財産権の管理、活用

知的財産権管理センターにおいて、発明相談や知的財産権管理セミナーを開催し、本学の有する技術シーズの社会還元を図っている。平成 25 年度の特許出願件数は 4 件、特許実施等件数は 1 件であった。

【国際交流】

ア 海外の大学との学術交流・学生交流

これまでに 5 か国の 9 大学 1 政府と交流協定を締結し、留学生の派遣・受入を行うとともに、教員による学術交流を行っている。特に中国山東省の山東大学とは、昭和 61 年に交流協定を締結して以後、毎年教員又は学生の交流事業を継続して実施している。また、最近では、平成 25 年 3 月にチェコ共和国のチャールズ大学との交流協定を締結したほか、平成 26 年 5 月には、ミャンマー連邦共和国の医療関係者等との交流に向けて同国保健省医科学局との交流協定を締結した(資料 8-10)。

2 点検・評価

○基準 8 の充足状況

県の中期目標及び本学の中期計画に基づいて教育研究の成果を社会に還元するための活動を行っており、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

ア 地域住民に対する動脈硬化健診(紀北分院)

受診者が増加するなど、地域住民の健康づくりに貢献している。

イ 産官学連携

推進体制を整備するとともに、異業種交流会の開催、医療機器開発コンソーシアム和歌山の設立、企業との包括的連携協定の締結等、様々な機会を通じて県内外企業に対して受託研究・共同研究に関する働きかけを行った結果、受託研究・共同研究の件数は増加している。

②改善すべき事項

ア 国際交流

現在、国際交流センターにおいて国際交流事業を実施しているが、専属職員が臨時職員1名となっており、同センターの運営体制の強化が課題である。

イ 産官学連携

保健看護学部や附属病院看護部において、受託研究・共同研究がほとんど実施されていない。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

ア 地域住民に対する動脈硬化健診(紀北分院)

動脈硬化検診の対象地域の拡大と各種健診・人間ドックの実施を進めていく。

イ 産官学連携

専任の産官学連携・イノベーション推進研究センター長や知的財産マネージャーを雇用することにより、受託研究・共同研究を更に増加させるとともに、特許出願、特許実施権付与に結びつけていく。

②改善すべき事項

ア 国際交流

国際交流センターの運営体制の強化を図っていく。

イ 産官学連携

保健看護学部や附属病院看護部における受託研究・共同研究件数を活性化させるため、異業種交流会等への教員の参加など、保健看護学部等の産官学連携活動の強化を図る。

4 根拠資料

- 8-1 中期目標(第二期)(既出 資料 1-3)
- 8-2 中期計画(第二期)(既出 資料 1-4)
- 8-3 最新の医療カンファランス開催状況
- 8-4 出前授業実施状況
- 8-5 平成 25 年度紀北健康出前講座実施状況
- 8-6 平成 25 年度紀北健康講座実施状況
- 8-7 産官学連携推進本部体制図

- 8-8 異業種交流会開催状況
- 8-9 受託研究・共同研究件数の推移
- 8-10 海外大学等との交流状況

(1) 管理運営

1 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の業務運営の基本方針は、地方独立行政法人法第22条第1項の規定により和歌山県から認可された業務方法書第2条において、「和歌山県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるもの」と規定している。

そして、同法第25条第1項により作成された第2期中期目標では、第1「法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善」、第2「人材育成・人事の適正化等」及び第3「事務等の効率化・合理化」の3つを具体的な目標として定め、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」を達成することとしている(資料9-(1)-1 p.4)。

これらの目標を達成するための主な措置として、第1では、理事長のリーダーシップのもと機能的かつ効果的な業務運営を図るため、理事会は月2回の定期的な開催のほか臨時理事会の開催など、重要事項の迅速な決定ができる運営を行っている(資料9-(1)-2)。また、副理事長及び理事については、総務、財務、教育・研究、医療の担当理事制とし、それぞれの専決事項を定め、機動的な運営と責任の明確化を図っている。特に、経営面においては、理事長直轄の法人経営室を設置し、経営に関する進捗管理等を行い、運営体制の強化を図っている。

第2では、教職員の意欲の向上、教育・研究・医療の質の向上を図るため、教員の評価制度のほか、全職種の職員に対する評価制度を導入するとともに、組織及び教職員の活性化並びに人材育成制度の充実のため、他機関との人事交流を積極的に行っている。また、職員が満足感を実感する職場づくりを進めるため、執務環境改善の予算を措置するなど職場環境の充実に取り組んでいる。

第3では、職員自らが事務等の効果的かつ効率的な運営を進めることができるよう、その能力を高めるため、新規採用研修、新任副主査研修など、法人独自の研修を実施するとともに、職員の能力開発や専門知識の習得を図るため、県が実施している特別研修に積極的に参加する仕組みや有益な資格取得に係る費用を負担する制度を設けている。

中期計画、年度計画及びその実現に向けた取組状況については、評価委員会や学内イントラネットを通じ、構成員への周知を図っている。

次に、本学の理事長は、法人を代表し、その業務を総理するとともに、定款第10条第1項に基づき大学の学長となっており、教学と経営に関して一体的かつ迅速な意思決定ができる体制としている。また、法人全体に関わる重要事項の審議・決定機関として、理事会を設置し、その構成員である理事が、それぞれの専門分野の立場から理事長を補佐し、理事長がリーダーシップを発揮できる組織体制としている。

そして、経営審議会は、法人の経営に関する最高の審議機関として、教育研究審議会は、教育研究に関する最高の審議機関として位置づけしており、それぞれの審議機関が、事案に応じて審議を行い、法人としての意思決定プロセスを担っている。

これら理事会、経営審議会及び教育研究審議会をはじめとした法人運営組織は、定款、組織運営規則及び各規程により審議事項を定め、それぞれの権限と責任を明確にしている。

一方、学部、専攻科、大学院、附属病院等から構成する教育研究組織については、組織運営規則、大学学則、大学院学則及び各規程により設置し、その役割等を定めている。特に、教育研究組織のうち、学部、専攻科及び大学院にそれぞれ設置する教授会、専攻科委員会及び研究科委員会は、その権限と責任の明確化を図るため、各規程により審議事項を明記している。なお、学部の運営に関し必要な事項を協議するため、それぞれの学部長のもとに運営協議会を設け、原則として、教授会の1週間前に開催し、教授会に提案される審議事項、報告事項等の整理及び重要案件の事前協議等を行っている。このほか、教授会の審議事項の基本方針や施策を検討するため、各種委員会を設置し、教授会を支援している。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

法人の管理運営組織については、定款及び運営規則の委任に基づき、諸規定を整備し、定められた手続き等に従い、具体的に管理運営を進めている。

大学、学部、学科その他の重要な組織の設置及び廃止に関する事項は、理事会の議決事項としている。また、学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規則等の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項は、経営審議会で審議し、学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項は、教育研究審議会で審議することとしており、それぞれの審議会の議を経て、理事会が、法人の重要事項として議決している。

学部規程等の制定改廃に関する事項については、それぞれの教授会等の審議事項としており、学部教授会等の意見が反映できる仕組みとしている。

制定改廃が行われた諸規程については、全学に関する事項、学部、大学院及び専攻科に関する事項、附属病院に関する事項等に分類し、さらに、基本事項、組織運営、人事等に細分して編成整備するとともに、これら情報については、学内イントラネットに掲載し、公表している(資料9-(1)-3)。

次に、本学における学長、学部長、専攻科長、研究科長等の権限と責任は以下のとおりである。

学長は理事長として法人を代表し、その業務を総理し、文書決裁規程に定める手続きに基づき決裁し、法人の意思決定を行っている(資料9-(1)-4 第9条第1項 第10条第2項、資料9-(1)-5)。

学部長、専攻科長及び研究科長は、各学部、専攻科及び各研究科の校務をつかさどり、教育研究上の重要課題への対応など、それぞれの教育研究に係る管理運営の指揮をとるとともに、教員、学生又は大学院生の監督責任者として管理全般を担っている。

副理事長及び理事は、理事長が任命し、それぞれ総務、財務、教育・研究、医療の担当理事制としている。副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、理事長が指定する財務担当を掌理している(資料9-(1)-4 第9条第3項、資料9-(1)-6 第6条第1項)。各理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事長が指定する総務、教育・研究、医療担当の理事として、各担当の業務を掌理している(資料9-(1)-4 第9条第5項、資料9-(1)-6 第7条第1項)。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

現在の法人の事務局組織体制は、事務局長以下を大きく分けて、法人全体の管理運営を所管する部門が3課(総務課、施設管理課、企画研究課)、学部運営を所管する部門が1課・1室(学生課、保健看護学部事務室)、附属病院本院の運営を所管する部門が2課(経理課、医事課)、分院の運営を所管する部門が1室(紀北分院事務室)で構成している。また、理事長直轄組織として、法人経営、予算等を所管する法人経営室、危機管理等を所管する危機対策室を設けている。これらの組織に属する事務職員の現員数は、平成26年4月1日現在で、107名となっている。

主な課室の所管については、次のとおりである。

総務課には、健康管理、庶務等の業務を担当する総務班、教職員の人事、労務等を担当する人事班、給与、社会保険等を担当する給与班を設け、配置事務職員数は17名である。企画研究課には、中期計画・年度計画、奨学寄附金の受け入れ等を担当する企画振興班、法人の産官学の連携を推進する産官学連携推進班、科学研究費補助金、その他の助成金等を担当する研究支援班を設け、配置事務職員数は10名である。施設管理課には、管理班と整備班を設け、大学及び附属病院本院の施設、設備等の管理全般を所管するとともに、施設・設備長期修繕計画、消防計画等を担当している。配置事務職員数は7名である。学生課には、教務班と学務班を設け、医学部の教育課程並びに授業時間割の編成や各種試験の事務を行うほか、学生募集、奨学資金等に関する事務を行っている。配置事務職員数は10名である。また、保健看護学部が別キャンパスとなっていることから、保健看護学部事務室が事務を処理している。配置事務職員数は8名である。

次に、法人の管理運営業務の強化及び効率化を図るため、平成24年4月から、理事長直轄組織として、法人経営と予算編成を機能的に一体化した法人経営室、並びに危機対策体制及び内部統制システムの強化を推進する危機対策室を設置している。

また、本学における医学及び保健看護学教育をより良くするために教育研究開発センターを設け、教育の内容・方法、授業改善、カリキュラム、臨床技能教育、評価方法、入試制度等の研究及び企画開発を行っており、これらの業務を行うために、それぞれ部会を設け、学生課がその運営を支援している。

そのほか、地域医療支援センター及び看護キャリア開発センターにも担当職員を配置し、それぞれ円滑な運営が図れるよう支援している(資料9-(1)-7)。

次に、事務局職員については、公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び和歌山県との協定に基づく県派遣職員と法人独自で採用した法人職員で構成

されている。平成 26 年 4 月 1 日現在の県派遣職員の割合は、事務局職員全体 107 名に対し、52.3%(56 名)となっており、法人職員の採用実績は、平成 19 年度 5 名、平成 20 年度 9 名、平成 21 年度 8 名、平成 22 年度 7 名、平成 23 年度 6 名、平成 24 年度 5 名、平成 25 年度 5 名、平成 26 年度 9 名、平成 27 年度 4 名(予定)となっている。

職員の採用については、職員就業規則第 5 条において、競争試験又は選考により行うものとしており、法人職員については、公募による競争試験を行い、筆記試験、面接試験、適性検査等の結果を採用委員会に諮り採用を決定している。この採用委員会は、副理事長を委員長として構成しており、職員採用の公平性を確保するために設けた委員会である。なお、平成 26 年度からは筆記試験に専門試験を取り入れ、基礎的な専門知識を有する法人職員の採用に取り組んでいる。

また、法人職員の昇任は、同規則第 14 条において、選考により行うものとしており、事務職員を県派遣職員から法人職員に切り替えている現状から全体職員の配置状況等を勘案しながら、県派遣職員の異動に併せ、適切な昇任を行っている。

今後の法人職員の採用計画及び昇任については、法人職員の年齢構成、キャリアアップ状況、県から派遣される職員の職制も勘案しながら、大学の機能が円滑に機能するよう、計画的に進めていくこととしている。

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務局職員の勤務意欲の高揚、組織目標達成への取組を活性化するため、事務職員の人事評価については、毎年、人事評価制度実施要領を定め、役割達成度評価と職務行動評価を行っている。役割達成度評価では、示された組織目標達成のために、それぞれ職員が担当する業務内容に即して重点業務目標を定めるとともに、自己評価を行い、第 1 次及び第 2 次評価者が評価する仕組みをとっている。また、職務行動評価では、企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感及び倫理観の評価項目別に自己評価を行い、第 1 次及び第 2 次評価者が評価する仕組みをとっている。これら評価を通じ、職員の職務遂行能力や勤務実績等を的確に把握し、その結果を人材育成、任用、分限及び給与の決定等に活用している。

本学の法人職員は、採用が始まって 8 年目であり、新規採用研修のほか、中堅職員研修や新任副主査研修の階層別研修を開始したばかりであることから、県が実施している法務能力、政策形成等の能力開発研修の受講に主査昇任要件を導入して法人職員の研修参加を促し、大学職員の能力開発や資質向上に努めている。

なお、法人独自に実施している新規採用研修、中堅職員研修、新任副主査研修については、研修の企画・立案・運営は総務課人事班が行い、法人・大学・病院など現場での活用を強く意識した SD 研修として位置付け、毎年の研修テーマを決定している。平成 26 年度においては、新規採用研修では入札・支出事務、予算など、中堅職員研修では文章力養成、キャリアデザインなど、新任副主査研修ではタイムマネジメントなどを取り入れることにより、事務職員の意欲・資質の向上を図っている。

また、将来の大学における教育・研究を支援し、管理運営を担う人材育成のため、平成 23 年度から文部科学省に法人職員を初めて派遣し、平成 24 年度からは厚生労働

省と和歌山県に2年間、法人職員を派遣する仕組みを創設し、高等教育政策の習得、研究支援や管理運営スキル等の向上に繋がる学外研修に取り組んでいるところである。

2 点検・評価

○基準 9-(1)の充足状況

本学は、中期目標、定款等の明文化された規程に基づき、適切な管理運営を実施している。また、教育・研究を支援し、それを維持向上させるための事務組織を設置しており、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

- ・ 理事長・学長一体型の採用により、教学と経営に関して一体的かつ迅速な意思決定が行われている。
- ・ 理事長のリーダーシップのもと、理事会による機能的かつ効果的な運営体制となっており、理事長を補佐する副理事長及び理事の業務担当制により、機動的な運営と責任の明確化が図られている。
- ・ 大学組織を支援する事務局組織のほか、理事長直轄の法人経営室及び危機対策室が設置され、法人の管理運営業務の強化及び効率化が図られている。
- ・ 人事評価制度が整備され、事務局職員の勤務意欲の向上、組織目標達成の取組みが図られている。

②改善すべき事項

- ・ 事務局職員を対象とした教育・研究支援、管理運営を含めた資質向上のための組織的な取組みが課題である。
- ・ 新規採用研修、中堅職員研修、新任副主査研修などにSD研修の要素を取り入れ、現場活用を強く意識した職能開発研修として、内容を充実させていく必要がある。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・ 理事長・学長一体型を継続していく。
- ・ 理事長のリーダーシップのもと、理事会による運営体制、副理事長及び理事の業務担当制を継続していく。
- ・ 事務局組織及び理事長直轄組織の効果的な運営を継続していく。
- ・ 引き続き、人事評価制度を継続していく。

②改善すべき事項

教育・研究支援、管理運営を含めた資質向上のための取組として、主査研修、課長補佐研修等の階層別研修の取組を図るとともに、大学事務に特化した研修制度がないため、学外機関との協力も含めて、研修機会を作るよう取り組んでいく。

4 根拠資料

- 9-(1)-1 中期目標(第二期)(既出 資料 1-3)
- 9-(1)-2 理事会名簿
- 9-(1)-3 公立大学法人和歌山県立医科大学規程一覽(既出 資料 1-16)
- 9-(1)-4 公立大学法人和歌山県立医科大学定款
- 9-(1)-5 公立大学法人和歌山県立医科大学文書決裁規程
- 9-(1)-6 公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則(既出 資料 5-30)
- 9-(1)-7 公立大学法人和歌山県立医科大学組織図(既出 資料 2-2)

(2) 財務

1 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、平成 18 年 4 月に「公立大学法人和歌山県立医科大学」として地方独立行政法人化し、現在、第二期中期計画期間の 3 年目となっているが、和歌山県から提示された運営費交付金算定額に基づいて、計画期間 6 年間の「予算、収支計画及び資金計画」を策定している。この運営費交付金は、主に、大学における教育・研究に関する教職員人件費、教育・研究に関する経費、施設の維持管理運営費等、大学運営に最低限必要な経費を算定したものであり、毎年度、交付を受けている。他方、県が出資した建物に対する大規模修繕費は、一定のルールのもと県と協議し、施設等整備費補助金として、別途交付を受けている。

また、授業料、入学金、外部研究資金等の収益は、運営費交付金とは別に自主財源として活用できる仕組みとなっている。特に、外部研究資金については、大学の教育・研究活動の活性化を図るために、奨学寄附金の受入、受託研究・共同研究の推進、科学研究費補助金の獲得等に取り組み、財政基盤の強化に役立てている。

以上のように、県からの運営費交付金等を基本に、教育・研究に関する大学部分の財政的基盤は確立しており、さらに、産学連携によるイノベーションの推進等の取組みを進めるなど、本学の安定的な財政的基盤がより強固となるよう努めている。

なお、第二期中期計画における奨学寄附金、受託研究、科学研究費補助金等の受入状況は、(H24 年度)1,684 百万円、(H25 年度)1,646 百万円となっており、第二期中期計画における年度別計画額を上回って推移している。

一方、法人における経常収益の約 75%を占める附属病院部分(分院を含む。)について、セグメントによる附属病院の当期総利益(分院を含む。)が、H24 年度の 1,579 百万円、H25 年度の 989 百万円と堅調に推移しており、大学部分の財政的基盤の安定にも寄与している(資料 9-(2)-1)。

(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学は、会計規則及び予算・決算規程に基づき、以下のような手続きにより予算編成を行っている(資料 9-(2)-2、資料 9-(2)-3)。

まず、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経た後、10 月及び 11 月の理事会において、翌年度の「年度計画策定方針」及び「予算編成方針」を決定し、学内の組織に提示し、それに基づき各部門の予算管理者は、11 月下旬までに予算要求調書を作成し、法人経営室経営班に提出する(資料 9-(2)-4、資料 9-(2)-5、資料 9-(2)-6)。

その後、各部門予算管理者と理事長、副理事長及び各理事とのヒアリングを実施し、要求事業について、必要性、見込まれる効果、金額等の妥当性等の検証、査定を行うことで、予算編成の適切性を確保している。

そして、作成された予算案は、経営審議会及び教育研究審議会の議を経て、理事会で審議し議決している(資料 9-(2)-7、資料 9-(2)-8)。

予算決定後は、年度当初に、予算管理者に予算配分を行い、財務システムにより執行管理している。

予算の執行状況は、財務担当理事が月次の財務状況を分析・検証している。また、9月及び12月に執行状況を調査し、各事業の予算過不足や今後の執行見込みを把握し、それに基づく収支見込みを作成するなど、予算を執行管理している。

予算執行状況及び財務状況は、理事会において決算だけでなく中間決算についても報告することにより法人の財務状況を把握している。特に、附属病院の経営状況については、毎月理事会で報告し、その動向を分析、検証しながら、迅速かつ的確な対応ができるような管理体制としている(資料 9-(2)-9、資料 9-(2)-10)。

これらを踏まえ、必要時には年度内の補正予算編成等を行い、さらに次年度以降の予算編成に反映させていく仕組みをとっている。

次に、決算の内部監査については、本学では、二つの仕組みを設けている。

一つは、法人独自の内部監査である。内部監査規程に基づき、法人の運営活動の遂行状況を適法性と妥当性の観点から検討、評価するもので、業務監査と会計監査の側面から監査を行っている(資料 9-(2)-11、資料 9-(2)-12)。

もう一つは、本学の監事2名による監査である。監事は、毎月2回開催する理事会に出席し、法人の重要事項の審議を把握するとともに、月次報告及び病院経営の状況報告を受け、意見を述べ、それらを踏まえて、決算時の関係書類(財務諸表、決算報告書及び事業報告書)を監査している。

なお、平成25年度の監事による監査結果は、適正意見となっており、また、地方独立行政法人法に基づく会計監査人による監査についても、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の監査が行われているが、平成25年度の監査結果も適正意見となっている(資料 9-(2)-13、資料 9-(2)-14)。

2 点検・評価

○基準 9-(2)の充足状況

県からの運営費交付金等を基礎として、必要かつ十分な財政的基盤を確立しており、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

- (1) 教育・研究に関する最低限必要な財政的基盤が担保され、継続的かつ効果的な予算配分が可能となっている。
- (2) 平成25年度決算で、教育・研究・医療の質の向上、組織運営の改善等に使用することができる目的積立金及び積立金は累計5,704百万円となっており、教育・研究に関する効果的な財政的配分が可能となっている。
- (3) 外部研究資金獲得について、科学研究費補助金は、平成25年度決算596百万円となり法人化時の約3倍に増加し、産学連携では平成25年度に民間企業との

包括協定を締結するなど研究支援体制が進んでいる。

- 〈4〉平成 24 年度から危機対策室で内部監査を所管し、監査体制の確立が組織対応として着実に進んでいる。

②改善すべき事項

- 〈1〉理事会への病院経営の状況報告について、業務実績の進捗状況がより適確に把握できるように、効果的な分析、検証方法等を検討する必要がある。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 〈1〉引き続き、運営費交付金等の財政的基盤を確保していく。
- 〈2〉目的積立金の計画的な執行を継続していく。
- 〈3〉引き続き、研究支援体制の強化に取り組んでいく。
- 〈4〉監査体制の充実を引き続き継続していく。

②改善すべき事項

- 〈1〉効果的な分析、検証方法等について調査研究し、病院経営の状況がよりの確に把握できるよう取り組む。

4 根拠資料

- 9-(2)-1 財務諸表(平成 21 年度～平成 25 年度)
- 9-(2)-2 公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則
- 9-(2)-3 公立大学法人和歌山県立医科大学予算・決算規程
- 9-(2)-4 平成 25 年度第 13・14 回理事会議事録
- 9-(2)-5 平成 26 年度年度計画策定方針
- 9-(2)-6 平成 26 年度予算編成方針
- 9-(2)-7 平成 25 年度第 21 回理事会議事録
- 9-(2)-8 平成 26 年度予算書
- 9-(2)-9 平成 25 年度第 16 回理事会議事録
- 9-(2)-10 平成 25 年度中間決算・病院経営の状況報告(10 月分)
- 9-(2)-11 公立大学法人和歌山県立医科大学内部監査規程
- 9-(2)-12 監査報告書(平成 21 年度～平成 25 年度)
- 9-(2)-13 監事の監査報告書(平成 21 年度～平成 25 年度)
- 9-(2)-14 会計監査人の監査報告書(平成 21 年度～平成 25 年度)

第10章 内部質保証

1 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、地域医療の中核を担う公立の医科系大学として、教育・研究・医療水準の向上を図り、それらが一定の水準にあることの責任を果たすため、地方独立行政法人法（以下本章において「地独法」という。）に基づく中期計画・年度計画の策定と事業実施、そして実施結果の自己点検・自己評価、それから和歌山県が設置する「和歌山県公立大学法人評価委員会」（以下「県評価委員会」という。）の評価・提言の内容を踏まえた次期の計画策定や事業実施というサイクルを中核として、内部質保証に取り組んでいる。

自己点検・評価の実施と結果の公表については、大学学則第2条第1項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め、また、大学院学則第2条第1項にも同様の規定を置いており、上述の地独法の規定に基づく自己点検・評価の結果及び県評価委員会の評価結果を、本学のホームページで公表している（資料10-1 第2条第1項、資料10-2 第2条第1項、資料10-3）。

また、学校教育法第109条第2項に定められている認証評価受審の前年度に、認証評価で用いられる点検・評価項目に従って自己点検・評価を行っている。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則第172条の2において大学が公表するものとして掲げられている教育研究活動等の状況に関する情報を、本学の中期計画第5の2に掲げる「教育の内容、研究の成果、診療の実績等について、ホームページへの掲載や報道機関への発表等を通じて積極的に情報を提供する。」という計画に基づき、すべて本学ホームページで公表している（資料10-4 p.6、資料10-5）。また、毎年度の決算報告書や財務諸表についても本学ホームページで併せて公表しており、情報公開の内容および方法は適切である（資料10-6）。

また、個別の情報公開請求への対応については、和歌山県情報公開条例や和歌山県個人情報保護条例の定めに基づき本学における開示請求手続き等を定めている「和歌山県情報公開条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程」や「和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程」に基づき適切に行っている（資料10-7、資料10-8）。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学は、地独法に基づき設置された公立大学法人であり、大学の質の保証については、教育も含めた法人の運営全体を対象とする地独法の自己点検・評価制度によるこ

とが基本となっている。

具体的には、「公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会規程」により設置する「公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会」（以下「本大学評価委員会」という。）を中心に、内部質保証を行っている。本学理事と各部門の長により構成する本大学評価委員会は、本学の内部質保証の要である「中期計画」、「年度計画」の期間終了時点での自己点検・評価、及び認証評価受審前年度に行う自己点検・評価を行い、本学の業務が計画や方針に沿って適切に実施されているかどうかを自らチェックする役割を担っている。（資料 10-9）。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムについては、中期計画第 5 の 1 において、「自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図る」という方針を掲げ、また、平成 26 年度計画第 5 の 1 においては「業務実績に関する自己点検・評価結果等及び県評価委員会評価結果等については、本学及び県ホームページにおいて広く公表するとともに、県公立大学法人評価委員会の評価結果及び提言に関しては学内所管部門にフィードバックし、理事会、教育研究審議会において対応状況の進捗管理を行う。また、病院機能評価、大学認証評価等についても、評価結果を関係部門に適切にフィードバックし、適宜進捗管理を行っていく。」という方針を掲げており、内部質保証の方針と手続きを明確化するとともに、方針に沿ったシステムを整備している（資料 10-4 p. 6、資料 10-10 p. 9）。

本学構成員のコンプライアンスについては、中期計画第 6 の 3 において「ア 教育、研究、医療の場において、人権を尊重し、人格を重んじる教職員を育成する。イ 各種ハラスメントに対する予防等体制を確立するとともに、意識を高め、快適な教育研究環境及び職場環境をつくる。」という方針を掲げ、平成 26 年度計画第 6 の 3 において「ア 現場のニーズを踏まえた研修計画を立案し、研究倫理や医療従事者等の人権問題について、正しい知識を再確認させ、人権意識の醸成を推進する。イ ハラスメント等について、学内ホームページの改訂等により、速やかに対応できる体制を周知し、相談体制のさらなる充実に繋げる。」という方針を掲げている（資料 10-4 p. 6、資料 10-10 p. 9）。これらの計画に基づき、本学では「公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則」第 36 条および同条に基づき規定した「公立大学法人和歌山県立医科大学ハラスメント防止規程」により職員のハラスメントの防止について定めるとともに、人権・人格を重んじる構成員の育成のため、全職員を対象に「全学人権同和研修」を開催し、また、公的研究費の適正管理・不正防止の意識向上のため、「全学コンプライアンス（法令遵守）研修」を行っている（資料 10-11 第 36 条、資料 10-12 第 1 条）。また、ハラスメント等の相談について、危機対策室を窓口とし速やかに関係課と連携を図り対応する体制を構築している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

大学全体としては、中期計画第 5 の 1 や平成 26 年度計画第 5 の 1 で掲げているとおり、年度計画・中期計画の期間終了後の自己点検・評価、および認証評価受審前年度に行う自己点検・評価等の評価結果を各部門にフィードバックし、理事会および教育

研究審議会が対応状況の進捗管理を行いながら業務の改善を図るとともに、これらの評価結果を、翌年度の年度計画や翌中期計画期間の中期計画の策定に反映するという形で内部質保証のシステムを機能させている(資料 10-4 p. 6、資料 10-10 p. 9)。

また、個別の分野での評価も質保証の機能を果たしている。

本学で取り組んでいる個別の質保証について、次に記述する。

ア 教員評価

教員評価制度を導入し、教育、研究、臨床、組織貢献、地域・社会貢献の 5 つの領域について、毎年度評価を実施している。

評価の対象は助教以上の教員(短期任期付き教員及び年度途中で採用、退職、配置替え、昇任した者は除く)となっており、評価結果の通知を行うことで、各教員が評価結果を次年度の活動に生かすことができるようにしている。

また、評価の結果は、学長が教員の諸活動の活性化を促すために利用したり、その活動が十分でないと評価された教員に対する指導及び助言等にも活用している。毎年度各部門から、特に高い評価を受けた優秀な教員を表彰するとともに、教員の再任審査委員会において、再任可否の判断資料となっている。

イ 組織評価

和歌山県立医科大学教育研究開発センターの自己評価委員会において、教育研究開発センターの研究活動等の点検及び評価を行っている。また、センターが関与する本学の医学・保健看護学教育に係る教育評価の実施とその結果の公表について審議を行っている

ウ 授業評価(教員の授業相互評価及び学生の授業評価)

医学部においては、教育内容と教育者の質の向上を図るため、教育評価部会委員による授業評価を行っている。また、初めて授業を行う教員等に対しては、教育評価部会委員 2 名が授業を聴講し、適正に評価を行い、その評価結果を各教員と指導教授にフィードバックしている。また、講義や実習等において、学生による授業評価を実施し、各教員、各科に評価結果をフィードバックすることにより、教育内容の充実や教授法の改善を図っている。

保健看護学部では、教員による授業相互評価を FD 活動の中で実施している。学生による授業評価は、4 コマ以上授業を実施した全教員に対して、学生による授業評価を実施し、教育方法の改善と教育者の資質向上を図っている。

エ FD 活動(教員の集合研修による教育改善・向上)

医学部では、教育研究開発センターの FD 部会において、授業内容・方法および授業改善(FD)に関わる研究・開発および企画を行っている。FD は年 4 回、講演およびワークショップ形式で行っている。テーマは毎年、必要なテーマを議論し、施行している。

保健看護学部では、教員の教育や研究テーマを共有し、各教員相互の教育及び発展のきっかけとすることを目的とした FD カンファレンス、教育や研究を

遂行するにあたり、より専門的な知識や技術を向上させることを目的とした特別講演、ピアレビューにより教授法やクラスマネージメントについての模範例を見だし、共有することで、個々の教員の教育能力の開発を目的とした教員相互授業参観を行っている。

オ SD 活動（事務職員等の資質向上のための研修）

法人独自に新規採用研修、中堅職員研修、新任副主査研修を実施している。研修の企画・立案・運営は総務課人事班が行い、法人・大学・病院など現場での活用を強く意識した SD 研修として位置付け、毎年の研修テーマを決定している。

また、法人独自の研修に加え、和歌山県が実施している法務能力、政策形成等の能力開発研修に法人職員が参加し、能力開発や資質向上に努めている。

更に、将来の大学における教育・研究を支援し、管理運営を担う人材育成のため、国と和歌山県に法人職員を派遣し、高等教育政策の習得、研究支援や管理運営スキル等の向上に繋がる学外研修に取り組んでいるところである。

カ 入学者受け入れ方針の見直し

教育研究開発センターの入試制度検討部会医学部委員会において選抜方法による成績推移の解析などに基づいた医学部大学入学者選抜方法の研究や改善、資料収集と調査等を行っている。

キ 教育課程の編成方針の見直し

医学部では、教育研究開発センターのカリキュラム専門部会において、毎年カリキュラムの編成の見直しを行っている。平成 25 年度には医学部分野別認証に対応したカリキュラム改善を行った。

保健看護学部では、教務学生委員会で次年度のシラバスの検討とともに方針の見直しを行っている。

ク 学位授与方針の見直し

和歌山県立医科大学教育研究開発センターの教育評価部会において、医学・保健看護学教育の評価方法等について見直しを行っている。学位授与の要件についても改善を行っている。

ケ 施設整備・修繕等計画

施設・設備・備品等修繕更新計画をたて、計画的に施設設備を進めている。また、毎年度各課室において設備等の状況を調査し、必要に応じ計画を見直している。

2 点検・評価

○基準 10 の充足状況

地独法の自己点検・評価制度を基幹として、個別分野においてもそれぞれ検証を行っていることから、基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

地独法の自己点検・評価制度により、毎年度実施している自己点検・評価結果を次年度（次期）の計画に反映させるサイクルが確立しており、それが大学の内部質保証の機能の基幹を果たしている。

また、教員評価については、平成 24 年度から教員評価基準表を制定し、これに基づく評価としたことにより、各教員が目標を設定しやすくなっている。

②改善すべき事項

個別の分野における質保証について、医学部と保健看護学部では実施の方法や実施体制が異なっていたり、片方の学部でのみ行っているものなどがある

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

地独法の自己点検・評価制度の運用を今後も適切に行う。

②改善すべき事項

個別の分野における質保証について、医学部と保健看護学部では実施の方法や実施体制が異なっていたり、片方の学部でのみ行っているものなどがあるため、統一する必要がある。

4 根拠資料

10-1 和歌山県立医科大学学則(既出 資料 1-1)

10-2 和歌山県立医科大学大学院学則(既出 資料 1-12)

10-3 評価に関する情報

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/hyouka/index.html>

10-4 中期計画(第二期)(既出 資料 1-4)

10-5 教育情報の公表

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/index.html>

10-6 業務・財務に関する情報

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/gyoumu/index.html>

10-7 和歌山県情報公開条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程

10-8 和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程

10-9 公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会規程

10-10 年度計画(平成 26 年度)(資料 既出 1-5)

10-11 公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則

10-12 公立大学法人和歌山県立医科大学ハラスメント防止規程(既出 資料 6-18)

終 章

今回の自己点検・評価にあたっては、認証評価の受審を予定している大学基準協会の大学評価に関する諸規定に沿い、本学の理念・目的、各学部、研究科、専攻科毎に定めた教育目標の達成に向けて、実際に実践した内容とその効果、またこれからの課題は何かということについて検証を行った。

出来るだけ広い視点、視野による報告書となるよう、学内ホームページに認証評価に係る専用のコーナーを設け、認証評価制度に関する資料、過去の本学の認証評価に関する資料、参考となる他大学の資料などを情報として掲載するとともに、この報告書の執筆担当者素案等を掲載して学内で広く意見を求めた。さらに、それぞれの分野で慎重に検証を行い、執筆担当者意見交換会や学内評価委員会等での議論を経てこの報告書を取りまとめた。

その結果、一部についてやや不十分である部分もあるが、概ねすべての評価基準について、大学全体としては方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されていることが確認できた。

また、今回の認証評価から新たに加えられた「内部質保証」に関する基準については、地方独立行政法人法に基づく評価制度の枠組みの中で、教育・研究・医療・経営等について、社会から求められる一定の水準を確保するために、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を学内にフィードバックして次年度（次期）の計画に反映させるというPDCAサイクルを確立していることを確認した。しかし、個別の質保証の手法については調整が必要な部分もあるため、今後対応策を検討する。他の基準に関しても、効果が上がっている取り組みについては、それを継続発展させ、改善すべき事項については、今後速やかに対応策を検討し改善を行っていくこととする。

近年、社会の多様な場面でグローバル化が進む中、本学としてもその流れに取り残されることのないよう、積極的に教育内容や教育環境について見直しを行い、教育目標に掲げている国際社会で活躍できる人材や国際的視野を持った人材を育てていかなければならない。医学部では、今後、医学教育分野別評価基準に対応し、診療参加型臨床実習の充実を行うなど、国際基準を満たす医学教育の実施を目指すとともに、本学の独自性をだせるようカリキュラムの編成及び授業評価方法等についての総合的な改善を行ない、グローバルな視点を持った人材の育成に注力していく。

また、県内唯一の公立医科大学として、「地域医療への貢献」が重要な使命であることを忘れてはならない。このことについては、地域医療に従事する医師・医療従事者に対する生涯教育や地域住民に対する健康・保健知識の啓発を担当する生涯研修センターと、キャリア形成支援により地域医療に従事する医師等の育成及び確保を担当する地域医療支援センターが中心となって取り組んでいくこととする。

また看護の分野では、看護キャリア開発センターと臨床技能研修センターが共同して教育プログラムの開発を行うなど、保健看護学部と附属病院が連携した形で教育の充実を図っていく。

本学としては、今後とも医聖華岡青洲をルーツとする「医の心」を忘れることなく、これからの社会環境の変遷に的確に対応し、和歌山県内唯一の医療系大学として、与え

られた使命を果たせるよう教育、研究、医療、看護のそれぞれの分野において、常に検証を怠らずに取り組んでまいりたい。